

第3期健康ざおう21プラン<sup>及び</sup>  
第2期蔵王町食育推進計画  
第2期蔵王町自死対策計画



宮城県蔵王町観光PRキャラクター

蔵王さま

令和5年3月

宮城県 蔵王町

## はじめに

近年、私たちを取り巻く環境は、人口の減少や急速な少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、大きな変動を続けています。社会環境の変化は、食生活や睡眠、またこころの病気など、多様な健康課題を生じさせており、がんや糖尿病など生活習慣病の発症にもつながっています。



また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式を取り入れるなど健康に対する意識にも変化が生じています。今後は、生活習慣病だけでなく多様な健康課題を解決していくために、家庭、地域、関係機関、行政等がそれぞれの強みを活かしながら一丸となって取組を推進していくことが重要です。

蔵王町は、平成30年度から令和9年度まで「第3期健康ぞおう21プラン」及び「第2期蔵王町食育推進計画」を、令和4年度までの計画期間である「第1期蔵王町自死対策計画」を一体的に策定し、町民の健康づくりや食育、自死対策への様々な取組を推進してまいりました。

今回計画策定から5年経過し、最終的な目標達成に向けて効果的な取り組みを実施していくための中間評価を行うとともに、新たに「第2期蔵王町自死対策計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、皆さまとの協働による健康づくりをすすめてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました蔵王町健康づくり推進協議会の委員の皆さま、町民アンケート調査等でご意見をいただきました皆さま、関係者の皆さまに対しまして心から感謝申し上げます。

令和5年3月

蔵王町長 村上英人



# 目 次

<b>第 1 編 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の位置付け .....	4
3. 計画の期間 .....	5
4. 計画の策定体制 .....	5
5. 計画の推進体制 .....	6
<b>第 2 章 蔵王町の概況</b> .....	<b>9</b>
1. 人口 .....	9
2. 出生と死亡 .....	11
3. 医療費の状況 .....	14
4. 特定健康診査の状況 .....	15
5. 要介護（要支援）認定者の状況 .....	17
6. 子どものむし歯の状況 .....	18
7. 肥満傾向児の状況 .....	21
8. 自死に関する状況 .....	22
<b>第 2 編 第 3 期健康ざおう 2 1 プラン・第 2 期蔵王町自死対策計画</b> .....	<b>25</b>
<b>第 1 章 基本理念</b> .....	<b>27</b>
1. 基本理念 .....	27
2. 基本方針 .....	27
3. 計画の視点 .....	30
4. 重点項目 .....	30
<b>第 2 章 第 3 期健康ざおう 21 プラン及び第 1 期蔵王町自死対策計画の目標達成状況</b> .....	<b>31</b>
<b>第 3 章 健康づくりの推進</b> .....	<b>34</b>
1. 望ましい食生活・食習慣（アルコール含む）の実現 .....	34
2. 運動・身体活動の増加 .....	38
3. こころの健康づくり（第 2 期蔵王町自死対策計画） .....	42
4. タバコ対策 .....	55
5. 歯科保健対策 .....	58
6. 生活習慣病の予防 .....	62
7. がん予防 .....	67
8. 地域活動の充実 .....	69
<b>第 4 章 第 3 期健康ざおう 2 1 プラン等の目標一覧</b> .....	<b>74</b>



<b>第3編 第2期蔵王町食育推進計画</b> .....	<b>77</b>
<b>第1章 基本理念</b> .....	<b>79</b>
1. 基本理念 .....	79
2. 基本目標 .....	79
3. 重点目標 .....	79
4. 町民運動 .....	79
<b>第2章 第2期蔵王町食育推進計画の目標達成状況</b> .....	<b>80</b>
<b>第3章 蔵王町の食の現状と課題</b> .....	<b>82</b>
1. 食を通して健康な身体をつくる食育.....	82
2. 豊かな心を育む.....	84
3. 地産地消の推進.....	87
4. 連携体制 .....	88
<b>第4章 第2期蔵王町食育推進計画の目標</b> .....	<b>89</b>
1. 食を通して健康な身体をつくる食育.....	89
2. 豊かな心を育む食育.....	91
3. 地産地消の推進と食文化の伝承.....	92
4. 多様な機関との連携・協力による食育推進.....	94
5. 第2期蔵王町食育推進計画の目標一覧.....	95
<b>第5章 食育の推進</b> .....	<b>97</b>
1. ライフステージごとの取組.....	97
2. 乳幼児期（0～5歳） .....	98
3. 学童期（6～12歳） .....	99
4. 思春期（13～18歳） .....	100
5. 青年期（19～39歳） .....	102
6. 壮年期（40～64歳） .....	103
7. 高齢期（65歳以上） .....	104
<b>資料編</b> .....	<b>105</b>
1. 蔵王町健康づくり推進協議会設置要綱.....	107
2. 蔵王町健康づくり推進協議会委員名簿.....	109
3. 計画の策定経過.....	110
4. 蔵王町における生きる支援関連施策一覧.....	111

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

※法律等の抜粋、統計用語は「自殺」と表記していますが、それ以外は「自死」を使用しています。

※目標指標等における学校等の施設数は、計画策定時(令和5年3月)の施設数で設定しています。

---

---

## 第1編 総論

---

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国は、生活環境の改善や医学の進歩等により、世界でも有数の長寿を誇る国となっています。しかし、近年は少子高齢化が進行しており、高齢者の増加による介護や医療の負担が増大するとともに、社会環境や経済情勢等の変化による生活習慣やライフスタイルの変化によって、生活習慣病等のリスクも高くなってきています。また、こころの病気も社会問題となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことで、人々の行動や意識、価値観等が変化し、「新たな日常」という生活様式が定着しつつあります。

国では平成24年に「健康日本21(第二次)」を策定し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」や「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を基本的な方向性として示しました。また、食育に関しては、令和3年に「第4次食育推進基本計画」を策定し、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進」、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」が重点課題として掲げられました。

宮城県においては、平成25年に「第2次みやぎ21健康プラン」が策定され、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」、「一次予防の重視」、「ソーシャルキャピタルの再構築」の4つが基本的な方向性として示されています。また、令和3年に策定された「第4期宮城県食育推進プラン」では、「食育を通じた健康づくり」、「『食材王国みやぎ』の理解と継承」、「生きる力を育てる食育」、「みんなで支えあう食育」の4つが重点施策として掲げられました。

なお、「健康日本21(第二次)」は、これに続く次期プランと医療費適正化計画等の期間とを一致させること等を目的として、令和3年に期間が1年間延長されました。これに合わせて、「第2次みやぎ21健康プラン」も計画期間が1年間延長されています。

本町では、平成30年3月に令和9年度までを計画期間とする「第3期健康ざおう21プラン」及び「第2期蔵王町食育推進計画」と、令和4年度までを計画期間とする「第1期蔵王町自死対策計画」を一体的に策定し、町民の健康づくりや食育、自死対策への様々な取組を展開してきました。

今回、計画の策定から5年が経過し、「第3期健康ざおう21プラン」及び「第2期蔵王町食育推進計画」の計画期間の中間年を迎えることから、最終的な目標達成に向けて効果的な取組を実施していくために2つの計画の中間評価を行うとともに、「第1期蔵王町自死対策計画」は計画期間が終了することから新たな計画を策定しました。



## 2. 計画の位置付け

各計画ともに、「第五次蔵王町長期総合計画」を上位計画として、それぞれ関連する計画との整合を図りつつ、策定したものです。

### ■第3期健康ざおう 21 プラン

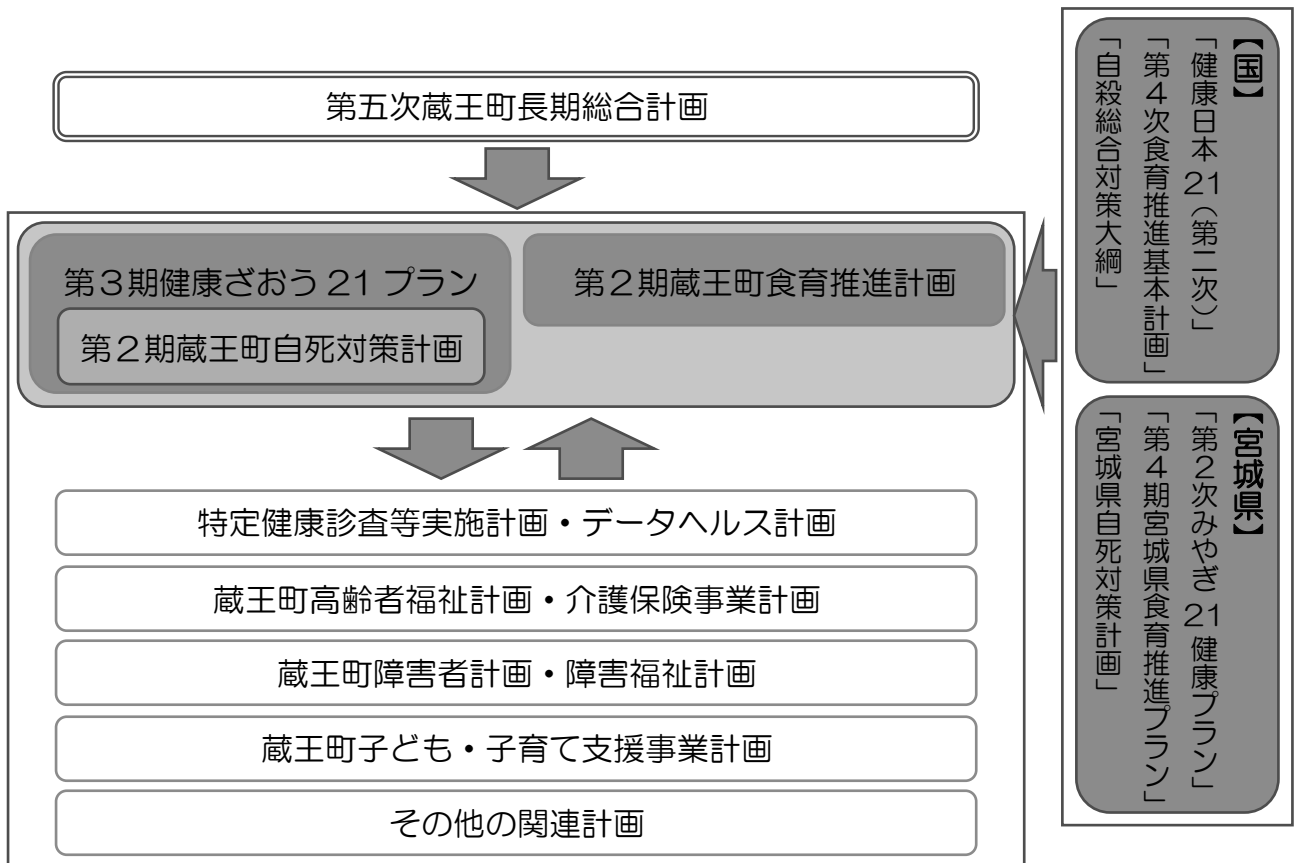
「第3期健康ざおう 21 プラン」は、健康増進法第八条第二項に基づく市町村健康増進計画として位置付けられ、国の「健康日本 21(第二次)」及び宮城県の「第2次みやぎ 21 健康プラン」の趣旨や方向性を踏まえて、本町の総合的な健康づくり指針として策定されたものです。

### ■第2期蔵王町自死対策計画

「第2期蔵王町自死対策計画」は、自殺対策基本法第十三条第二項に基づく市町村自殺対策計画として位置付けられ、国の「自殺総合対策大綱」及び宮城県の「宮城県自死対策計画」の趣旨や方向性を踏まえ、本町の自死対策を計画的に推進するために策定されたものです。

### ■第2期蔵王町食育推進計画

「第2期蔵王町食育推進計画」は、食育基本法第十八条第一項に基づく市町村食育推進計画として位置付けられ、国の「第4次食育推進基本計画」及び宮城県の「第4期宮城県食育推進プラン」の趣旨や方向性を踏まえ、本町における食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。



### 3. 計画の期間

「第3期健康ざおう 21 プラン」及び「第2期蔵王町食育推進計画」の計画期間は、上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」の計画期間に合わせ、平成 30 年度から令和9年度までの 10 年間とし、令和4年度に中間評価を踏まえて見直しを行ったものです。

「第2期蔵王町自死対策計画」の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

計画名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
第五次蔵王町長期総合計画	→										
第3期健康ざおう21プラン	→				中間評価 見直し	→				最終評価	
第2期蔵王町食育推進計画	→					→					
第2期蔵王町自死対策計画	→					→					見直し・評価

### 4. 計画の策定体制

#### 4-1. アンケート調査

各計画の策定にあたって、町民を対象として、身体、こころ、睡眠、医療、飲酒、喫煙等の健康状態及び食育に対する意識や食生活等について広く意見をうかがうために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	20 歳以上の町民	町内の中学生 (全学年)	町内の小学生 (5年生、6年生)
調査方法	郵送による配布・回収	学校を通じて配布、郵送による回収	
調査期間	令和4年8～9月		
配布数	1,300 票	271 票	175 票
回収数	431 票	125 票	109 票
回収率	33.2%	46.1%	62.3%

## 4-2. 関係団体調査

---

町内で健康づくりや食育、こころの健康づくり等の活動に携わる団体の方々に対して、日頃の活動に関する事柄や町の取組への意見等をうかがうため、ヒアリングシートの配布・回収による調査を行いました。

調査方法	各団体代表にヒアリングシートを配布・回収
調査期間	令和4年10～12月
配布数	8票
回収数	7票

## 4-3. 蔵王町健康づくり推進協議会

---

各計画を策定する際の様々な事柄について、町民や医療関係者、教育関係者、福祉関係者、町内事業所等で構成された「蔵王町健康づくり推進協議会」において、意見交換及び審議を行いました。

## 4-4. パブリックコメント

---

町民からの意見を広く聴取し、各計画の策定の参考とするために、パブリックコメントを実施しました。

# 5. 計画の推進体制

---

## 5-1. 計画の推進体制

---

各計画を推進するために、健康増進及び食に関連する各種団体等の連携体制を強化しながら計画の周知を図り、計画に基づく取組が行えるよう「蔵王町健康づくり推進協議会」において計画の進行管理に努めます。

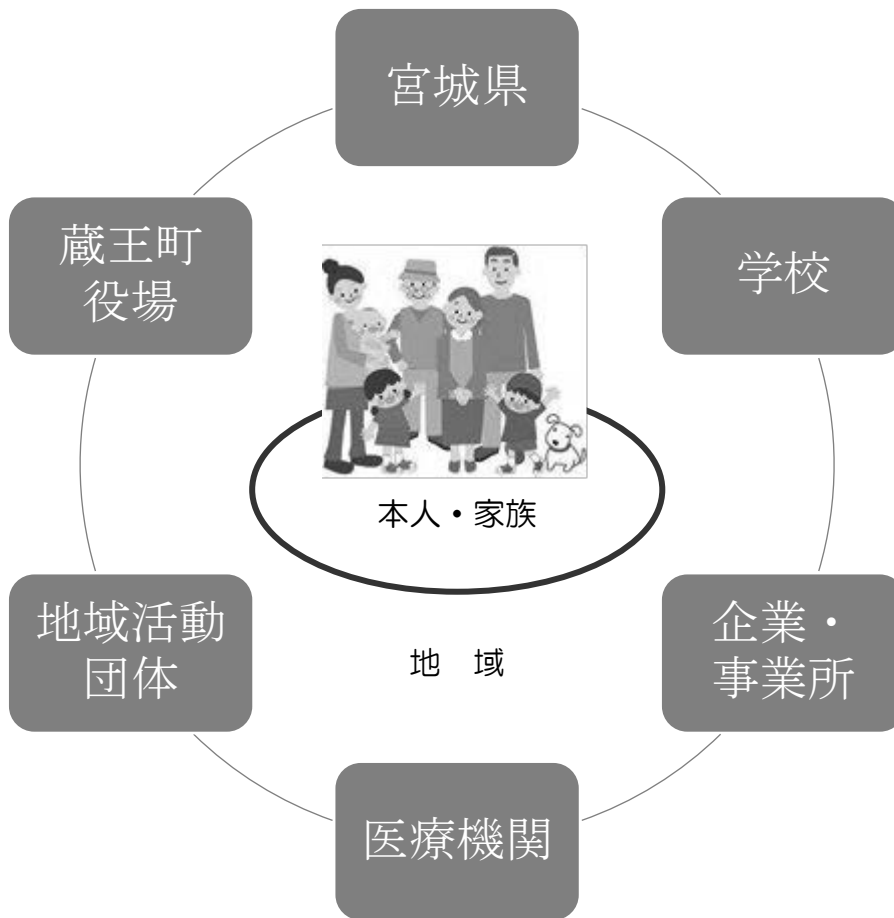
また、取組の進捗状況や社会情勢の変化等に対応できるよう、町民や健康づくり推進協議会委員等の意見を踏まえながら、必要に応じ計画について見直しを行っていきます。

## 5-2. ネットワークの活用

各計画に掲げる目標を実現するためには、関係機関で構成されるネットワークを十分活用し、一体となって個人の健康づくりや環境整備を推進していくことが極めて重要となります。

そのため、蔵王町健康づくり推進協議会や蔵王町精神保健福祉施策推進協議会、食育推進ネットワーク会議等の場において、地域で活動する多様な主体との情報共有や連携強化を図るとともに、庁内においても情報共有と連携強化に努めます。

### 【関係図】





### 5-3. 関係機関の役割について

---

#### (1) 行政

町は町民の心身の健康づくりについて、意識や行動変容を促す啓発活動を行います。また、関係機関と連携して環境整備を行い、健康づくりを支援します。

#### (2) 学校

学校は児童生徒の健康について学習の場を提供し、児童等が自ら正しい知識に基づいた行動が取れるよう教育的指導を行います。

#### (3) 企業・事業所

働く人々の心身の健康管理、労働安全面に配慮した職場環境の整備を行い、労働者の健康づくりを支えます。

#### (4) 地域活動団体

町の健康問題等を認識し、解決のための活動や地域包括ケアの構築に行政とともに取り組んでいきます。

#### (5) 医療機関

患者とその家族、関係機関等に対し、健康問題に関する専門的な助言、情報提供を行い、疾病の重症化予防に取り組んでいきます。

#### (6) 地域

互いに身近の安否、健康への気遣いを心掛け、互助の関係を構築、維持できるように協力しあいます。

#### (7) 本人・家族

自分の心身の健康状態を知り適切な生活習慣を身につけます。また、家族の一員として、健康への気遣いや心が安らげる居場所づくりに協力しあいます。

### 5-4. 感染症対策の強化

---

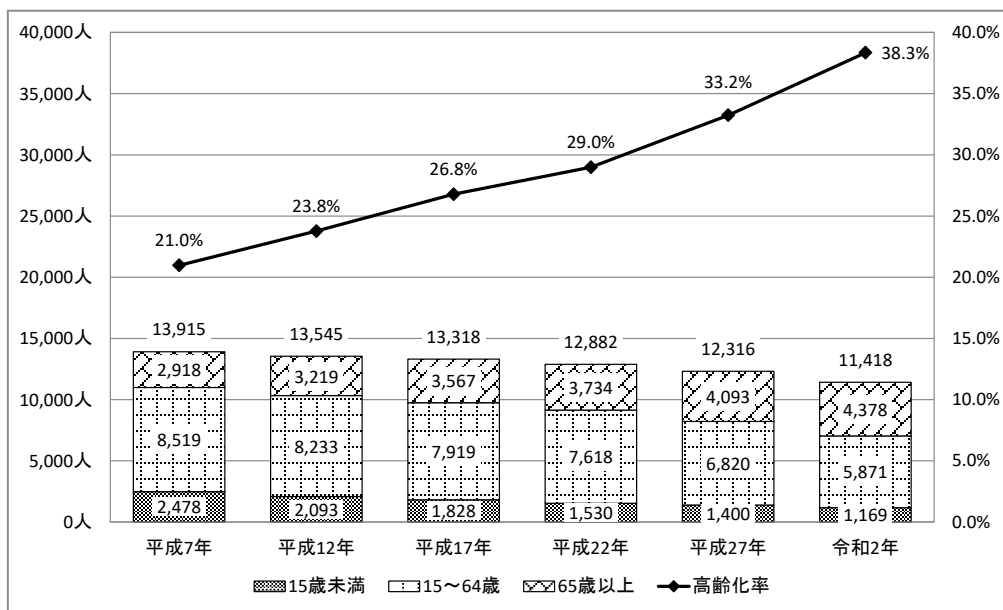
各計画を推進していくにあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生に際して状況や動向等の迅速な情報提供を行うとともに、感染症に対する知識の普及・啓発及び感染予防や感染拡大防止に向けた対策を推進します。

## 第2章 蔵王町の概況

### 1. 人口

#### 1-1. 人口と高齢化率

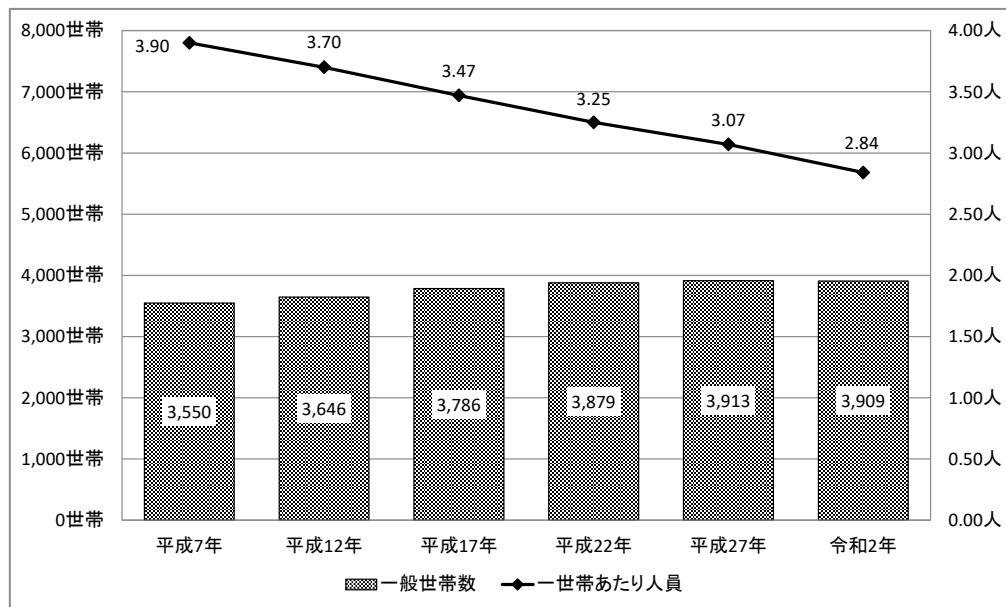
人口の推移をみると、近年は減少を続けており、令和2年には11,418人となっています。また、年齢3区分でみると、「15歳未満」と「15～64歳」の人口は平成7年以降減少を続けています。その一方で「65歳以上」の人口は増加を続けており、令和2年の高齢化率は38.3%と4割近くに迫っています。



※国勢調査より。年齢不詳を含むため、総人口と年齢3区分の合計が合わない場合がある

## 1-2. 一般世帯数と一世帯あたり人員

一般世帯数の推移をみると、近年はほぼ横ばいとなっており、令和2年の「一般世帯数」は3,909世帯でした。「一世帯あたり人員」は減少を続けており、令和2年には2.84人と3人を下回りました。

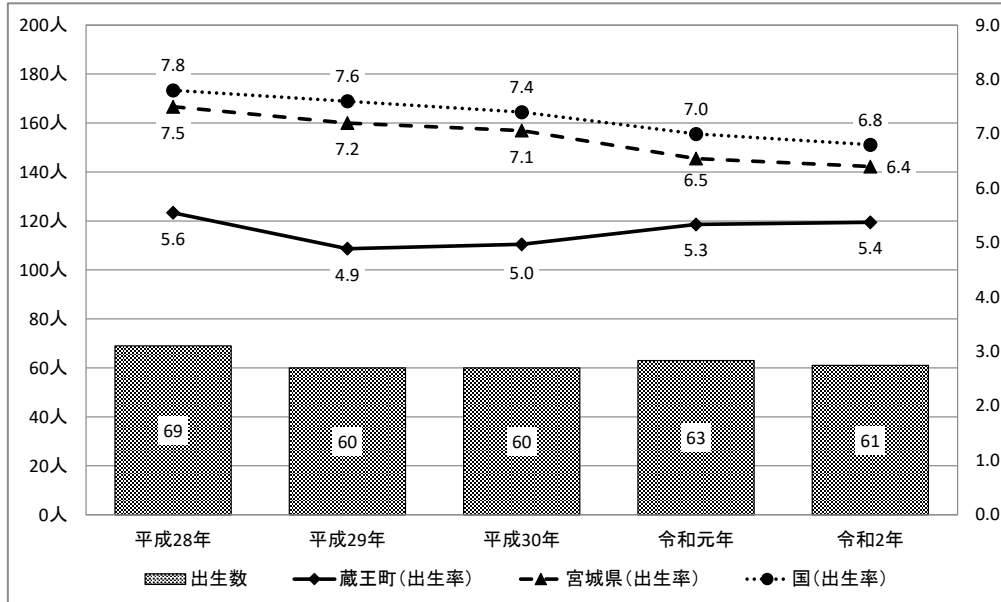


※国勢調査より

## 2. 出生と死亡

### 2-1. 出生数

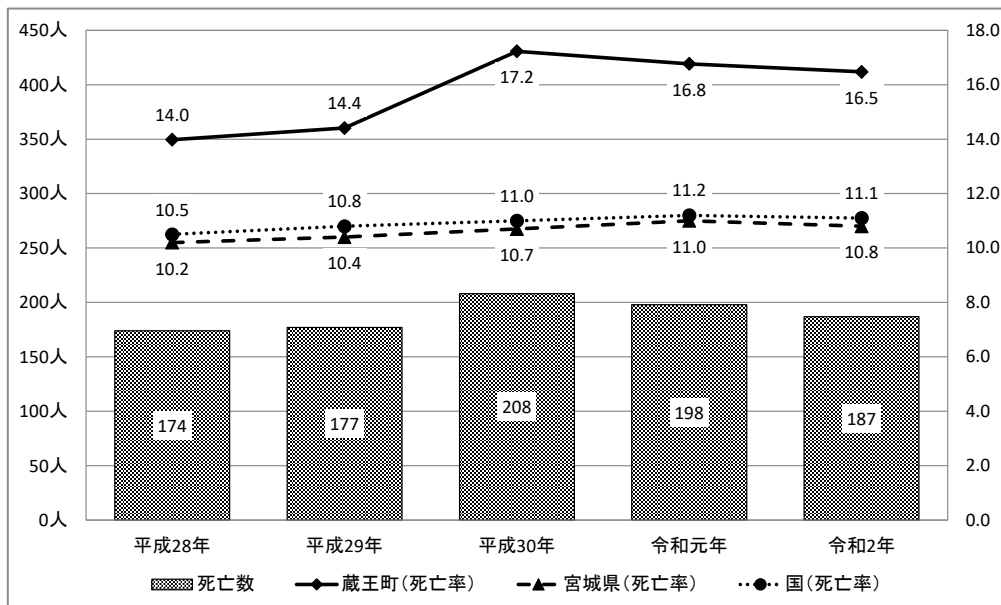
出生数の推移をみると、おおむね 60 人前後で推移しています。また、出生率(人口千人あたりの出生数)をみると、「国」と「宮城県」は 8.0 弱から 6.0 強で推移しているのに対し、「蔵王町」は 5.0 前後での推移となっています。



※宮城県人口動態総覧より

### 2-2. 死亡数

死亡数の推移をみると、平成 30 年で 208 人と最も多くなっていますが、その後はやや減少傾向となっており、令和2年には 187 人となっています。また、死亡率(人口千人あたりの死亡数)では、「国」と「宮城県」が 10.0~11.0 程度で推移しているのに対し、「蔵王町」は平成 30 年以降、17.0 前後で推移しています。



※宮城県人口動態総覧より



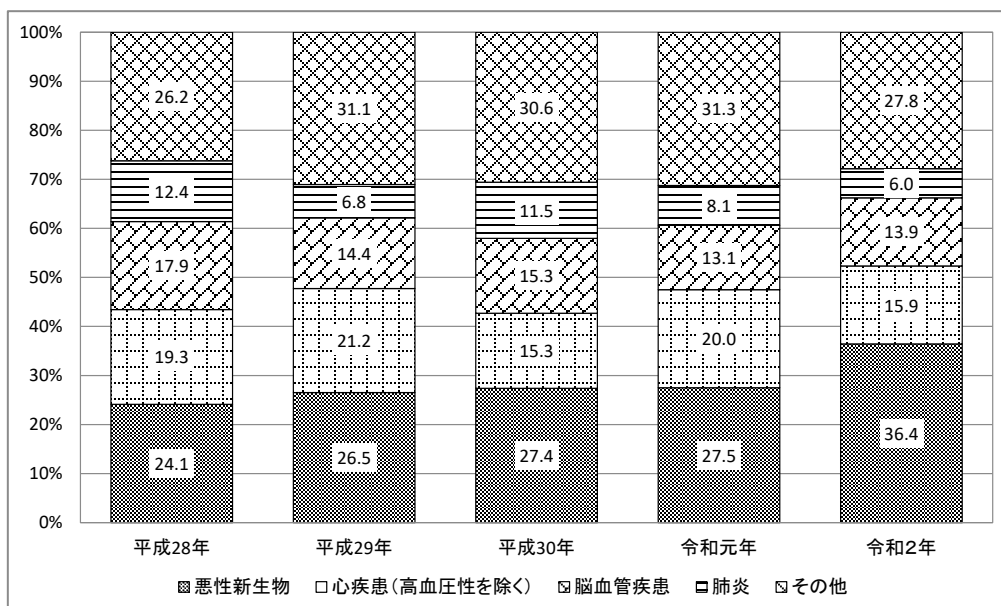
### 2-3. 主な死亡原因

主な死亡原因をみると、全体として「悪性新生物」の割合が多くなっており、次いで「心疾患(高血圧性を除く)」と「脳血管疾患」の2つが多い傾向となっています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
結核	0	0	0	0	0
悪性新生物	35	35	43	44	55
糖尿病	0	4	2	2	4
高血圧性疾患	0	1	3	2	0
心疾患 (高血圧性を除く)	28	28	24	32	24
脳血管疾患	26	19	24	21	21
肺炎	18	9	18	13	9
慢性閉塞性 肺疾患	3	2	2	3	2
喘息	0	0	0	0	0
胃潰瘍及び 十二指腸潰瘍	0	1	1	0	0
肝疾患	1	0	1	4	3
腎不全	3	4	8	3	1
老衰	20	22	19	22	28
不慮の事故	10	5	9	8	3
交通事故	1	1	1	1	0
自殺	0	1	2	5	1

※宮城県衛生統計年報、(厚生労働省)地域の自殺の基礎資料より

#### ■ 主な死亡原因別割合

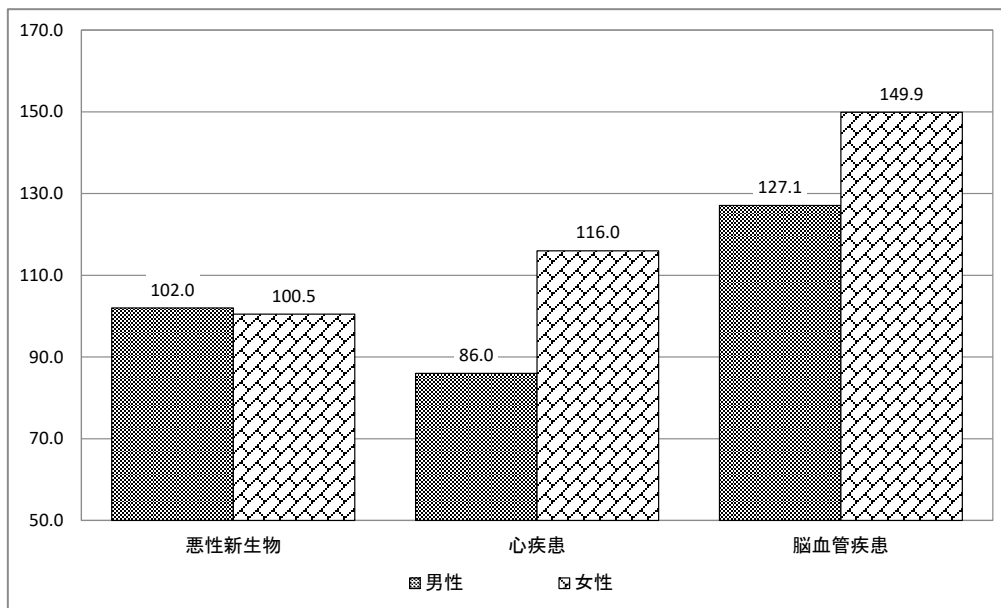


## 2-4. 標準化死亡比

標準化死亡比をみると、“悪性新生物”は「男性」と「女性」ともに 100 程度となっていますが、“脳血管疾患”では「女性」が 149.9、「男性」が 127.1 と 100 を大きく超えています。“心疾患”については、「男性」が 86.0 となっているのに対して、「女性」は 116.0 となっています。

※標準化死亡比とは

基準死亡率(人口 10 万対の死亡数)を対象地域に当てはめ、計算により求められる値。日本での平均を 100 としているので、標準化死亡比が 100 以上の場合には「平均より死亡率が多い」と判断されます



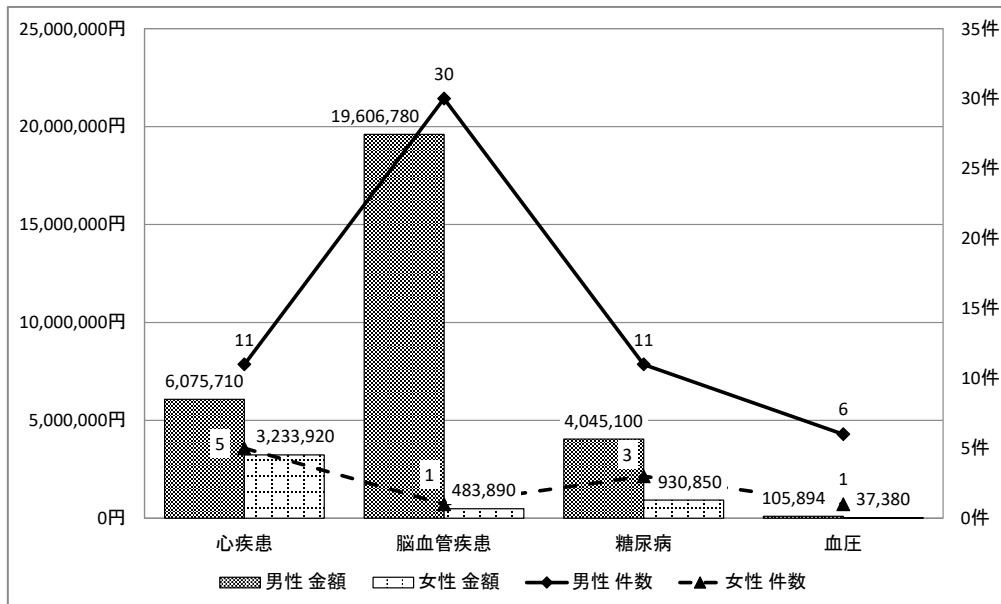
※令和3年度データからみたみやぎの健康より

### 3. 医療費の状況

令和3年度の町国民健康保険加入者の入院医療費(悪性新生物除く)の状況を見ると、男性は“脳血管疾患”が最も多く、女性は“心疾患”が最も多くなっています。

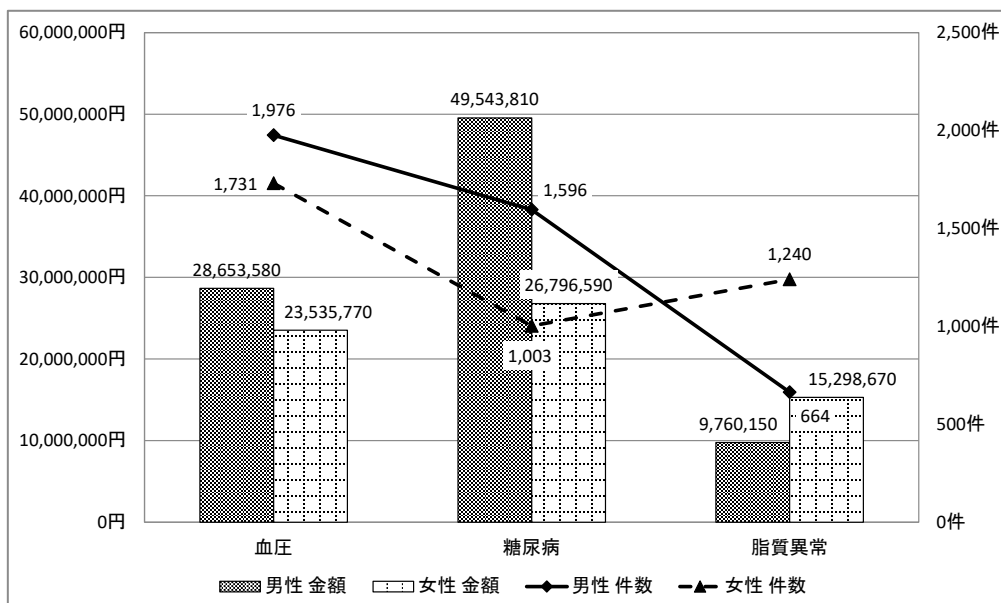
また、通院医療費の状況を見ると、男性と女性ともに件数は“血压”が最も多く、金額では“糖尿病”が最も多くなっています。

#### ■入院医療費



※令和3年度町民税務課国保データベースより

#### ■通院医療費

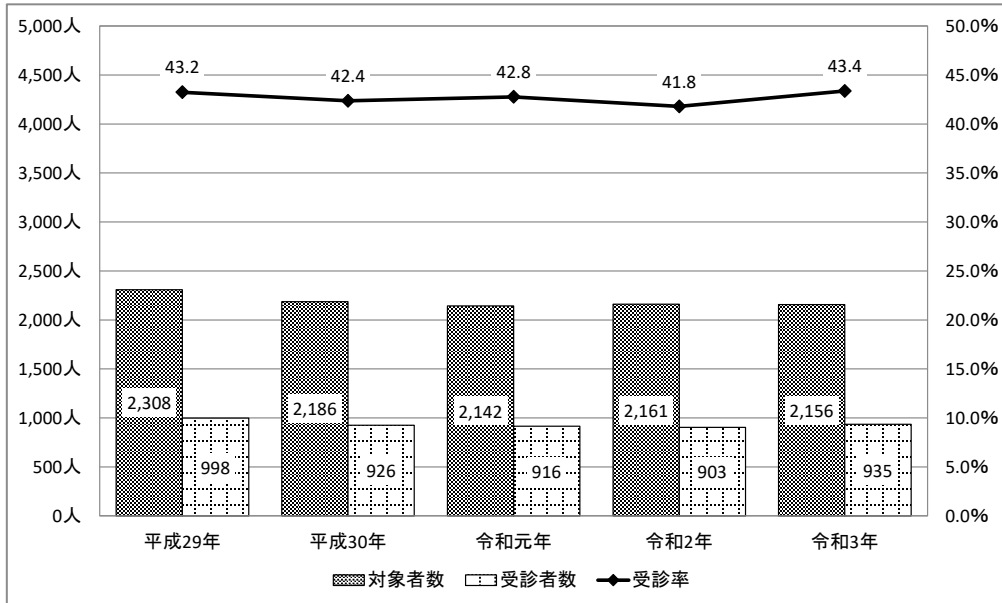


※令和3年度町民税務課国保データベースより

## 4. 特定健康診査の状況

### 4-1. 特定健康診査の受診率

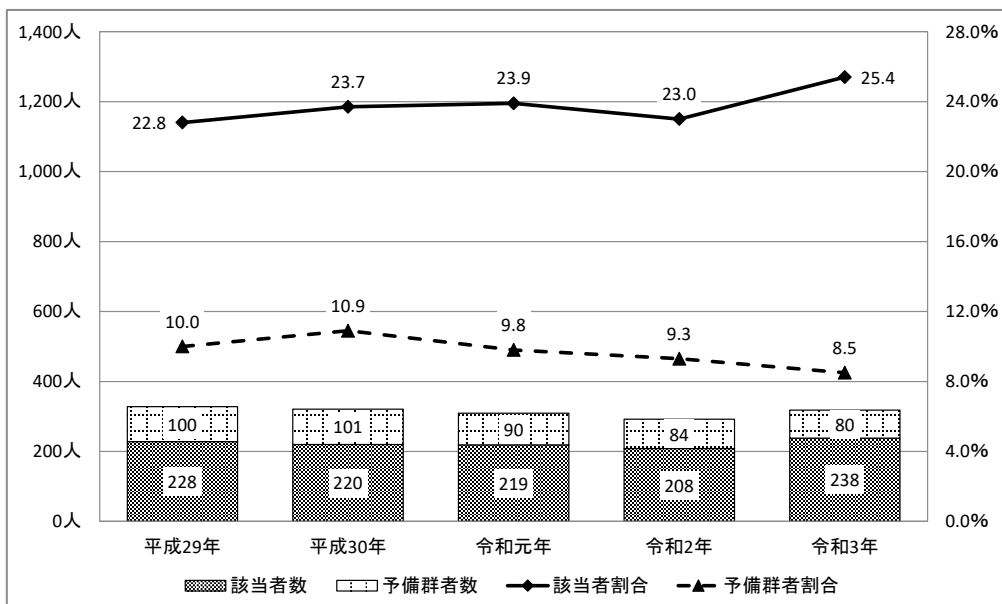
特定健康診査の受診率をみると、「対象者数」は令和元年まで減少傾向でしたがその後は横ばいで推移しています。一方、「受診者数」は令和2年まで減少傾向で、令和3年は増加しています。「受診率」は40%強で推移しており、令和3年は43.4%となっています。



※特定健診・特定保健指導法定報告より

### 4-2. メタボリックシンドローム

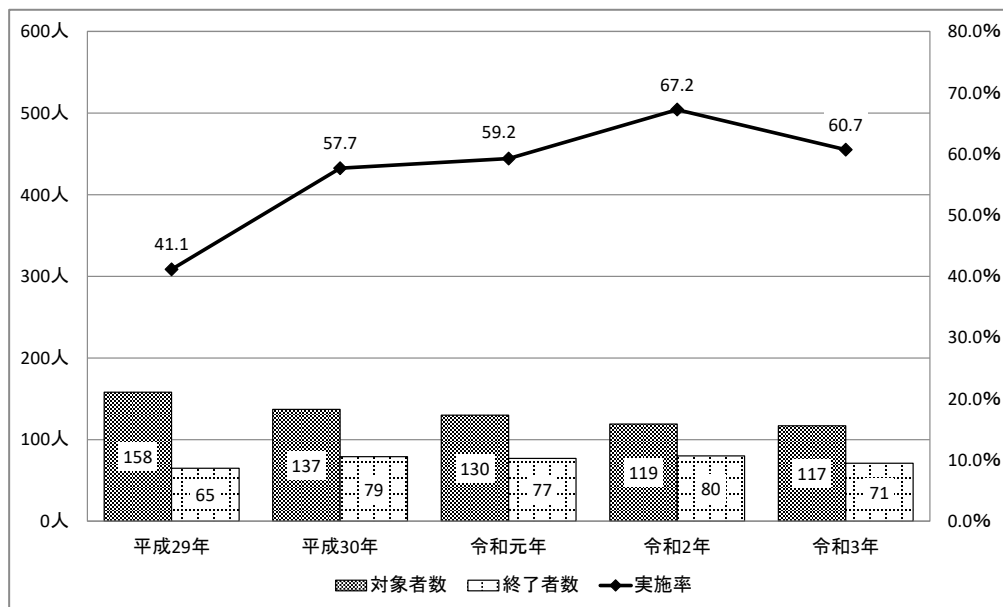
特定健康診査におけるメタボリックシンドロームの「該当者数」の推移をみると、令和2年まではやや減少していましたが、令和3年は増加しています。一方、「予備群者数」は緩やかに減少しています。



※特定健診・特定保健指導法定報告より

### 4-3. 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率をみると、「対象者数」が年々減少しているのに対して、「終了者数」はおおむね横ばいで推移しており、「実施率」は60%前後まで上昇しています。令和3年は「対象者数」が117人、「終了者数」が71人となっており、「実施率」は60.7%となっています。

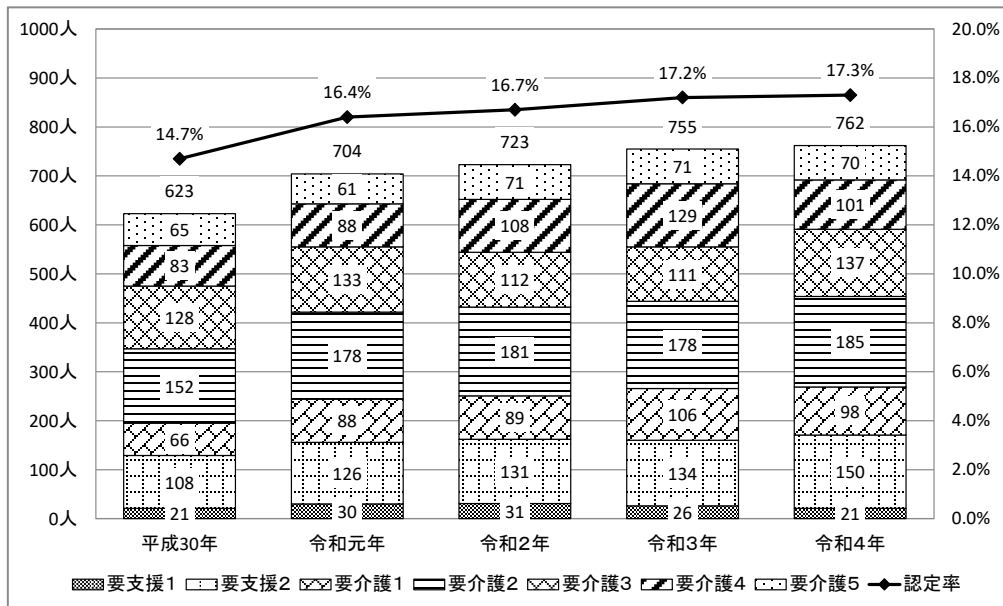


※特定健診・特定保健指導法定報告より

## 5. 要介護（要支援）認定者の状況

### 5-1. 要介護（要支援）認定者数の推移

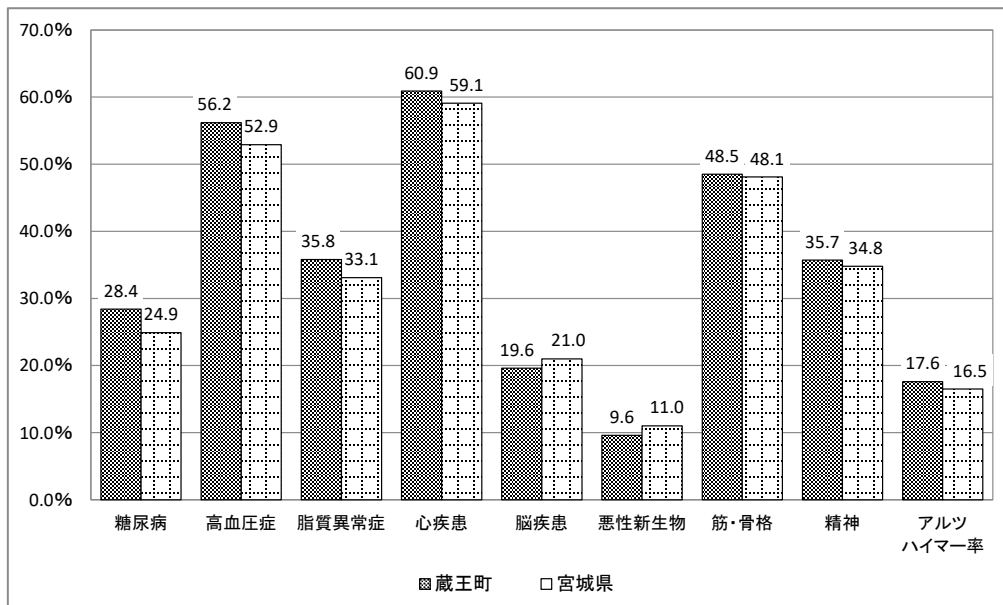
要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成30年以降は増加傾向となっており、令和4年の要介護（要支援）認定者の総数は762人となっています。また、要介護度別に平成30年と令和4年を比較すると、「要支援1」以外は増加しています。認定率についても増加しており、令和4年の認定率は17.3%となっています。



※地域包括ケア「見える化」システムより。各年3月末日時点

### 5-2. 要介護（要支援）認定者の疾病別有病状況

高齢期の要介護（要支援）状態に至った有病状況では、「心疾患」が60.9%で最も高く、次いで「高血圧症」が56.2%、「筋・骨格」が48.5%となっています。「宮城県」と比較すると、どの疾病についてもほぼ同じ割合となっており、あまり差はみられませんでした。



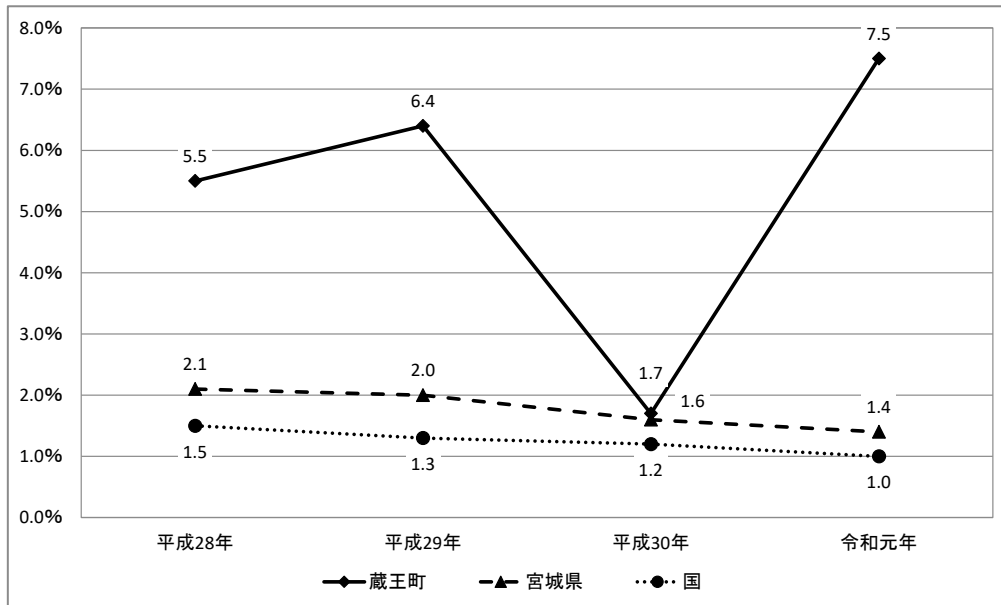
※令和3年度町民税務課国保データベースより

## 6. 子どものむし歯の状況

### 6-1. 1歳6か月児のむし歯の状況

#### ■保有率の推移

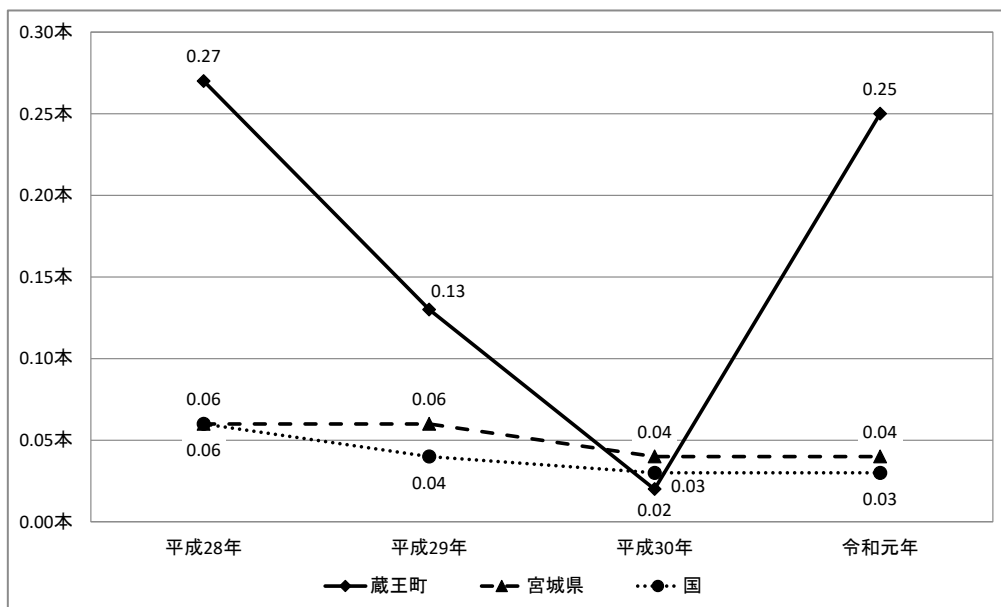
1歳6か月児のむし歯保有率の推移をみると、「蔵王町」は全体的に「宮城県」や「国」の割合を大きく上回っており、令和元年は7.5%となっています。



※1歳6か月児検診結果、宮城県の歯科保健／歯科保健データより

#### ■一人平均むし歯経験数の推移

1歳6か月児の一人平均むし歯経験数の推移をみると、平成30年までは減少傾向でしたが、令和元年は上昇しており、0.25本となっています。

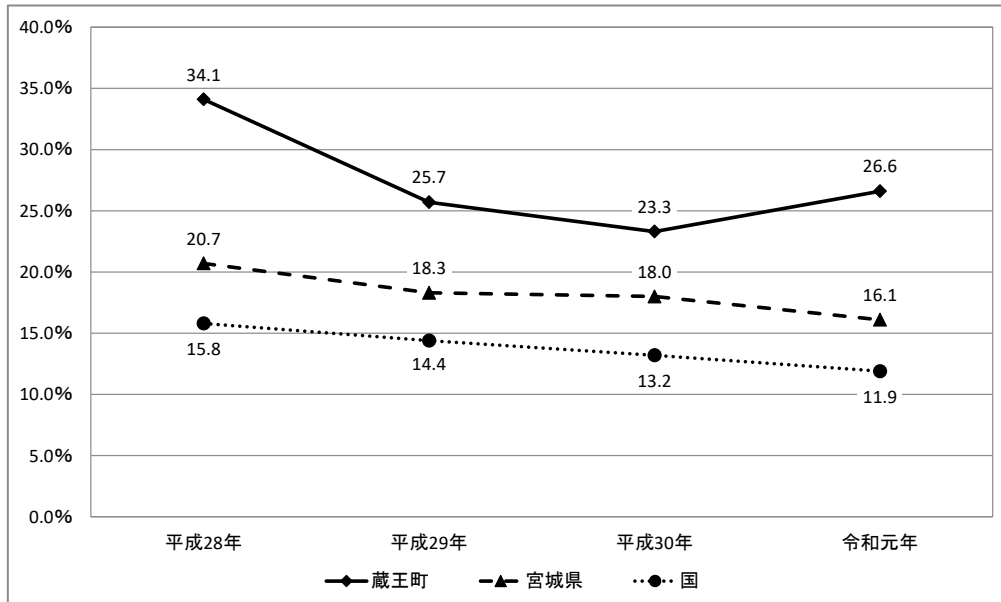


※1歳6か月児検診結果、宮城県の歯科保健／歯科保健データより

## 6-2. 3歳6か月児のむし歯の状況

### ■保有率の推移

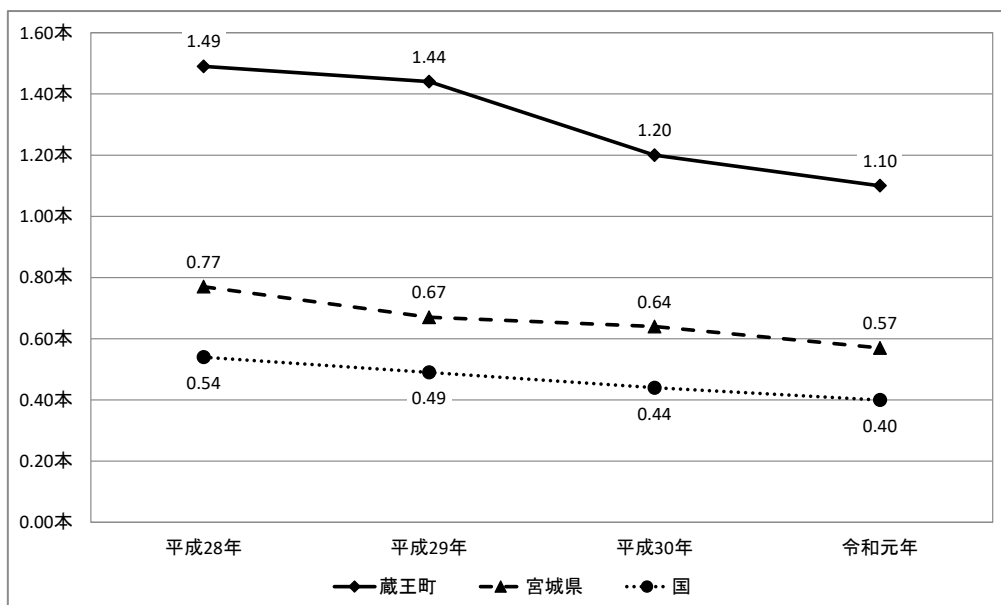
3歳6か月児のむし歯保有率の推移をみると、平成30年までは減少していましたが令和元年にやや上昇しており、「宮城県」より10ポイント程度多い26.6%となっています。



※3歳6か月児健診結果より

### ■一人平均むし歯経験数の推移

3歳6か月児の一人平均むし歯経験数の推移をみると、近年は減少傾向で推移していますが、「宮城県」や「国」よりも多い値での推移となっています。



※3歳6か月児健診結果より



### 6-3. 小中学生の一人平均むし歯経験数の推移

小中学生の一人平均むし歯経験数の推移をみると、年によってばらつきはありますが、平成29年と令和3年を比較すると、減少している学年が多くなっています。

#### ■一人平均むし歯経験数の推移

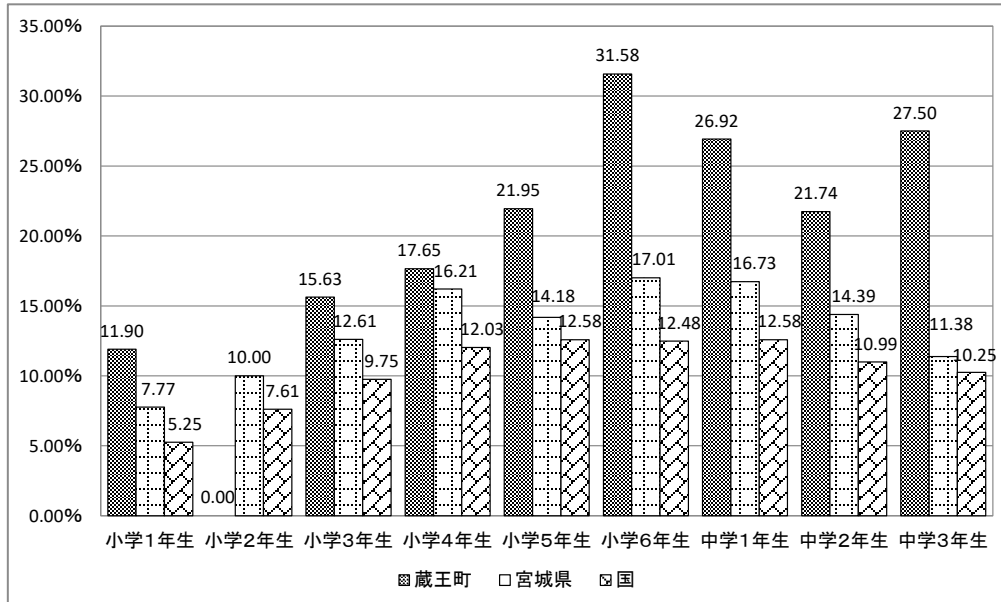
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
小学1年生	0.05本	0.07本	0.03本	0.05本	0.06本
小学2年生	0.16本	0.27本	0.09本	0.14本	0.10本
小学3年生	0.19本	0.35本	0.52本	0.19本	0.21本
小学4年生	0.54本	0.62本	0.45本	0.75本	0.38本
小学5年生	0.60本	0.88本	0.62本	0.53本	1.07本
小学6年生	0.87本	0.77本	0.89本	0.68本	1.00本
中学1年生	1.18本	0.84本	0.72本	0.99本	0.92本
中学2年生	1.60本	1.72本	1.12本	1.25本	1.26本
中学3年生	2.24本	1.64本	1.93本	1.18本	1.31本

※蔵王町学校保健統計より

## 7. 肥満傾向児の状況

### ■男子（令和3年度）

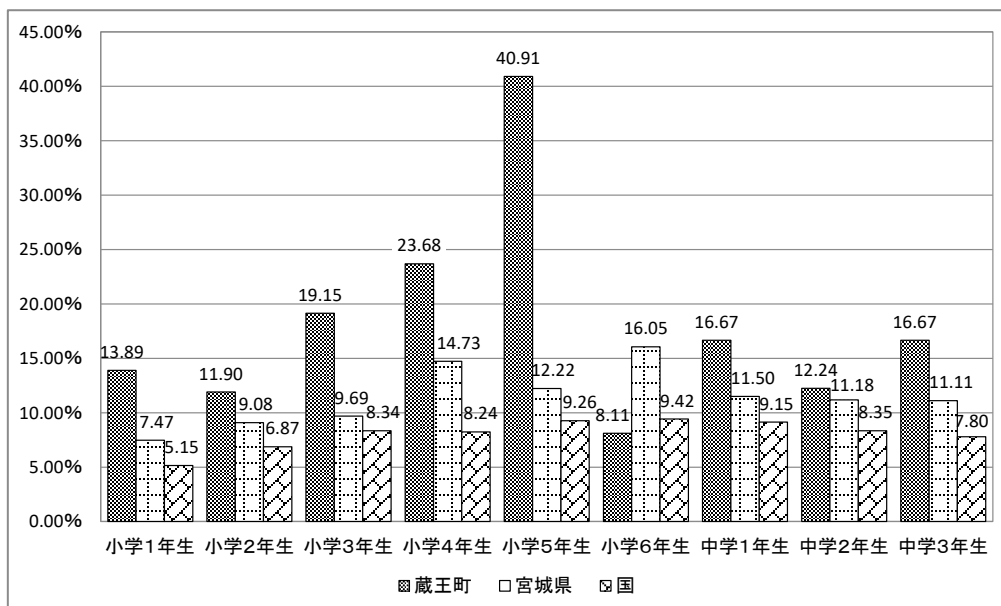
令和3年度の男子の肥満傾向児（肥満度 20%以上）の状況をみると、多くの学年で「国」と「宮城県」の割合を上回っており、“小学5年生”以上では大きな差がみられる状況です。



※宮城県学校保健統計・蔵王町学校保健統計より

### ■女子（令和3年度）

令和3年度の女子の肥満傾向児（肥満度 20%以上）の状況をみると、多くの学年で「国」と「宮城県」の割合を上回っています。特に“小学5年生”は「国」と「宮城県」の割合を大きく上回っています。

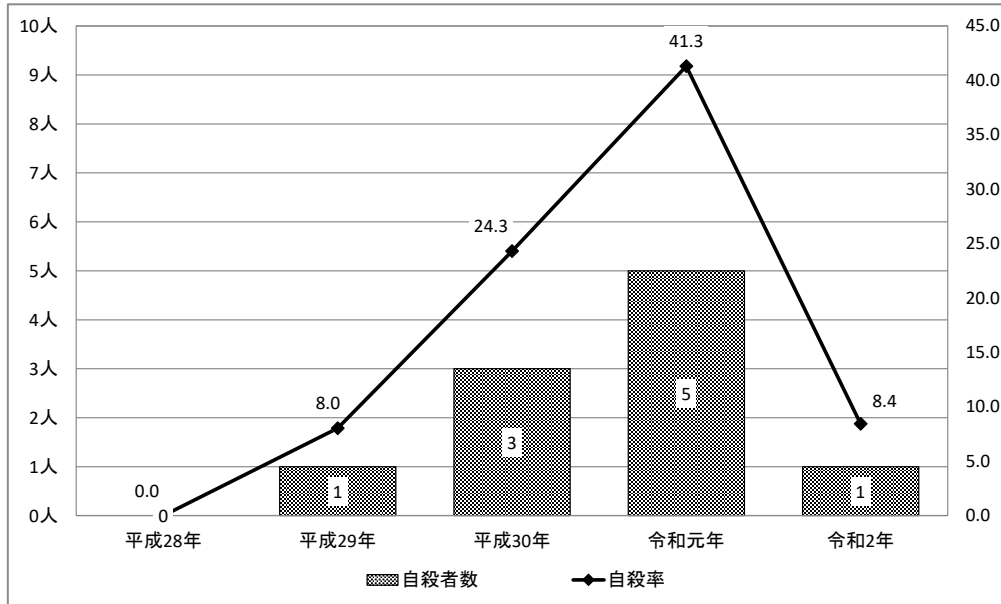


※宮城県学校保健統計・蔵王町学校保健統計より

## 8. 自死に関する状況

### 8-1. 自殺者数

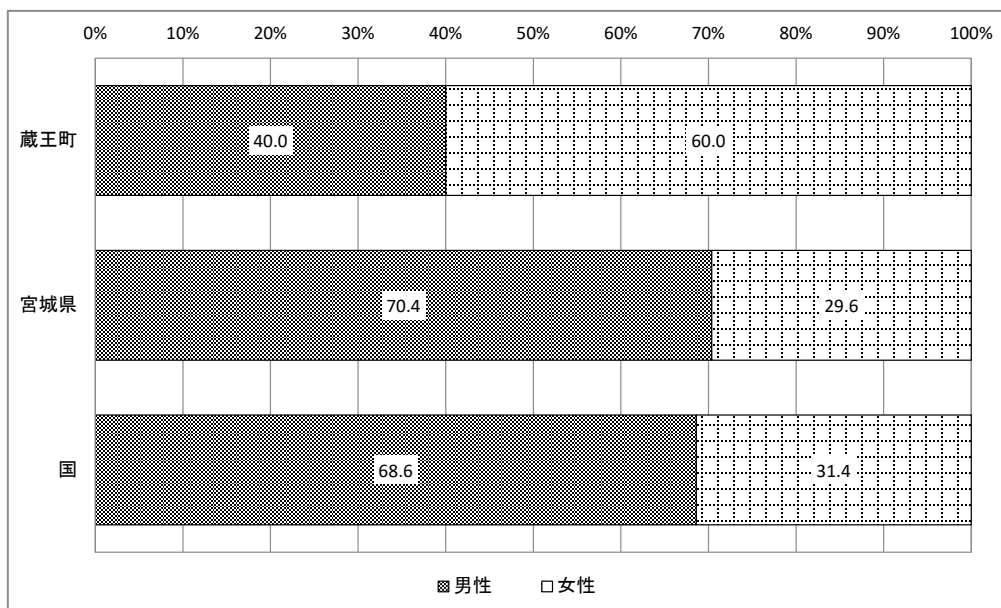
自殺者数の推移をみると、平成28年から令和元年にかけて増加していましたが、令和2年にかけては減少し、自殺者数は1人、自殺率(人口10万人対)は8.4となっています。



※(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料より

### 8-2. 自殺者の男女比(平成28~令和2年の総数)

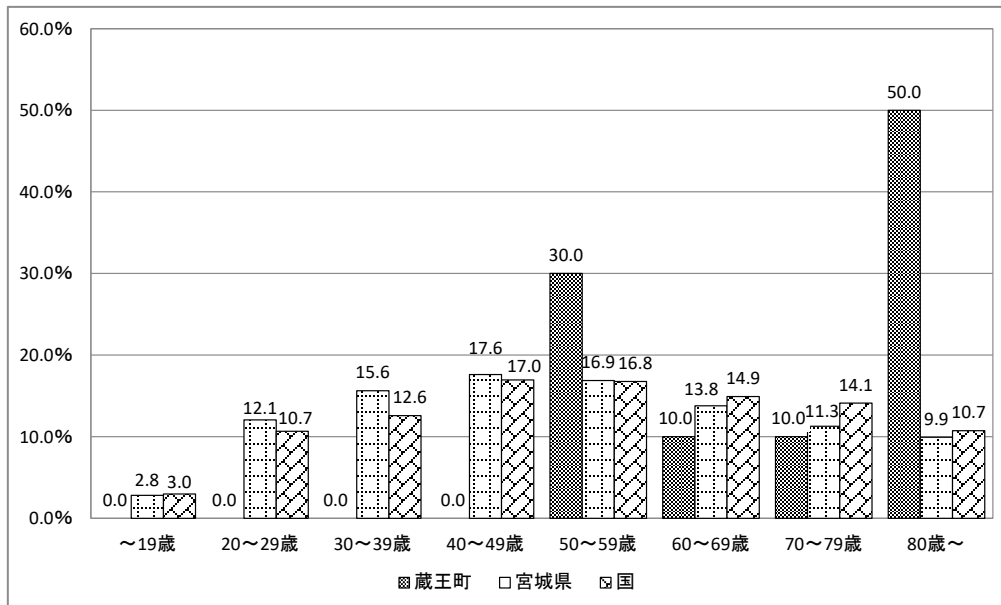
自殺者の男女比をみると、「男性」が40.0%、「女性」が60.0%となっており、「国」や「宮城県」の値に比べて、「女性」が多い傾向がみられました。



※(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料より

### 8-3. 自殺者の年代別割合（平成28～令和2年の総数）

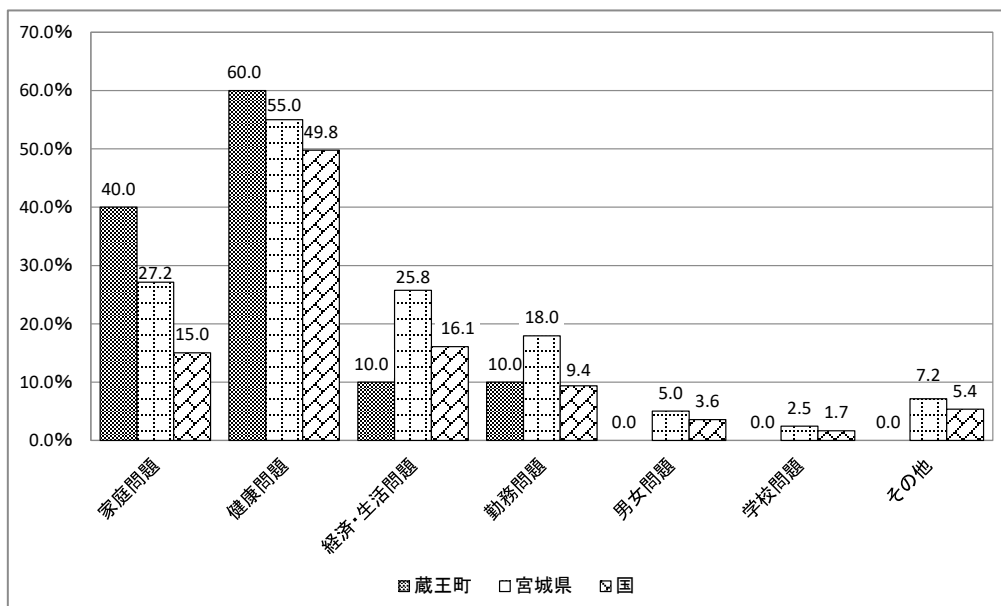
自殺者の年代別割合をみると、“80歳～”と“50～59歳”の割合が多くなっており、どちらも「国」や「宮城県」の割合を大きく上回っています。



※(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料より

### 8-4. 自殺者の原因・動機（平成28～令和2年の総数）

自殺者の原因・動機をみると、“健康問題”が60.0%で最も多く、次いで「家庭問題」が40.0%となっています。「国」や「宮城県」と比較して、「家庭問題」の割合が多くなっています。



※(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料より



---

---

第2編 第3期健康ざおう21プラン・

第2期蔵王町自死対策計画

---

---



# 第1章 基本理念

## 1. 基本理念

健康さおう21プランでは、すべての町民が健康であることの恩恵を互いに感じあえる「健やかなまち」の実現を目指します。

### 基本理念

みんながこころも体も健康になるまちづくり

## 2. 基本方針

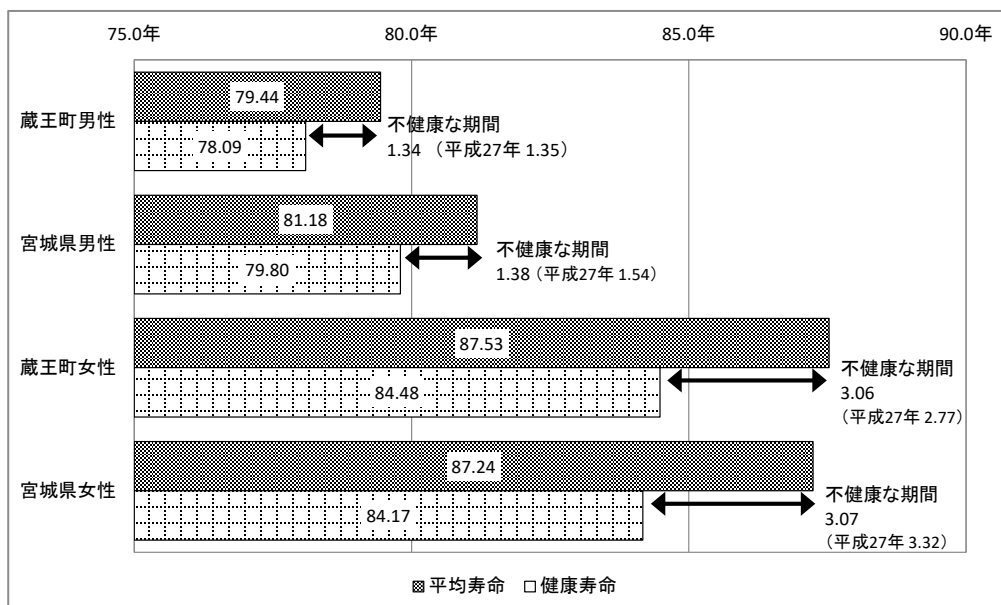
### 1. 健康寿命の延伸

#### ■平均寿命と健康寿命

本町の平均寿命は、男性 79.44 歳、女性 87.53 歳、健康寿命は、男性 78.09 歳、女性 84.48 歳です。「不健康な期間」を平成 27 年の値と比較すると、男性は 0.01 年の減少でほぼ変化がなく、女性は 0.29 年の増加で悪化しているため、引き続き、健康寿命の延伸につながる取組を推進します。

#### ※健康寿命とは

平均寿命のうち健康で活動的に暮らせる期間を指します。



※「データからみたみやぎの健康」令和3年度版より(令和元年データ)



## 2. 健康格差の縮小

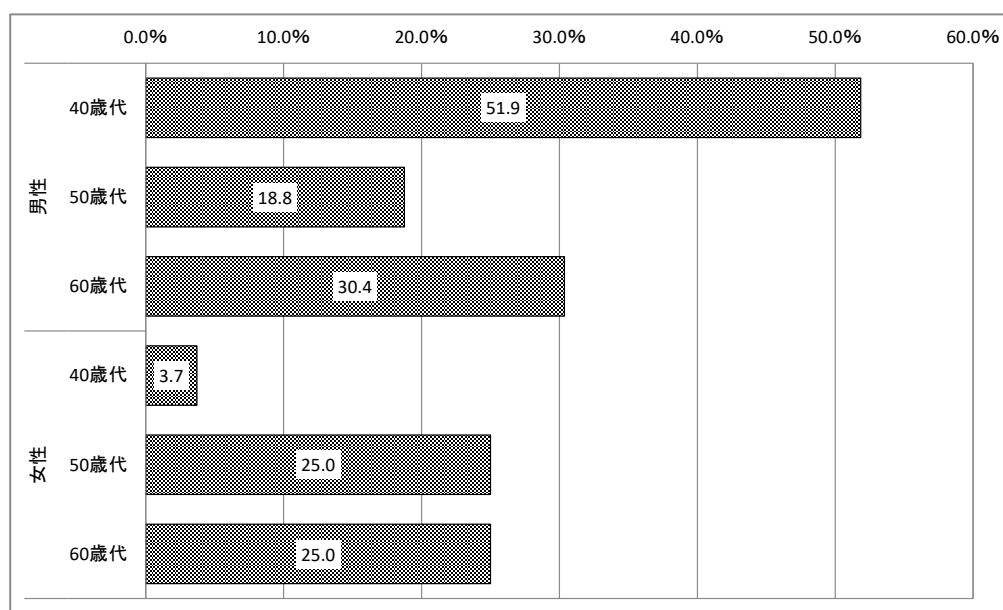
健康格差とは、地域や社会経済状況の違いによる健康状態の差と定義されています。本町の平均寿命及び健康寿命を他の市町と比較すると男性は低値であることから、その格差の要因を分析し、生活習慣病の一次予防を重視した取組や特定健康診査等による発病予防と重症化予防に努め、健康格差の縮小に取り組んでいきます。

## 3. 一次予防の重視

### ■成人の肥満の状況

アンケート調査から本町の壮年期の肥満の割合は下記のとおりとなっています。

第2次みやぎ 21 健康プランの 40～60 歳代の男性 33.7%と比較すると本町は 32.2%となっており、女性も 20.5%と県の 21.3%を下回っています。男性の 40 歳代、60 歳代や女性の 50 歳代以上に肥満傾向(BMI25 以上)があるため、引き続き、生活習慣の確立と改善に向けた一次予防に取り組めます。



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

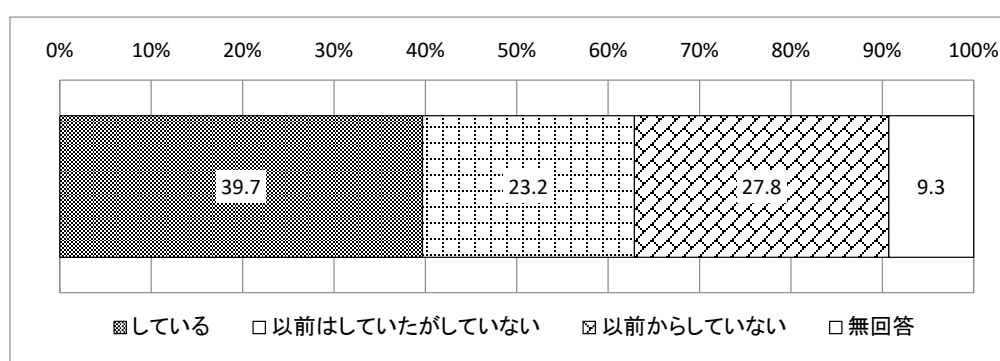
#### 4. ソーシャルキャピタルの構築

健康は個人の努力だけでできるのではなく、ソーシャルキャピタルの豊かな社会環境を活用した健康づくりが個人の心身の健康を押し上げることが分かっています。本町においても健康づくり等に関わる団体への支援や育成に引き続き取り組んでいきます。

※ソーシャルキャピタルとは

人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念です。

#### ■地域活動をしている者



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

#### 5. こころの健康づくりの強化

こころの健康を保ち、自分らしく生きるためには町民一人ひとりが自己肯定感と自尊心を持てることがとても重要なこととなります。幼少時から安定した家庭と地域の中で育まれるよう関係機関、団体と連携し取り組んでいきます。

### 3. 計画の視点

---

#### 1. 生活習慣病の発生予防と重症化予防

本町は高血圧症、糖尿病、脳血管疾患で治療している者が多いことから、これらの予防に取り組んでいきます。

#### 2. 住民主体の生活習慣の改善

ソーシャルキャピタルを活用し、住民が生活改善に取り組めるよう努めていきます。

#### 3. 健康を支え守るための社会環境の整備

医療機関や企業・事業所、職域、関係機関、様々な地域活動団体と連携し、健康の維持・向上のための環境を整えていきます。

#### 4. 切れ目のない健康づくり

ライフステージを次の3つに分けて切れ目のない対策を講じていきます。

##### ① 子育て期（乳幼児～青年期まで）

子どもを産み育てる過程で、子どもの健康を育み、親（青年期）も一緒に育ちあう時期

##### ② 働き盛り期（青年期～壮年期）

青年期以降、生活習慣病等が増え始めることから、積極的に予防や改善、維持に努めることが重要な時期

##### ③ 高齢期

老後を元気に自分らしく過ごすために心身の健康を維持し、介護予防を積極的に心掛ける時期

### 4. 重点項目

---

1. 望ましい食生活・食習慣（アルコール含む）の実現
2. 運動・身体活動の増加
3. こころの健康づくり（第2期蔵王町自死対策計画）
4. タバコ対策
5. 歯科保健対策
6. 生活習慣病の予防
7. がん予防
8. 地域活動の充実

## 第2章 第3期健康ざおう21プラン及び第1期蔵王町自死対策計画の目標達成状況

第3期健康ざおう21プラン及び第1期蔵王町自死対策計画の目標値の達成状況は以下のとおりです。なお、目標値は一部を除き、計画終了年度(令和9年度)の目標値です。

評価基準は以下の表のとおりです。

区分	改善状況
A	目標達成
B	改善傾向(現行計画策定時の値より±1割以上の改善)
C	ほぼ変化なし(現行計画策定時の値より±1割以上の変化がない)
D	悪化傾向(現行計画策定時の値より±1割以上の悪化)
—	現状値が不明等により、評価不能

### ■第3期健康ざおう21プラン及び第1期蔵王町自死対策計画の目標達成状況一覧

中間評価による数値目標の達成状況をみると、目標達成となる「A」評価は18項目、改善傾向の「B」評価は6項目、ほぼ変化なしの「C」評価は14項目、悪化傾向の「D」評価は12項目となっています。

指標	対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価
健康寿命の延伸	男性	78.59歳	現状値よりも延伸	78.09歳	C
	女性	84.10歳		84.48歳	A

指標	対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価	
(アルコール含む)望ましい食生活・食習慣の実現	毎日朝ごはんを食べる者の増加	小学6年生	88.6%	100.0%	75.0%	D
		中学2年生	76.1%	100.0%	91.9%	B
		20歳以上	83.6%	92.0%	82.6%	C
	適塩量を知っている者の増加	20歳以上	40.0%	44.0%	43.2%	C
	1日に必要な野菜の摂取量を知っている者の増加	20歳以上	42.7%	47.0%	46.9%	C
	適正飲酒量を知っている者の増加	20歳以上	17.4%	19.0%	18.8%	C
	飲酒を経験したことがある小中学生をなくす	小学生	5.6%	0.0%	8.3%	D
		中学生	12.6%		5.6%	B
	肥満者の割合の減少	小学6年生男子	20.3%	17.8%	31.6%	D
		小学6年生女子	14.9%	10.4%	8.1%	A
		中学2年生男子	17.2%	13.0%	21.7%	D
		中学2年生女子	14.3%	11.2%	12.2%	B
		20歳以上男性	32.3%	29.0%	32.3%	C
		20歳以上女性	25.1%	23.0%	20.2%	A

指標		対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価
活動の増加 運動・身体	運動習慣のある者の増加	町国保加入者	38.3%	45.0%	34.7%	C
	ロコモティブシンドロームの認知率の増加	20歳以上	34.4%	45.0%	29.2%	D
(第1期蔵王町自死対策計画) こころの健康づくり	自殺率の減少(人口10万人対)	町民	23.6	減少する	8.4	A
	指標	対象者	計画策定時の値	目標値 5年後	現状値	評価
	こころの相談を知っている者の増加	20歳以上	46.1%	50.0%	51.0%	A
	相談できる相手がいると答える者の増加	小学生	82.0%	90.0%	83.5%	C
		中学生	69.7%	90.0%	84.0%	B
	ゲートキーパー養成講座受講者の増加	20歳以上	71.6%	74.0%	74.7%	A
		町民・関係者	延315人	延520人	延561人	A
	町職員	—	延100人	延362人	A	
SOSの出し方に関する教育授業で一度は実施した学校数	町内小中学校(全8校)	—	3校	5校	A	
指標	対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価	
タバコ対策	喫煙率の減少	20歳以上男性	34.1%	30.0%	24.4%	A
		20歳以上女性	11.7%	10.0%	12.1%	C
	喫煙者で家庭内分煙している者の増加	20歳以上	76.1%	84.0%	88.3%	A
		小学生	0.0%	0.0%	0.9%	C
	小中学生をなくす	中学生	1.4%		0.0%	A
	妊婦の喫煙をなくす	妊婦	0.0%	0.0%	2.8%	D
COPDの認知率の増加	20歳以上	13.9%	17.0%	17.4%	A	
歯科保健対策	一人平均むし歯経験数の減少	3歳6か月児	1.55本	1.00本	1.10本	B
		小学6年生	1.41本		0.89本	A
	成人歯周病検診受診率の増加	20歳以上	7.9%	15.0%	11.9%	B
	自分の歯の本数の増加	70歳	19.9本	20本以上	23.9本	A
	8020運動の認知度の向上	20歳以上	34.8%	45.0%	37.4%	C
生活習慣病の予防	特定健康診査受診率の増加	町国保加入者	43.2%	60.0%	43.4%	C
	特定保健指導の実施率の増加	町国保加入者	13.0%	45.0%	60.7%	A
	メタボリックシンドローム該当率の減少	町国保加入者	21.3%	17.0%	25.4%	D
	メタボリックシンドローム予備群該当率の減少	町国保加入者	10.7%	8.5%	8.5%	A

指標		対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価
がん予防	肺がん検診の受診率の増加	40～69 歳	38.2%	50.0%	26.8%	D
	大腸がん検診の受診率の増加	40～69 歳	29.0%	50.0%	25.9%	D
	乳がん検診の受診率の増加	40～69 歳女性	49.5%	70.0%	40.6%	D
	子宮がん検診の受診率の増加	20～69 歳女性	25.6%	50.0%	24.4%	C
地域活動の 充実	町や地区の行事に参加する者の増加	20 歳以上男性	60.6%	66.0%	56.7%	C
		20 歳以上女性	56.8%	62.0%	41.7%	D
	地域活動をしている者の増加	20 歳以上男性	38.2%	42.0%	43.3%	A
		20 歳以上女性	50.4%	55.0%	36.8%	D

## 第3章 健康づくりの推進

### 1. 望ましい食生活・食習慣（アルコール含む）の実現

#### 1-1. 現状と課題

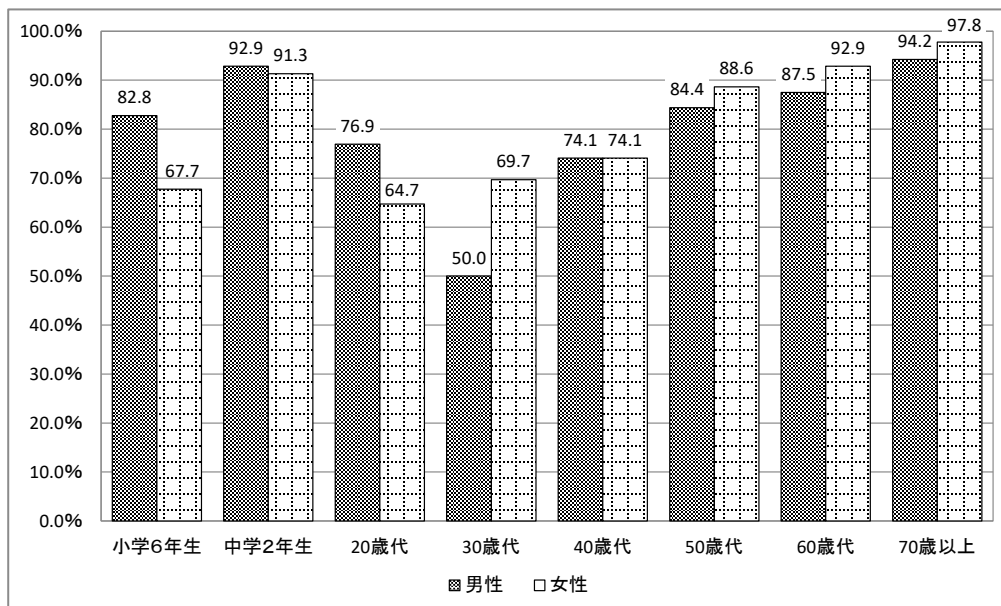
食事は人の生活の基本となるものであり、バランスのとれた食事や規則正しい食生活は、肥満や生活習慣病の予防のみならず、様々な疾病の予防にもつながることから、健康的で豊かな生活を送るために欠かせないものです。

本町における朝食を摂取する人の割合をみると、20～40歳代が7割前後からそれ以下とやや低くなっており、小学6年生の女性も67.7%と7割弱となっています。

特に肥満者の割合は増加傾向となっています。小学生の肥満児の割合は宮城県と比較しても差が大きく、幼少期から家庭全体で取り組める対策が重要になります。

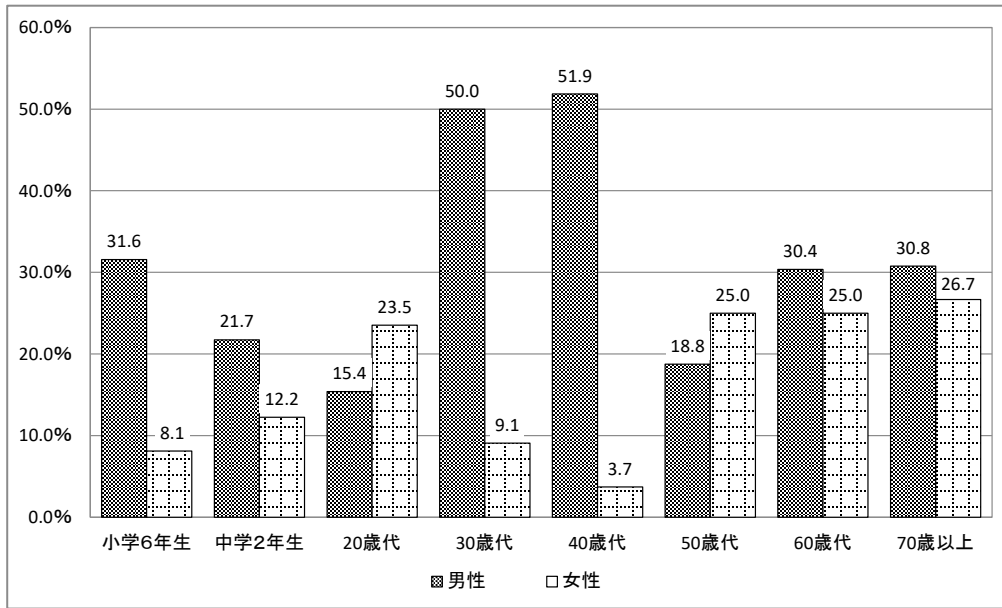
がん、脳血管疾患、心疾患等による死亡率の減少、要介護状態を予防するために、バランスのとれた食事や規則正しい食生活の重要性を含め、食事に関する正しい知識の周知・啓発を図り、健康的で豊かな生活につながる食生活の実現に取り組みます。

#### ■朝ごはんを毎日食べる者



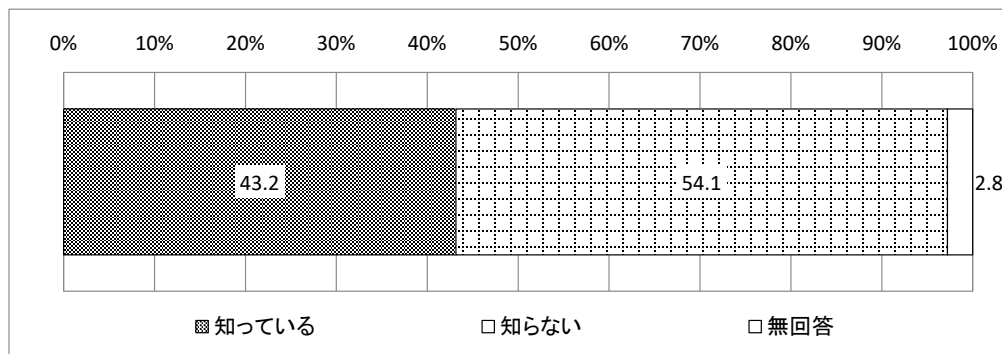
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より

■肥満者の割合（小中学生は肥満度 20%以上、20 歳以上はBMI 25 以上）



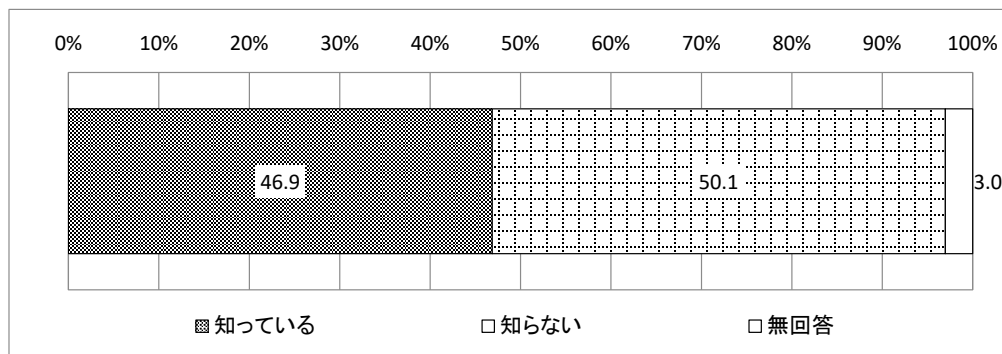
※令和3年度年度蔵王町学校保健統計、「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■成人一人1日あたりの適正塩分量の認知度



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

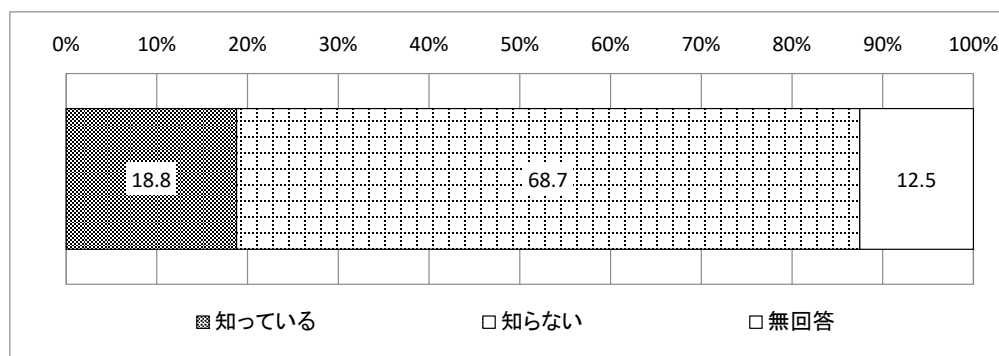
■成人一人1日あたりの野菜摂取量の認知度



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より



## ■生活習慣病のリスクを高める飲酒量の認知度



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

### 1-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
毎日朝ごはんを食べる者の増加	小学6年生	75.0%	100.0%	当初計画を継承
	中学2年生	91.9%		
	20歳以上	82.6%	92.0%	当初計画を継承
適塩量を知っている者の増加	20歳以上	43.2%	44.0%	当初計画を継承
1日に必要な野菜の摂取量を知っている者の増加	20歳以上	46.9%	47.0%	当初計画を継承
適正飲酒量を知っている者の増加	20歳以上	18.8%	19.0%	当初計画を継承
飲酒を経験したことがある小中学生をなくす	小学生	8.3%	0.0%	当初計画を継承
	中学生	5.6%		
肥満者の割合の減少	小学6年生男子	31.6%	17.8%	当初計画を継承
	小学6年生女子	8.1%	8.0%	現状値と同程度に設定
	中学2年生男子	21.7%	13.0%	当初計画を継承
	中学2年生女子	12.2%	11.2%	当初計画を継承
	20歳以上男性	32.3%	29.0%	当初計画を継承
	20歳以上女性	20.2%	19.2%	現状値の5%減に設定

※朝食の摂取状況、適塩量の認知状況、1日に必要な野菜摂取量の認知状況、適正飲酒量の認知状況、小中学生の飲酒経験の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より把握しています

※「肥満者の割合の減少」の小学6年生及び中学2年生の目標値は、文部科学省「平成28年度学校保健統計」の県の現状値としています

### 1-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) 食に関する知識の普及と関心の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年代別の栄養と食生活について、広報やホームページ等で情報提供します</li> <li>・食に関する体験型学習の機会を提供します</li> <li>・地場産の野菜や果物を使った献立の普及を図り、食への関心を高めます</li> </ul>	保健福祉課 町民税務課 子育て支援課 教育総務課 保育所・学校・児童館 農林観光課
(2) 食習慣を改善するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関係する団体と連携し、食育推進事業に取り組みます</li> <li>・肥満や高血圧等の健康課題の改善に向け、関係機関と連携体制を構築していきます</li> </ul>	幼稚園 食生活改善推進員 食の研究会 健康推進員 JA女性部

### 1-4. 地域の役割

- ・健康教室や講座を積極的に地区で開催しましょう
- ・健康教室や講座に声を掛け合って積極的に参加しましょう

### 1-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
子育て期 (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はやね・はやおき・あさごはん」を実行しましょう</li> <li>・家庭内での健康について話題にしていきましょう</li> <li>・妊娠中の女性は禁酒しましょう</li> </ul>
働き盛り期 (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の適性体重を知り、週1回は体重を測定しましょう</li> <li>・食品の栄養成分表示を参考に、カロリーや塩分、脂質等を適切に選択しましょう</li> <li>・1日3食、ごはんを食べましょう</li> <li>・野菜を1日5皿(1皿70g)食べましょう</li> <li>・みそ汁は1日1杯にし、漬物も1日小皿1つままで、麺類のスープは残して減塩に努めましょう</li> <li>・適度な飲酒量(男性1日2合未満、女性1合未満)に努めましょう</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壮年期に引き続き、低栄養※にも気をつけましょう</li> </ul>

※低栄養とは、BMI18.5未満、6か月間で体重が2～3kg減少した状態

## 2. 運動・身体活動の増加

### 2-1. 現状と課題

生活習慣病が増えている背景には、高齢者の増加と同時に食生活の変化と身体を動かす機会が少なくなった生活環境の両面が考えられます。

健康に運動が良いと思っても運動をしない理由としては、時間がない、きっかけがない、一緒に運動する人がいない、運動できる場所を知らない等が考えられます。本町では日常生活で身体を動かす工夫をしているかを調査した結果、「している」と回答した者32.9%、「ときどきしている」者が42.7%、合わせて75.6%と約4人に3人が身体を動かす工夫をしており、日常生活の中で歩くように心がけているかという設問でも「心がけている」が35.3%、「まあまあ心がけている」が35.5%と、合わせて70.8%を占めています。しかし、運動習慣があるかの設問では「はい」が36.7%と計画策定時とほぼ変わらない結果となっており、運動習慣が定着している者は少ない状況が続いています。また、今後の運動の意向を聞いた設問では、「思う」が22.0%、「きっかけがあれば行いたい」が53.2%、合わせて75.2%が運動したいと答えています。

日常生活における運動の実践と継続しやすい仕組みづくりを図り、日々の活動量の増加を目指していきます。

また、高齢になるとロコモティブシンドローム\*やフレイル\*が原因で要介護状態になりやすいことから、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を実施し、きめ細やかな支援を進めていきます。

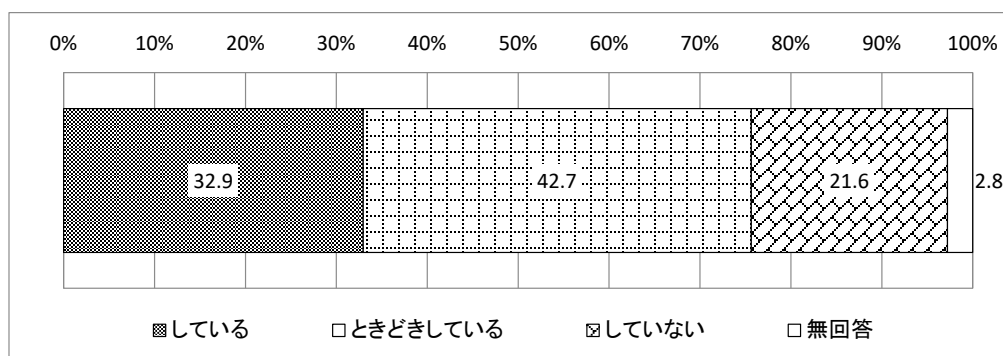
※ロコモティブシンドロームとは

骨・関節・筋肉等、体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険性が高い状態

※フレイルとは

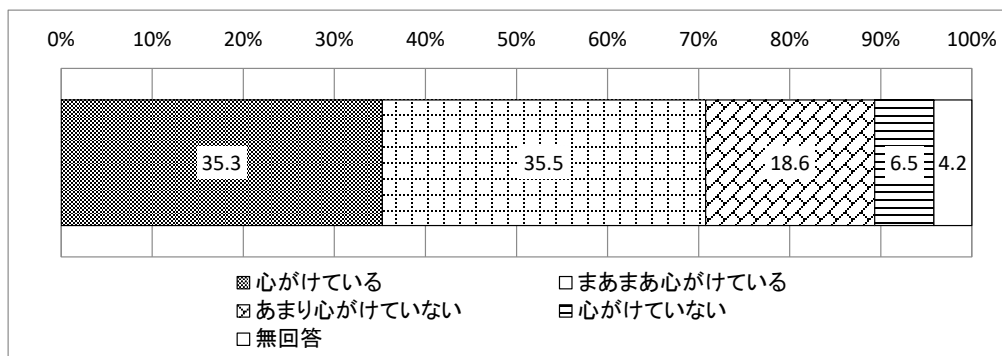
加齢等により心身の活力(筋力や認知機能等)を含む生活機能が低下し、将来、要介護となる危険性が高い状態

#### ■日常生活の中で意識的に身体を動かす等の工夫をしている者



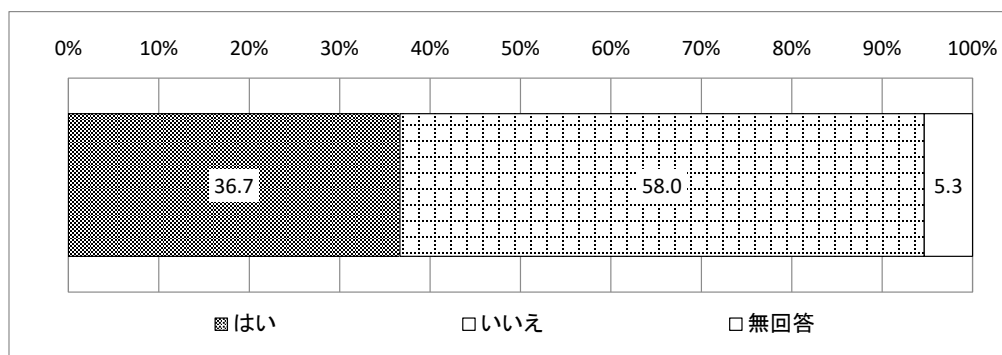
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■ 日常生活の中で、歩くように心がけているか



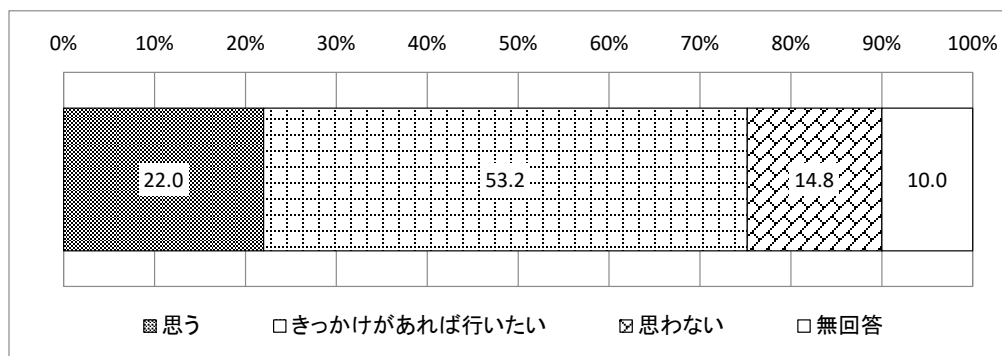
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■ この1年の間、1回30分以上、週2回以上の運動を行っている者



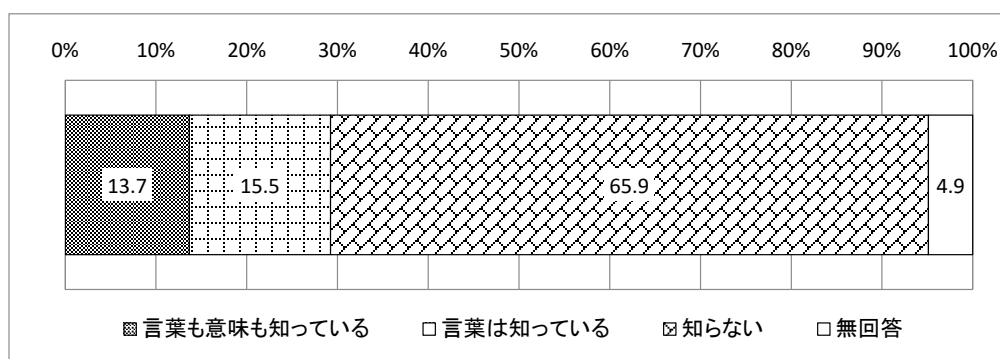
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■ 今後、運動を行いたいと思うか



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

## ■ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の認知度



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

### 2-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
運動習慣のある者の増加	町国保加入者	34.7%	45.0%	当初計画を継承
ロコモティブシンドロームの認知率の増加	20歳以上	29.2%	45.0%	当初計画を継承

※運動習慣のある者とは、1回30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続している者をいいます

※運動習慣のある者の値が把握しやすいよう、ここでは町国保加入者の値を用いています

※ロコモティブシンドロームの認知率の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より把握しています

### 2-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) 運動に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>年代を通じて体力づくりや健康づくりのための知識の普及と情報提供を広報やホームページ等で行います</li> </ul>	保健福祉課 町民税務課
(2) 運動に取り組みやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>年代に応じた運動やレクリエーション事業で気軽に参加できるイベントや教室等を開催します</li> <li>安全に歩ける場所の設定やルール作りを行い、ウォーキングの普及に取り組みます</li> <li>運動をサポートしてくれる人材の育成と活動できる機会を設けます</li> <li>運動に関する自主サークルの運営を支援します</li> <li>働き盛りの方を対象とした事業を行うため、庁内関係各課や事業所との連携体制を整えていきます</li> </ul>	子育て支援課 教育総務課 保育所・学校・児童館 スポーツ振興課 生涯学習課 体育協会 スポーツ推進員 健康推進員 商工会 各事業所

## 2-4. 地域の役割

- ・友人やご近所同士で歩いたり、町や地区の運動会、レクリエーション事業への参加を呼びかけあいます
- ・運動に関する自主サークルが主体的に呼びかけ、仲間を増やしていきます
- ・子どもが安全に遊べるよう遊具の点検や環境整備を行います

## 2-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
子育て期 (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"><li>・スキンシップをしながら、積極的に親子で外遊びをしましょう</li><li>・町や地区の運動会、スポーツ、レクリエーション事業に親子や友人と参加しましょう</li><li>・長続きできる運動やスポーツを楽しみましょう</li></ul>
働き盛り期 (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の体力を知り、無理はせず、長続きできる体操や運動を家庭や職場等で取り入れてみましょう</li></ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の体力を知り、無理はせず、長続きできる体操や運動を行いましょう</li><li>・ロコモティブシンドローム、フレイル予防を意識し、こまめに動きましょう</li></ul>

### 3. こころの健康づくり（第2期蔵王町自死対策計画）

---

第1期蔵王町自死対策計画では、勤労世代の失業者・無職者・生活困窮者対策を重点施策として取り組みました。具体的には、新たな心理職による相談体制を立ち上げ、窓口を拡充するとともに、様々な問題に対してきめ細やかな対応ができるよう、庁内における関係部門との連携・協働による包括的な相談支援等に努めました。また、自殺の事前対応のさらに前段階での取組として、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を小中学校と連携して令和2年度から開始し、援助を求めることができるように努めました。

その結果として、目標達成状況では「A」評価が8項目中6項目、「B」評価が1項目、「C」評価が1項目と、すべての項目で改善したことから、一定の効果があつたと考えられます。

#### 3-1. 基本理念

---

蔵王町自死対策計画では、引き続き、町民すべての人が、かけがえのない個人として尊重される地域社会、「誰も自死に追い込まれることのないまち」の実現を目指します。

##### 基本理念

こころの健康を大切にし、人と人、人と社会がつながるまちづくり

#### 3-2. 基本方針

---

##### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、失業や債務、生活困窮、健康問題、家族問題等の「生きることの阻害要因(自死リスク要因)」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自死リスクを低下させる方向で進めていきます。

##### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自死を防ぐためには、こころの健康づくりのほか、社会的・経済的な視点を含む包括的な取組が重要で、様々な分野の施策、人や組織が密接に連携する必要があります。

生きることの促進要因への支援という観点から、重層的支援体制整備事業の実施等の地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援の取組と連携した自死対策を推進するとともに、精神科医療、保健、福祉等の施策の連動を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう努めていきます。また、社会全体で対応しなければならない問題とされた孤独・孤立対策との連携や、今後設置される子ども家庭センターとの連携を図り、総合的な自死対策を推進します。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

社会全体の自死リスクを低下させるために、町民の暮らしの場を原点としつつ、相談支援等を行う「対人支援」、包括的な支援を行う「地域連携」、法律や計画等の整備等の「社会制度」の有機的な連動を図り総合的に推進します。

また、時系列的な対応としては、自死の危険性が低い段階における「事前対応」、現に起こりつつある自死発生の危険に介入する「危機対応」、自死や自死未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階において効果的な対策を講じます。

加えて、学校において、命や暮らしの危機に直面した際の具体的かつ実践的な対処方法やSOSの出し方を学ぶ教育、孤立を防ぐ居場所づくり等を推進していきます。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進

こころの健康を悪化させたり、自死に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深め、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう、引き続き、自死に対する正しい知識や困難等への対処方法等を含めて積極的に普及・啓発を行っていきます。

また、身近にいるかもしれない自死を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組むとともに、精神疾患や精神科医療、メンタルヘルスへの理解及び自死に対する正しい理解を促進するための啓発活動に取り組みます。

### (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

こころの健康を保持し、誰も自死に追い込まれることのない地域を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して、こころの健康づくりや自死対策を総合的に推進することが重要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、相互の連携・協働の仕組みづくりに引き続き取り組みます。

### (6) 自死及び自死未遂者等の名誉及び生活の平穩への配慮

自死及び自死未遂者やその親族等の名誉及び生活の平穩へ十分に配慮し、これらが不当に侵害されることのないよう、地域全体での共通認識として自死対策に取り組みます。



### 3-3. 現状と課題

こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための不可欠な条件であり、生活の質にも大きく影響します。こころの健康を保つためには、身体的に健康であること、日頃の休養や運動等によるストレスの解消等が重要となります。

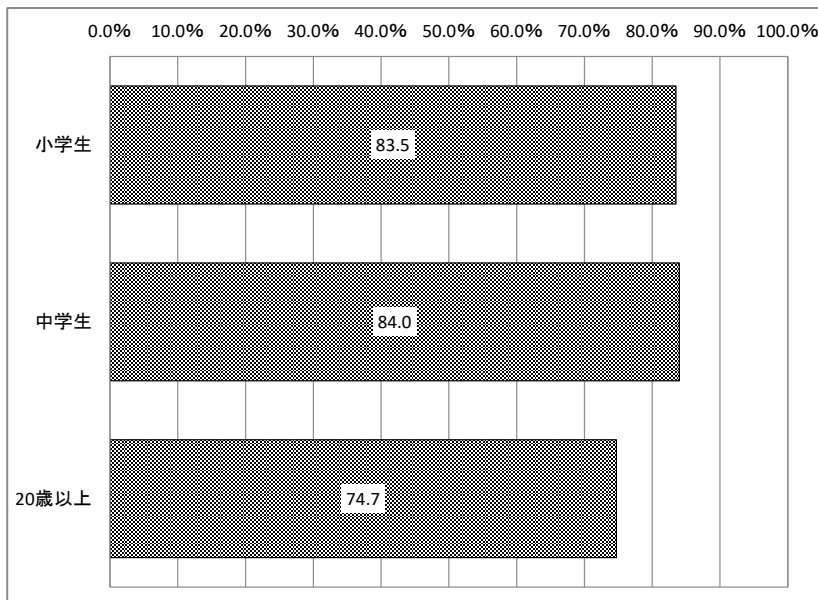
本町の自死状況(P. 22～23)については、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料から、平成30年～令和元年にかけては自殺死亡率が全国・県を上回る値で推移しており、年代別では50歳代と80歳代以上で高くなっています。さらに、原因・動機については、「健康問題」と「家庭問題」が高い状況にあります。

アンケート調査では、相談相手がいる中学生は84.0%と前回調査から10ポイント以上増加しており、小学生と20歳以上も相談相手がいる人は前回調査からわずかに増加しています。また、町で実施している「こころの相談」の認知度（「名前も内容も知っている」と「名前は知っている」の合計）も51.0%と半数を超えました。

その一方で、自死を考えたことがある人（「おおいにあった」(3.0%)と「多少あった」(18.8%)の合計）は約5人に1人の割合で存在していることや、不安及びストレス等の原因として「家庭問題」や「こころの健康問題」、「職場問題」等が多くあげられています。

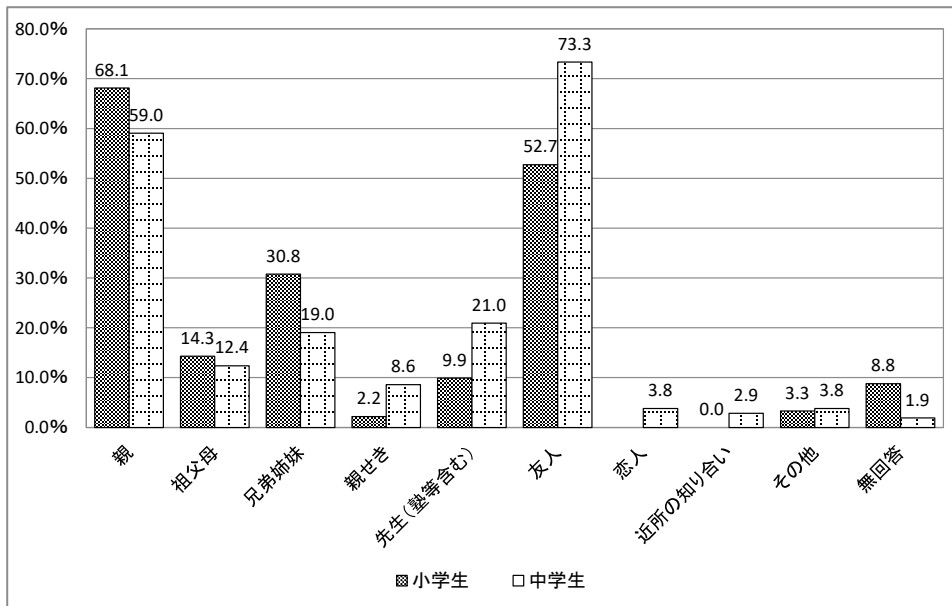
引き続き、一人ひとりに合ったストレス対処法を身につけることや悩みごと、心配ごとを誰かに相談をすること等を幅広い年代に向けて周知・啓発したり、悩みやストレスを解消できる環境の構築に取り組んでいきます。加えて、地域における支え合いや見守りの重要性、こころの健康についての正しい知識等の普及・啓発に努めていきます。本町では、「高齢者」や「生活困窮者」、「女性」、「勤務問題」等の自死対策を推進していきます。

#### ■ 普段から気軽に相談できる相手の有無



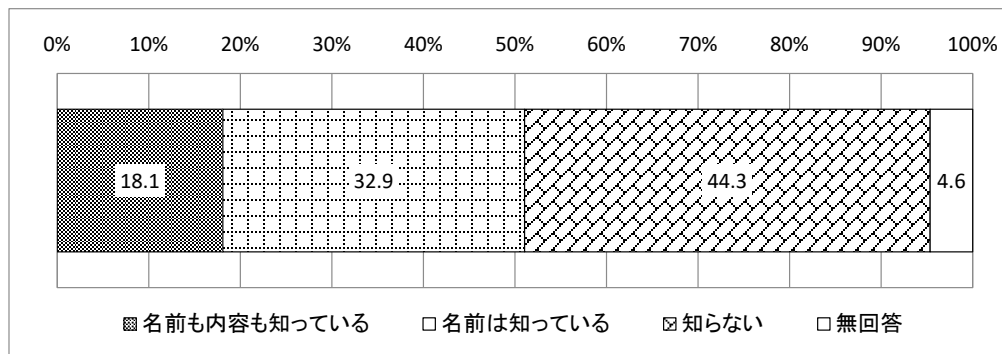
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より

■よく相談する相手（小中学生）



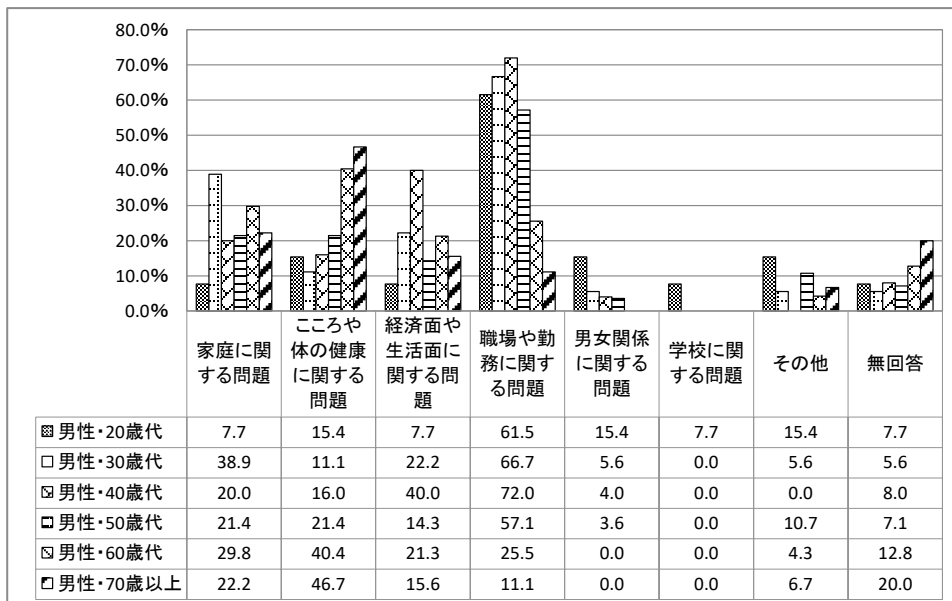
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査)より  
 ※小学生調査では、選択肢「恋人」は存在しないため数値は表示されていません

■「蔵王町こころの相談（精神保健福祉相談）」の認知度



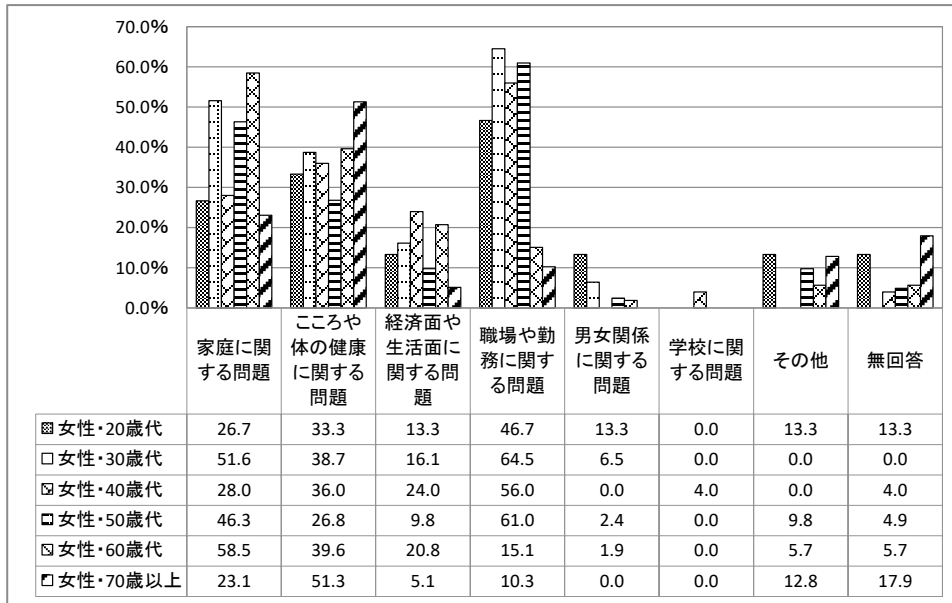
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■20歳以上男性の不満や悩み、苦勞、ストレス等を感じた理由



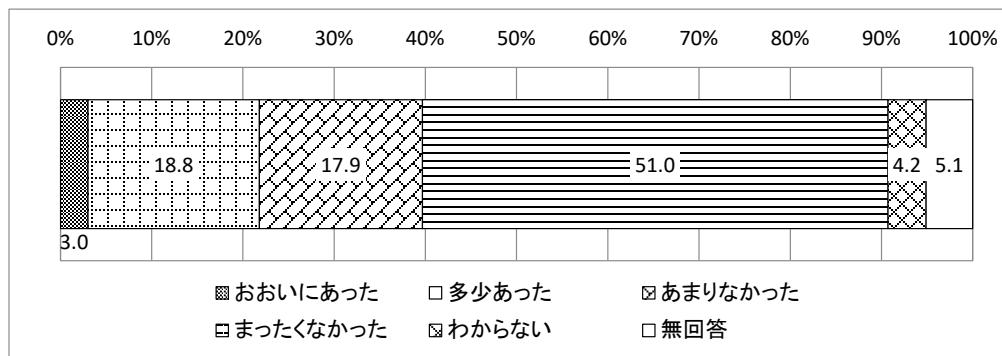
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■ 20歳以上女性の不満や悩み、苦勞、ストレス等を感じた理由



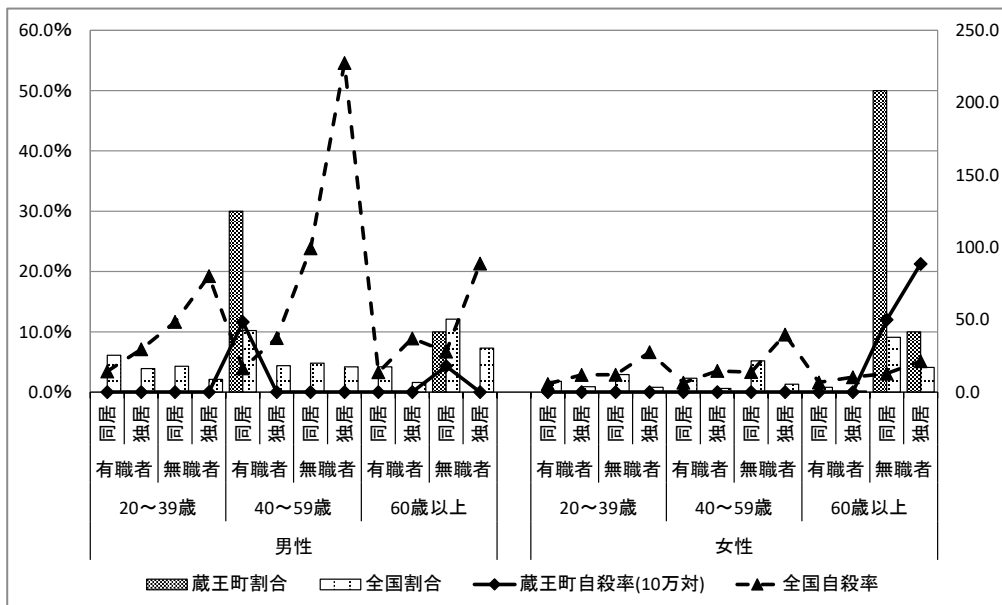
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■ これまでの人生の中で、自死をしたいと考えたことの有無



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■ 年齢階級・就労・同独居別の自殺者割合と自殺率 (平成28～令和2年合計)



※(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料より

### 3-4. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
自殺率の減少 (人口 10 万人対)	町民	8.4	減少する	第1期計画を継承
こころの相談を知っている者の増加	20 歳以上	51.0%	53.6%	現状値の5%増に設定
相談できる相手がいると 答える者の増加	小学生	83.5%	90.0%	第1期計画を継承
	中学生	84.0%	90.0%	第1期計画を継承
	20 歳以上	74.7%	78.4%	現状値の5%増に設定
ゲートキーパー養成講座 受講者の増加	町民・関係者	延 561 人	延 680 人	現状値の約 20%増に設定
	町職員	延 362 人	延 440 人	現状値の約 20%増に設定
SOSの出し方に関する教育 授業で一度は実施した学校 数	町内小中学校 (全8校)	5校	8校	全校実施に設定

※自殺率の現状値は「厚生労働省 地域における自殺の基礎資料」より把握しています

※こころの相談の認知状況と相談相手の状況の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」  
(小学生調査、中学生調査、20 歳以上町民調査)より把握しています

※ゲートキーパーとSOSの出し方教育の現状値は、令和3年度の事業実績より把握しています

### 3-5. 基本施策

#### (1) こころの健康づくりの推進と相談支援体制の充実

町民一人ひとりがこころの健康の重要性を認識するとともに、自らの不調に気づき、適切な対応ができるよう、こころの健康づくりについての啓発を図ります。また、相談窓口等の情報の分かりやすい発信や相談員等の自死対策従事者のこころのケアに取り組みます。

#### 【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容	時期・回数	実施主体	
①こころの健康に関する啓発と関心の向上	・自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ広報やホームページ、パンフレット配布等で情報提供します	年2回	保健福祉課
	・各種検診や保健事業等を活用し、リーフレット配布等で情報提供します	各種検診や保健事業時	
	・こころの健康づくり講演会を継続します	年1回	

取組内容		時期・回数	実施主体
②各種相談の継続と周知	・なんでも健康相談	月1回	保健福祉課
	・こころの相談(精神科医、心理職)	月1回ずつ	保健福祉課
	・物忘れ相談	年6回	保健福祉課
	・高齢者・障がい者(児)総合相談	随時	保健福祉課
	・育児相談	月1回	子育て支援課
	・納税相談	随時	町民税務課
	・消費生活相談	随時	農林観光課
	・教育相談他	月1回	教育総務課
③各種専門相談の周知	・飲酒、引きこもり、暴力、生活困窮、職場問題、育児、介護、性的マイノリティー等専門相談について周知します	随時	生涯学習課 子育て支援課 保健福祉課
④医療機関等と早期対応のための連携	・医療機関と早期支援連絡事業を継続します	随時	保健福祉課 医療機関 保健所 相談支援事業所
⑤個別支援の強化	・関係機関と協働で家庭訪問等を継続します	随時	保健福祉課

### 【町民に期待する行動】

- ・日頃からこころの健康づくりに関心を持ち、ストレスと上手に付き合ひましょう
- ・生きがいややりがいを感じられる役割や趣味を持ちましょう
- ・相談できる身近な人を増やしましょう
- ・こころの不調に気づいたら、早めに相談窓口を利用したり、医療機関を受診しましょう

### (2) 地域ネットワークの強化

こころの健康を保持し、誰も自死に追い込まれることのない地域を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の各分野が連動して、こころの健康づくりや自死対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、様々な領域において積極的に協力しあえる環境を整えていくためネットワークを立ち上げ、地域や職場環境、学校の実態について把握し、連携強化を進めていきます。

### 【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容		時期・回数	実施主体
①ネットワークの整備	・庁内における連携体制の構築	年1回	保健福祉課
	・精神保健福祉施策推進協議会の開催	年2回	

### (3) 自死対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成に関する方策を充実させる必要があります。行政、医療、福祉、介護、事業所、その他の関係機関や町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修機会の確保を図ります。

#### 【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容	時期・回数	実施主体
・ゲートキーパー※養成研修の実施	年2回以上	保健福祉課 総務課

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます

#### 【町民に期待する行動】

- ・家族や仲間の変化に気づくよう、日頃から周囲との関わりを大切にしましょう
- ・ゲートキーパーの役割について理解し、できる範囲で取り組みましょう
- ・日頃から地域の活動に参加し、交流を図りましょう

### (4) 住民への啓発・周知

こころの健康を悪化させたり、自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるということや、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということ等を含め、自死はその多くが追い込まれた末の死であり、自死対策とは生きることの包括的な支援であるということが地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及・啓発に取り組んでいきます。

#### 【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容	時期・回数	実施主体	
①こころの健康に関する啓発と関心の向上	・自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ広報やホームページ、パンフレット配布等で情報提供します	年2回	保健福祉課
	・各種検診や保健事業等を活用し、リーフレット配布等で情報提供します	各種検診や保健事業時	
	・こころの健康づくり講演会を継続します	年1回	

### 【町民に期待する行動】

- ・困った時は誰かに援助を求め、援助を求められた時は話をよく聞きましょう
- ・相手が悩んでいたり、普段と違うと感じた時は、遠慮せず「どうしましたか」と声をかけましょう

### (5) 生きることの促進要因への支援

自死対策は、「生きることの阻害要因(自死リスク要因)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やす取組を行うことです。このような観点から、居場所づくりや遺された人への支援に関する対策を推進します。

### 【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容		時期・回数	実施主体
①家庭や学校教育の推進	・校長会や養護教諭部会、児童福祉部門等と協議します	年1回以上	保健福祉課 子育て支援課 教育総務課
②居場所づくりと連動した支援	・精神保健福祉施策推進協議会の開催	年2回	保健福祉課
	・居場所活動を通じた支援を継続します	随時	保健福祉課 子育て支援課 教育総務課 生涯学習課 スポーツ振興課
③自死遺族会等の自主団体の情報提供	・自主団体の活動情報を収集し、情報提供します	随時	保健福祉課 保健所

### 【町民に期待する行動】

- ・身近に相談できる人を持ち、相談窓口も知っておきましょう
- ・働いている人は、職場のメンタルヘルス専門相談を利用しましょう
- ・日頃から地域の活動に参加し、交流を図りましょう

### (6) 児童生徒の自死対策に関する教育

学校において、児童生徒が命の大切さや尊さを実感できる教育、SOSの出し方に関する教育等の困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育を通して、相談できる相手が存在することを知ってもらい、さらに精神疾患への正しい理解等を含めたこころの健康に関する教育について、関係機関と連携して推進していきます。

また、児童生徒の自死は長期休業明け前後に多いため、長期休業前後の時期にかけての児童生徒の自死予防の取組や小中高等学校等における早期発見・見守りの取組、メディアリテラシー及び情報モラルに関する教育等の実施について検討します。

【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容		時期・回数	実施主体
①児童生徒のための相談窓口の周知徹底	・引きこもり、暴力、生活困窮、いじめ、家庭問題、性的マイノリティー等専門相談について周知します	随時	学校 児童館 教育総務課 生涯学習課 公民館 子育て支援課 保健福祉課
②SOSの出し方に関する教育の実施	・校長会や養護教諭部会、児童福祉部門等と協議します ・小中学校で児童生徒に向けた自死対策に関する学習機会を提供します	各校1回	学校 教育総務課 子育て支援課 保健福祉課

【町民に期待する行動】

- ・家族の悩みを共有し、相談しあえる関係を築きましょう
- ・大人は、子どもの話に最後まで耳を傾けましょう
- ・児童生徒は、友人や先生等、家族以外で相談できる人や場所を持ちましょう

3-6. 重点施策

■高齢者・生活困窮者・勤務・女性対策

自死に至る背景には様々な危険因子が潜んでおり、それらが連鎖して自死に追い込まれていることが明らかになっています。本町では高齢者や生活困窮者、有職者、女性の自死が多いことから、これらの様々な問題に対し、きめ細やかな相談と関係機関との連携により、包括的な支援に努めます。

【目標達成のための行政・関係機関・団体の取組】

取組内容		時期・回数	実施主体
①各種専門相談の周知の強化	・高齢者総合相談、職場問題、多重債務、納税相談、消費生活相談、住居相談、生活困窮、求職等専門相談等について周知します	随時	関係各課
②身近な人への気づきと見守りの促進	・住民と接する機会のある立場の職業や地域の方達にゲートキーパー養成研修を実施します	年1回以上	保健福祉課 総務課
	・関係機関との連携に努めます	随時	関係各課 保健所 医療機関



取組内容		時期・回数	実施主体
③経済的・社会的要因に対する取り組みの強化	・労働問題、生活困窮に対する対応を強化します	随時	関係各課 仙南保健福祉事務所 職業安定所
	・生活福祉資金貸付事業	随時	蔵王町社会福祉協議会
④小規模事業所との連携	・小規模事業所におけるメンタルヘルス研修等の実施に努めます	年1回	蔵王町商工会 農林観光課 保健福祉課

### 【町民に期待する行動】

- ・家族の悩みを共有し、相談しあえる関係を築きましょう
- ・身近に相談できる人を持ち、相談窓口も知っておきましょう

## 3-7. 生きる支援関連施策一覧

### ■重点施策に関する町の施策

町が行っている事業(資料編参照)から、高齢者や生活困窮者、有職者、女性対策に資するものとして、次の事業を抽出し整理しました。自死対策の視点を盛り込み、様々な分野において取組を推進することで、「誰も自死に追い込まれることのないまち」の実現を目指します。

担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
総務課	広報等による情報発信	行政に関する情報、生活情報の掲載と充実を図り、広報誌等を発行する	自殺対策強化月間や自殺予防週間の時期に集中的に周知したり、毎号に相談機関について掲載し周知を図る
まちづくり推進課	地域活動振興事務	自治会等のコミュニティ活動に関する事務を行う	各行政区の特色ある地域活動に参加することにより、人とのつながりを深める
建設課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う	低収入等による生活困窮者等、生活面で困難や問題を抱えている方へ、関係機関との連携を行い支援する
町民税務課	納税相談	住民から納税相談や税金の納付を受け付ける	
上下水道課	水道料金徴収事務	料金滞納者の納付相談を行う	
保健福祉課	訪問介護利用者負担額減額申請	低所得者がヘルパーを継続的に利用する際に自己負担金の7割を助成する	
保健福祉課	養護老人ホームへの措置	65歳以上で経済的理由等により自宅で生活が困難な高齢者の入所手続きを実施する	
農業委員会	農業経営収入保険制度	自然災害をはじめとした様々な要因による農業所得の減収を補う制度	

担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
農林観光課	求人情報をホームページに掲載	町のホームページにハローワークの求人情報を掲載する	求職情報を掲載し就職につながるよう支援を行う
保健福祉課	こころの相談	精神科医や心理職、保健師が不眠やこころの悩みに関する相談を行う	相談内容に応じて、精神科医又は心理職が対応し、相談支援の実施や必要に応じて関係機関と連携し、支援する
保健福祉課 総務課	ゲートキーパー養成研修	町民や教育関係等にゲートキーパー養成研修を実施する	深刻な悩みや精神症状がある方を把握した場合には、適切な相談機関へつなぐとともに、関係機関と連携し切れ目のない支援を行う
保健福祉課	高齢者総合相談	地域包括支援センターが高齢者に関する相談を行う	
保健福祉課	民生児童委員事務	民生児童委員が地域住民の相談・支援等を実施する	住民同士の関わりの中で、相談者が問題を明確化しておらずとも、普段と表情や暮らしぶり等が違ふと気づいた場合に、適切な相談機関につなぐ等の最初の窓口として機能する
保健福祉課	健康推進員研修会	健康づくりに関する情報提供や自死対策に関する研修会を実施する	
農業委員会	農地パトロール	委員による農家や農地の見守りを行う	
子育て支援課	子育てほっとサロン(育児相談)	保護者が悩みを語り合い、専門職から助言や情報提供することにより、育児不安や孤立感を軽減する	親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩みを軽減し、孤立化を防ぐとともに、相談に応じて職員等が適切な相談機関へつなぎ、切れ目のない支援を行う
子育て支援課	子育て支援センターふれあい広場	親子の遊び場の設置。必要に応じて職員が子育ての悩みを聞いたり、保護者同士のつながりのきっかけを作ったりする	
子育て支援課	あったか支援金支給申請	12歳から18歳の児童を養育する母子父子世帯へ支援金の支給事務を行う	普段と異なる児童生徒を把握した場合や生活困窮、精神症状が心配な保護者等を把握した場合には、関係機関と連携し、適切な相談機関につなぎ、切れ目のない支援を行う
教育総務課	保幼小中連携事業	保育所・幼稚園・小学校・中学校間で連携し、児童生徒が新しい環境にスムーズに移行できるようサポートする	
教育総務課	就学援助費事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品等の必要な費用を一部援助する	
子育て支援課 教育総務課	預かり保育	それぞれの家庭状況に応じ、必要な家庭には預かり保育を行うことで、経済的にも支援できる	保護者や子どもの変化に気づいた場合に、声をかけ、話を聴くとともに、適切な相談機関につなぎ、切れ目のない支援を行う
子育て支援課	ざおう子育てサポート事業	通院や行事等で子どもを預かってほしい時間に、地域の協力会員が一時預かりの応援をする	

担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
教育総務課	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活支援と保護者に対する相談を行う	子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を把握した場合、相談機関につなげるとともに、児童生徒への自死対策に関する教育を行う
生涯学習課	生涯学習出前講座	公民館事業として町職員が地域へ出向いて講座を実施する	住民の生きがい、健康づくりへの支援及び社会参加活動を促進する
生涯学習課	図書館の管理	生涯学習の場としての読書環境の充実等、教育・文化サービスの提供を図る	
スポーツ振興課	B&G海洋センターの管理	運動環境の充実と自主サークル等への支援を実施する	

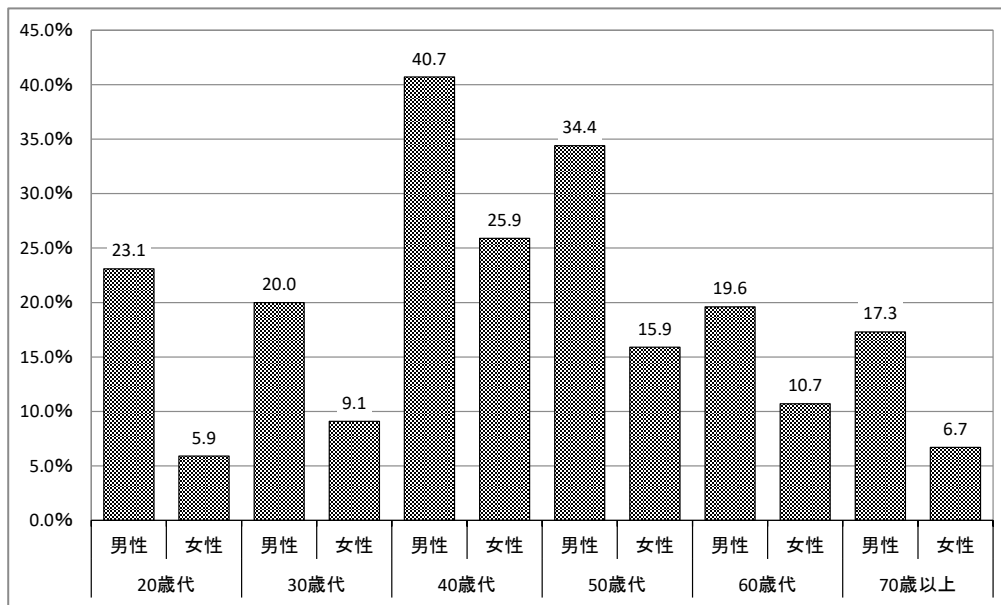
## 4. タバコ対策

### 4-1. 現状と課題

喫煙は、がんや慢性閉塞性肺疾患、動脈硬化等、吸っている本人だけでなく、周囲にいる人にも受動喫煙という形で影響を及ぼします。平成 15 年に健康増進法が施行されたことにより、受動喫煙防止(分煙)が進められ、平成 22 年健康局長通知で官公庁や医療施設での全面禁煙(建物内禁煙)することが望ましいとされました。その後、平成 30 年には健康増進法の一部が改正され、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、多数の者が利用する施設等において屋内は原則禁煙とされました。

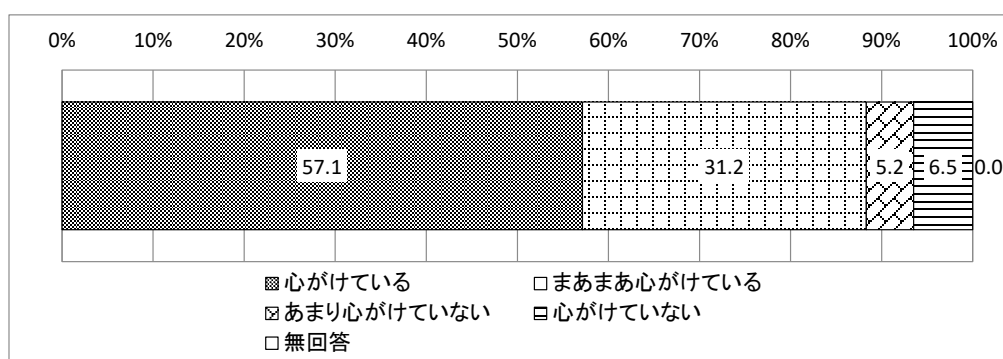
本町では、20 歳以上の男性・女性ともに喫煙率が減少し、喫煙者の家庭内分煙率(ここでは「心がけている」、「まあまあ心がけている」の合計)も前回 76.1%が現状値 88.3%と約 12 ポイント増加していることから、タバコに対する意識がより高まっています。また、小中学生の喫煙経験率もほぼ0%となっています。今後は町全体への知識の啓発とともに、母子保健事業等でも幅広く受動喫煙防止について重点的に働きかけを行っていきます。

#### ■ 20 歳以上の喫煙率



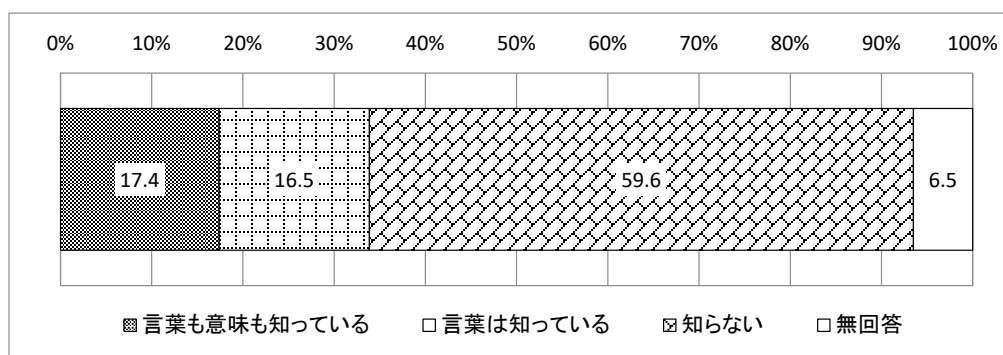
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20 歳以上町民調査)より。ここでの喫煙率とは「毎日吸う」と「時々吸う」と回答した者を合わせたものをいいます

## ■喫煙者で家庭での分煙を心がけている者



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

## ■COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

## 4-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
喫煙率の減少	20歳以上男性	24.4%	20.0%	県の基本事項と同様に設定
	20歳以上女性	12.1%	6.0%	県の基本事項と同様に設定
喫煙者で家庭内分煙している者の増加	20歳以上	88.3%	89.2%	現状値の1%増で設定
喫煙を経験したことがある小中学生をなくす	小学生	0.9%	0.0%	当初計画値を継承
	中学生	0.0%		
妊婦の喫煙をなくす	妊婦	2.8%	0.0%	当初計画値を継承
COPDの認知率の増加	20歳以上	17.4%	18.3%	現状値の5%増で設定

※喫煙率、家庭内の分煙状況、小中学生の喫煙経験、COPDの認知状況の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より把握しています

※妊婦の喫煙は母子健康手帳交付統計より把握しています

#### 4-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) 喫煙に関する知識の普及と啓発	・喫煙による健康への影響について知識の普及と情報提供を広報やホームページ等で行います	総務課 保健福祉課
(2) 禁煙希望者への支援	・禁煙を希望する者への指導を行います ・禁煙外来や禁煙指導ができる薬局の情報を提供します	町民税務課 子育て支援課 教育総務課・各学校 スポーツ振興課
(3) 受動喫煙防止への取組強化	・公共施設での受動喫煙による健康被害を防止するための対策を継続していきます ・子どもへの健康被害を起こさないために受動喫煙防止の呼びかけを継続していきます	健康推進員 医師会・歯科医師会 薬剤師会 商工会・観光物産協会 各事業所

#### 4-4. 地域の役割

- ・地区集会所の建物内禁煙(分煙含む)を徹底していきましょう
- ・未成年の喫煙は見過ごさず注意しましょう

#### 4-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
子育て期 (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや妊婦の前ではタバコは吸いません</li> <li>・未成年にタバコは勧めません</li> <li>・妊娠中の女性は禁煙しましょう</li> <li>・子どもや妊婦がタバコを吸っていたら見過ごさず注意しましょう</li> <li>・家庭内分煙を行いましょう</li> <li>・タバコが及ぼす影響を知り、禁煙にチャレンジしましょう</li> <li>・家族は禁煙できるようサポートします</li> </ul>
働き盛り期 (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て期に引き続き、タバコが及ぼす影響を知り、禁煙にチャレンジしましょう</li> <li>・家族は禁煙できるようサポートします</li> <li>・喫煙者は家庭や職場、公共施設での分煙、禁煙をしましょう</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タバコが及ぼす影響を知り、禁煙にチャレンジしましょう</li> <li>・喫煙者は家庭や公共施設での分煙、禁煙をしましょう</li> </ul>

## 5. 歯科保健対策

### 5-1. 現状と課題

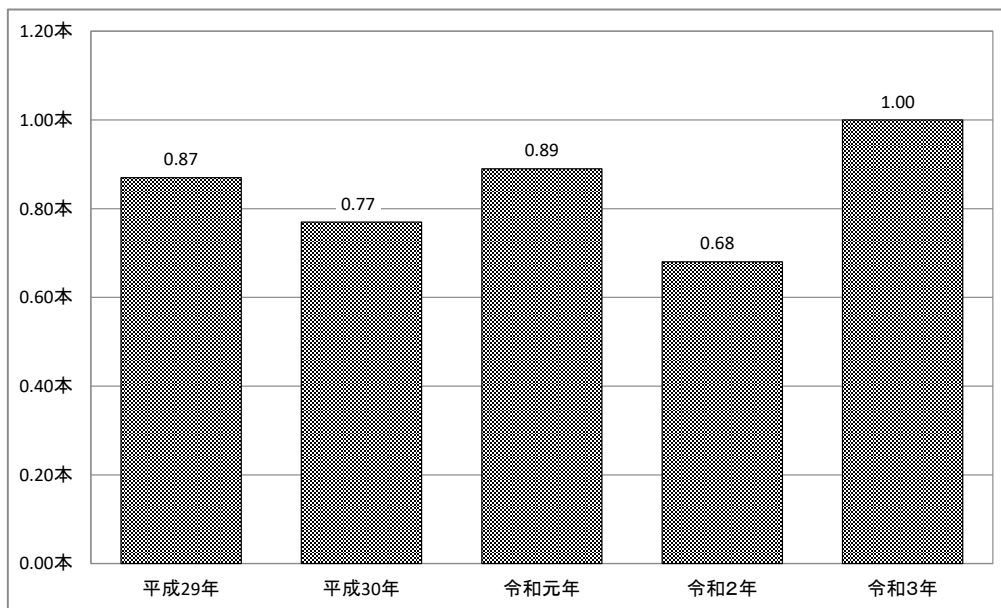
乳児から高齢者まで誰もが食事のたびに歯を使って食物を噛み栄養を摂取します。歯は発音や咀嚼(そしゃく)する際に重要な機能を果たしており、噛み合わせが悪くなれば頭痛や肩こり、不眠等の症状が出てくる可能性があります。

よく噛んでゆっくり食べると唾液の分泌が盛んになり、唾液には、がんの発生や老化に係るとされる活性酵素の増加を防いだり、子どもの顎の骨や筋肉の形成に役立ち、脳の発達にも良い影響を与えるとわれています。咀嚼をし、栄養を十分吸収するためにも健康な歯を保つことがとても大切です。

本町の幼児のむし歯罹患率は年々減少傾向にあります。国や県と比べるとまだ高い値の年齢もあります。幼児期からのむし歯保有率、一人平均むし歯経験数も高く、改善されないまま就学している状況もみられ、小学6年生の一人平均むし歯経験数は毎年1.00本弱での推移となっています。

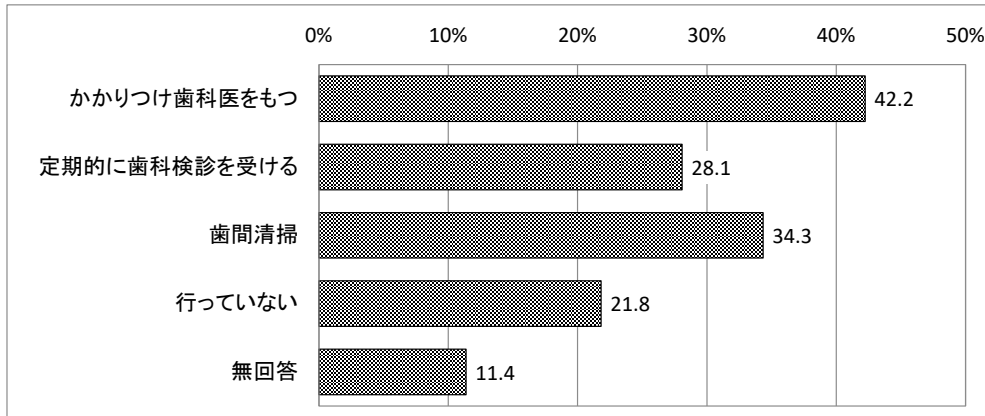
また、20歳以上においても、歯の健康のために行っていることを聞いた設問では「行っていない」が21.8%と前回調査から14ポイント減少しているものの、2割の人は何も行っていない状況です。性・年代別の「行っていない」者は、男性20～30歳代で5割前後、女性では20歳代が5割弱となっています。若い世代で歯の健康への意識がそれほど高くない状況であるため、子どもの頃から歯の健康についての啓発に取り組み、高齢になっても自らの歯を保持できるよう、引き続き歯科保健対策を進めていきます。

#### ■小学6年生の一人平均むし歯経験数の推移



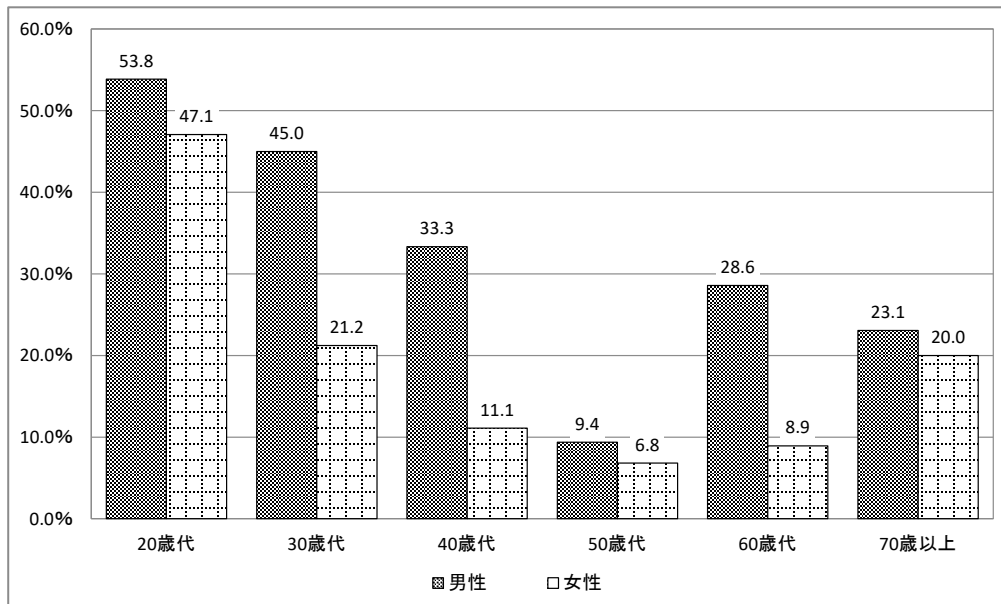
※蔵王町学校保健統計より

■ 20 歳以上で歯の健康のために行っていること



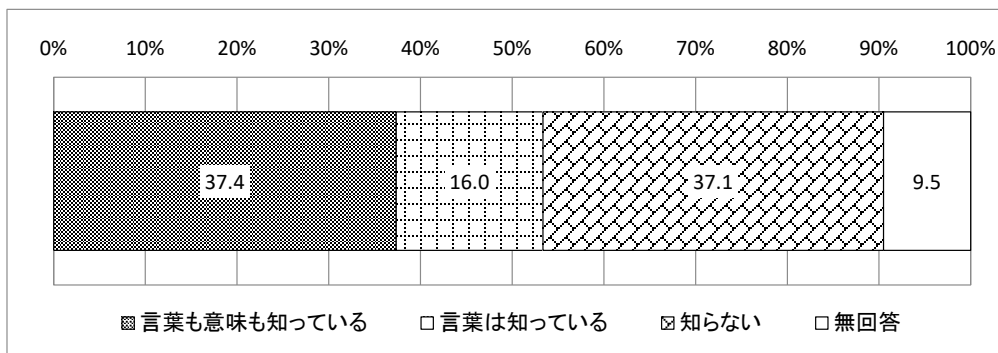
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20 歳以上町民調査)より

■ 歯の健康のために何も「行っていない」者



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20 歳以上町民調査)より

■ 8020 運動の認知度



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20 歳以上町民調査)より

※8020 運動とは、厚生労働省と日本歯科医師会が推進している「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という運動です。残存歯が 20 本以上あれば、食品の咀嚼が容易であるとされており、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました



## 5-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
一人平均むし歯経験数の減少	3歳6か月児	1.10本	1.00本	当初計画を継承
	小学6年生	0.89本	1.00本	当初計画を継承
フッ化物洗口事業等を実施している教育機関の増加	幼稚園、小中学校 (11施設)	3施設	11施設	町内全施設で設定
成人歯周病検診受診率の増加	20歳以上	11.9%	15.0%	当初計画を継承
自分の歯の本数の増加	70歳	23.9本	23本以上	現状値と同等で設定
8020運動の認知度の向上	20歳以上	37.4%	45.0%	当初計画を継承

※一人平均むし歯経験数は3歳6か月児健康診査結果、蔵王町学校保健統計より把握しています

※フッ化物洗口事業等を実施している教育機関については町データより把握しています

※成人歯周病検診受診率、自分の歯の本数は成人歯周病検診結果より把握しています

※8020運動の認知度は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より把握しています

## 5-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) 歯科に関する知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病や口腔機能に関する知識の普及と情報提供を広報やホームページ等で行います</li> <li>・ライフステージに応じた教室や健康教育を充実させます</li> </ul>	保健福祉課 町民税務課 子育て支援課 教育総務課・各学校・
(2) 受診しやすい健診(検診)等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師会と連携し、乳幼児健診や歯周病検診、フッ素塗布事業等の拡充を図り、早期発見・早期対応を促進します</li> </ul>	幼稚園・認定こども園 健康推進員 歯科医師会

## 5-4. 地域の役割

・友人やご近所同士で声を掛け合い、健康診査を受けましょう

## 5-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
子育て期 (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児にはおやつの量や回数を決める等、与えすぎはやめましょう</li> <li>・乳児期から仕上げ磨きを毎日行いましょう</li> <li>・かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科検診や歯科指導を受けましょう</li> <li>・日頃から歯間清掃等の口腔ケアを行いましょう</li> </ul>
働き盛り期 (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に歯科受診をして、予防のための指導を受けましょう</li> <li>・8020 運動を知り、口腔ケアの習慣化に努めましょう</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壮年期に引き続き、自分の歯で咀嚼、嚥下(えんげ)ができるよう口腔ケアをしっかり行いましょう</li> </ul>

## 6. 生活習慣病の予防

### 6-1. 現状と課題

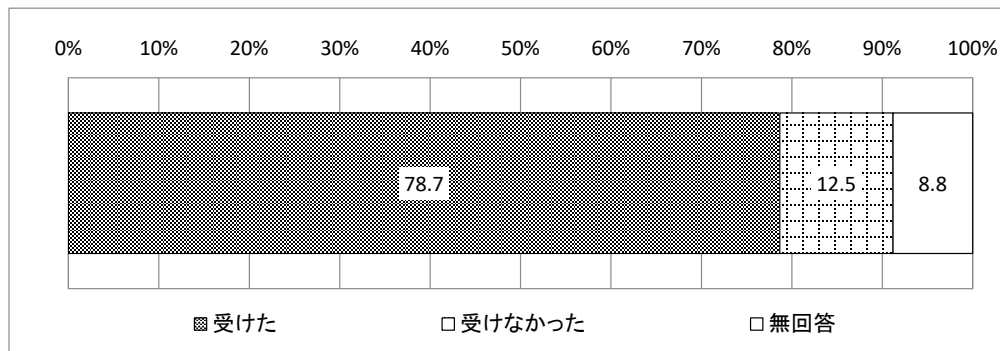
生活習慣病は、不健全な生活の積み重ねにより、内臓脂肪型肥満となることで引き起こされるといわれており、健康長寿の最大の阻害要因となります。生活習慣病を予防するには、定期健康診査を受けて病気のリスクを確認することに加え、正しい知識を持って生活習慣を改善していくことが重要となります。

本町全体でみると、定期健康診査(職場健診含む)を「受けた」者は 78.7%で、性別・年代別でみると県の値とほぼ同じか上回っていることが多く、良好な結果となっています。引き続き、多様な年代の人々が受診しやすい体制づくりを継続していきます。

蔵王町国保加入者の特定健康診査の受診率は計画策定時とほぼ変化がなく、メタボリックシンドローム該当率は若干増加しているのに対して、予備群率はわずかながら減少しています。

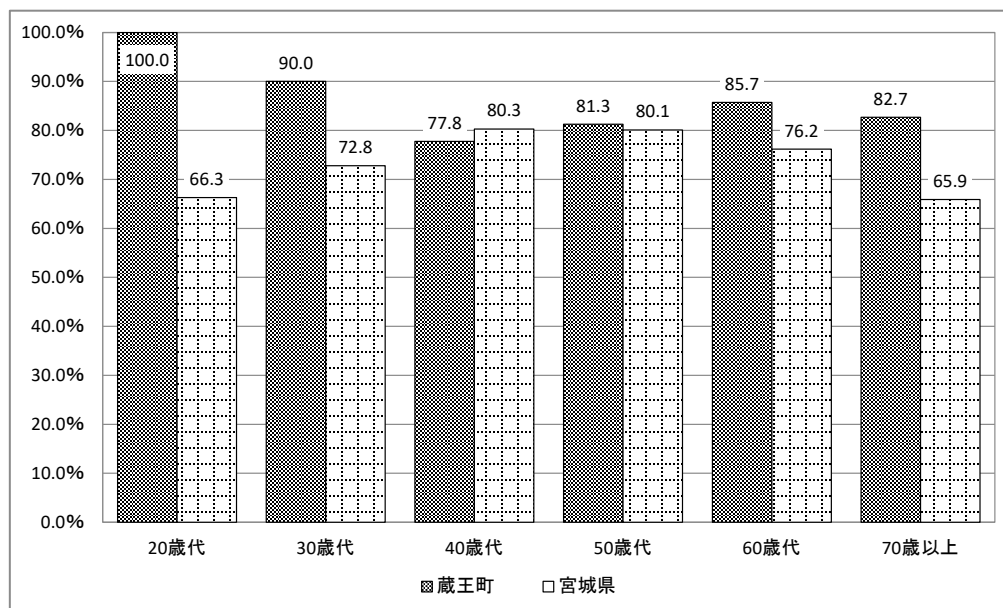
定期健康診査の受診勧奨に加え、運動習慣や食生活の改善を基本として、生活習慣病予防のために町民一人ひとりが対策を講じるとともに、重症化予防のための行動につなげられるように積極的に支援していきます。

#### ■ この1年の間に定期健康診断を受けた者



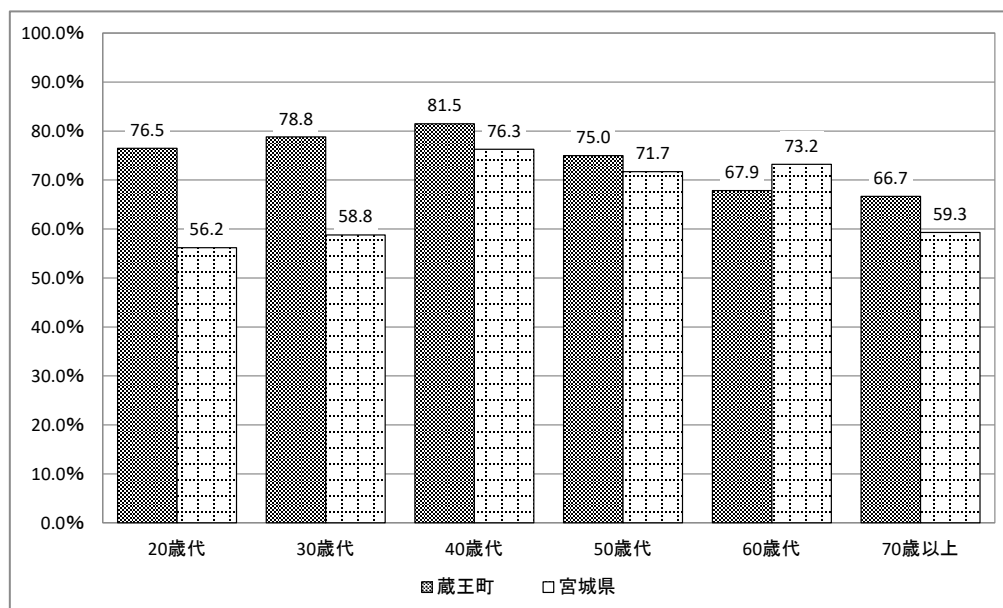
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■この1年の間に定期健康診断を「受けた」男性



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)、平成28年宮城県県民健康・栄養調査結果報告書より

■この1年の間に定期健康診断を「受けた」女性



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)、平成28年宮城県県民健康・栄養調査結果報告書より

■蔵王町国保の特定健康診査で要医療判定者（重症者）への受診勧奨の結果、受診行動へ至った率

令和3年度要医療判定(重症者)基準該当者 受診者数 979 人のうち、

	基準値	該当者	該当率
血圧	160mmHg以上又は100mmHg以上	37	3.8
HbA1c	6.5%以上	148	15.1
中性脂肪	1000mg/dl以上	6	0.6
LDLコレステロール	180mg/dl以上	40	4.1
計	延人数	231	23.6

※重症者の基準値は仙南地域医療対策委員会生活習慣病対策会議で決定

	受診者	受診率
(再掲)実人数 209 人	病院からの連絡票、レセプトで確認済者	138 66.0

## 6-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
特定健康診査受診率の増加	町国保加入者	43.4%	45.0%	蔵王町データヘルス計画に合わせて設定
特定保健指導の実施率の増加	町国保加入者	60.7%	60.0%	蔵王町データヘルス計画に合わせて設定
メタボリックシンドローム該当率の減少	町国保加入者	25.4%	17.0%	当初計画を継承
メタボリックシンドローム予備群該当率の減少	町国保加入者	8.5%	8.5%	現状値と同程度で設定

※現状値は特定健康診査・特定保健指導法定報告より把握しています

### 6-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) 健康に関する知識の普及と関心の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やホームページ等で情報提供や健康教育の充実に努めます</li> <li>・健康に関する体験型学習の機会を提供します</li> <li>・学校や職域との協力体制を確立し、予防のための取組の実施について検討していきます</li> </ul>	保健福祉課 町民税務課 教育総務課・各学校 健康推進員
(2) 受診勧奨の徹底と受診しやすい健診体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診の重要性について啓発を強化します</li> <li>・受診しやすい健診体制と未受診者対策を強化します</li> <li>・要医療等に該当した方への受診勧奨を継続していきます</li> </ul>	医師会・歯科医師会 薬剤師会 商工会 各事業所 健診団体
(3) 生活改善が必要な方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要指導に該当した方には保健指導が受けやすい体制づくりに努めます</li> </ul>	

### 6-4. 地域の役割

- ・友人やご近所同士で声を掛け合い、健康診査を受けましょう
- ・健康教室や講座を積極的に地区で開催しましょう
- ・健康教室や講座に声を掛け合って積極的に参加しましょう

## 6-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
<b>子育て期</b> (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から薄味でバランスの良い食事を摂り、運動、睡眠等の生活リズムを身につけましょう</li> <li>・適度な運動を行い、適正体重の維持に努めましょう</li> <li>・年に1回は健康診査を受け、自分や家族の健康状態を確認しましょう</li> <li>・生活改善が必要な時は、保健指導や健康教室等に参加しましょう</li> <li>・要医療の判定を受けた時は、放置せず、医療機関で適正な検査や治療を受けましょう</li> </ul>
<b>働き盛り期</b> (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄味でバランスの良い食事と適度な運動を心掛け、健康診査で経年変化を確認しましょう</li> <li>・適度な運動を行い、適正体重の維持に努めましょう</li> <li>・生活改善が必要な時は、保健指導や健康教室等に参加しましょう</li> <li>・要医療の判定を受けた時は、放置せず、医療機関で適正な検査や治療を受けましょう</li> <li>・治療が必要な場合は勝手に中断せず、医師の指示に従いましょう</li> </ul>
<b>高齢期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄味でバランスの良い食事と適度な運動を心掛け、健康診査で経年変化を確認しましょう</li> <li>・適度な運動を行い、適正体重の維持に努めましょう</li> <li>・生活改善が必要な時は、保健指導や健康教室等に参加しましょう</li> <li>・要医療の判定を受けた時は、放置せず、医療機関で適正な検査や治療を受けましょう</li> <li>・治療が必要な場合は勝手に中断せず、医師の指示に従いましょう</li> <li>・生活習慣の改善に努め、介護予防に取り組みましょう</li> </ul>

## 7. がん予防

### 7-1. 現状と課題

国の三大死亡原因は、悪性新生物、心疾患、肺炎となっています。本町においても死亡者数の増減はありますが、死亡原因の第1位は悪性新生物となっています。見つけることができるがんを早期発見し、早期治療につなげ、死亡者を減らすことががん検診の目的ですが、その受診率はコロナ禍ということもあり計画策定時よりも低くなっています。引き続き、感染対策等を行いつつ、より受診しやすい検診の体制整備に取り組んでいきます。

### 7-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
肺がん検診の受診率の増加	40～69歳	26.8%	前年度より増	町の長期総合計画の目標値と同等に設定
大腸がん検診の受診率の増加	40～69歳	25.9%		
乳がん検診の受診率の増加	40～69歳女性	40.6%		
子宮がん検診の受診率の増加	20～69歳女性	24.4%		

※現状値は町各種がん検診結果より把握しています

### 7-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) がん予防に関する知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん予防についての健康教育や最新情報を提供します</li> </ul>	保健福祉課 町民税務課 健康推進員 医師会 健診団体
(2) 受診勧奨の徹底と受診しやすい検診体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、受診しやすい検診を行います</li> <li>未受診者対策として受診勧奨を継続します</li> <li>精密検診該当者への受診勧奨を継続します</li> <li>健康推進員が地区住民に受診するよう呼びかけます</li> </ul>	



#### 7-4. 地域の役割

- ・友人やご近所同士で声を掛け合い、がん検診を受けるよう呼びかけあいます

#### 7-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
子育て期 (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"><li>・普段から栄養バランスの良い食事や適度な運動、禁煙等を心掛けましょう</li><li>・がん検診を年1回受診し早期発見に努めましょう</li><li>・精密検診に該当した時は、必ず検査を受けましょう。家族は本人が検査を受けるよう協力しましょう</li></ul>
働き盛り期 (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・普段から栄養バランスの良い食事や適度な運動、禁煙等を心掛けましょう</li><li>・年1回のがん検診で経年変化を確認し、早期発見に努めましょう</li><li>・精密検診に該当した時は、必ず検査を受けましょう。家族は本人が検査を受けるよう協力しましょう</li></ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"><li>・普段から栄養バランスの良い食事や適度な運動、禁煙を心掛けましょう。</li><li>・年1回のがん検診で経年変化を確認し、早期発見に努めましょう</li><li>・精密検診に該当した時は、必ず検査を受けましょう。家族は本人が検査を受けるよう協力しましょう</li></ul>

## 8. 地域活動の充実

### 8-1. 現状と課題

人と人とのつながりが強い地域ほど、その地域に住む町民の健康度が高いといわれています。健康づくりの主役は一人ひとりの町民ですが、地域社会との交流を持ちながら、地域全体で健康づくりに取り組むことにより、より充実した活動を行うことができます。

本町では、町や地区の行事に参加しているのは全体で 48.7%となっており、5割を超すのが男性 40～50 歳代と 70 歳以上、女性 40 歳代と 60 歳代となっています。一方で、「以前からしていない」と回答した者は家族構成別にみると一人暮らしで 31.3%、居住地区別では遠刈田地区の 32.0%となっており、地域活動も同様の傾向がみられています。

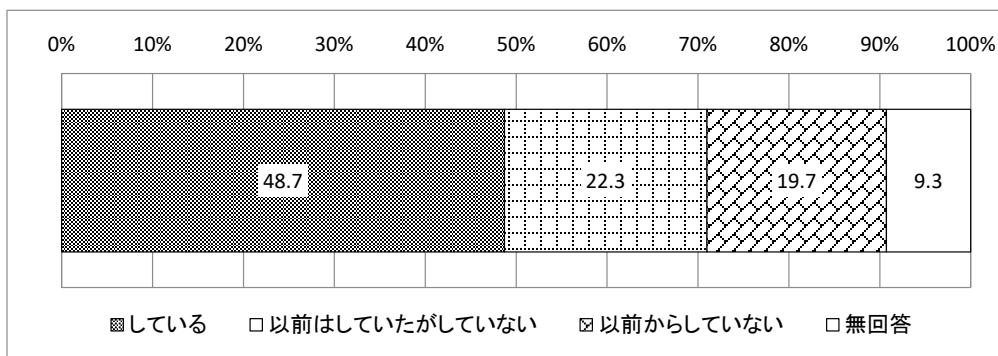
少子高齢、経済環境等の変化に伴って人々の暮らしや考え方が多様化するとともに、新型コロナウイルス感染症により人々の行動や意識、価値観等が変化し、「新たな日常」という生活様式が定着していることで、コミュニティ活動は薄れています。

引き続き、住民一人ひとりが高齢になっても最後まで自分らしく、元気で暮らしていくための自助努力をしつつ、地域住民による互助の精神で助け合い、元気で余力のある者はボランティア活動等で、効率的に暮らしを支える仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### ※地域活動とは

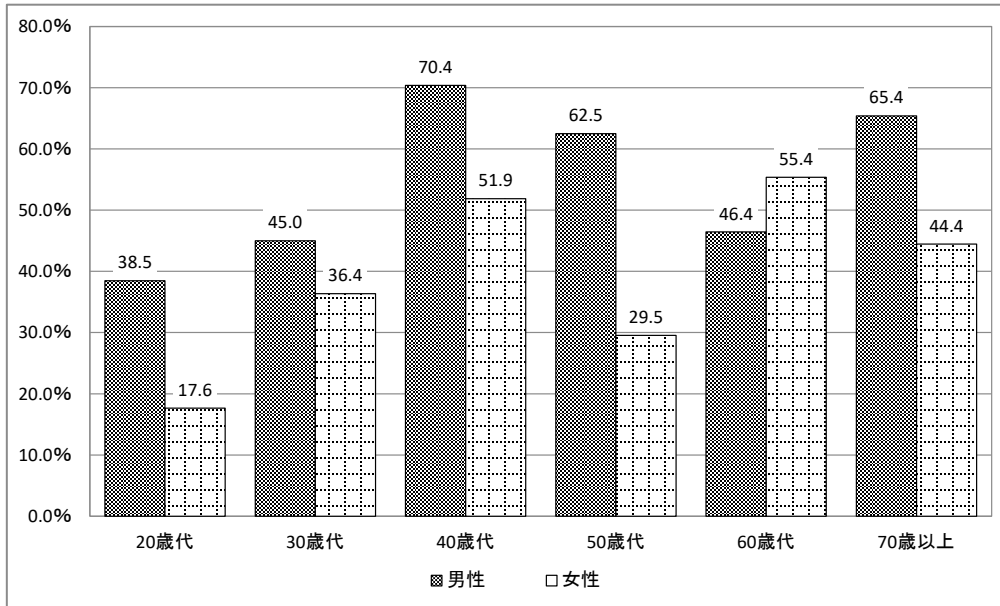
地区の世話役、消防団、婦人防火クラブ、青年団、婦人会、老人クラブ、食生活改善推進員、母親クラブ、公民館部員、スポーツ推進員、スポーツ少年団、ボランティア、PTA、自主サークル活動等多数あります

#### ■町や地区の行事に参加している者



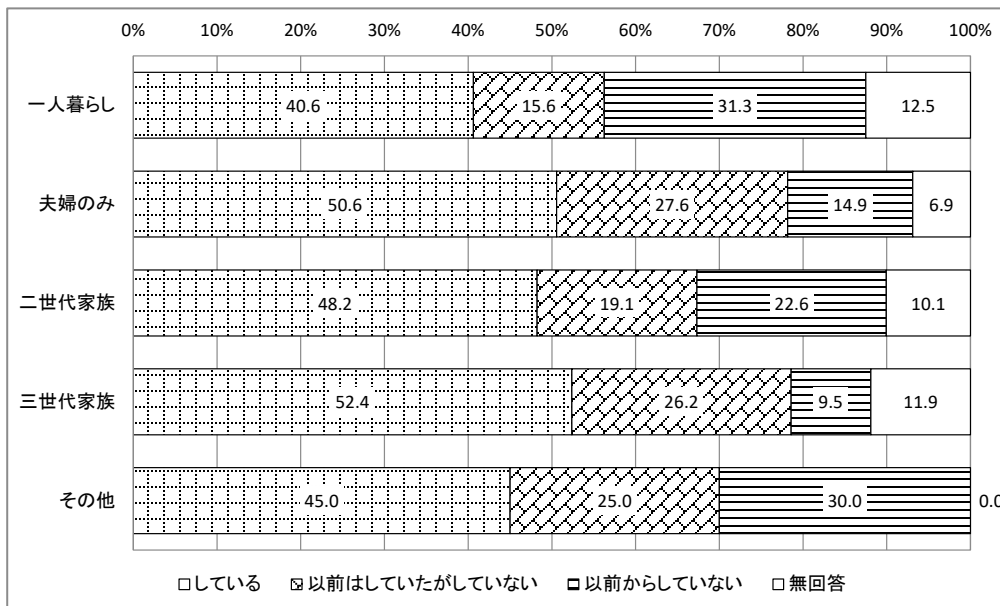
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20 歳以上町民調査)より

■町や地区の行事に参加している者（年代別）



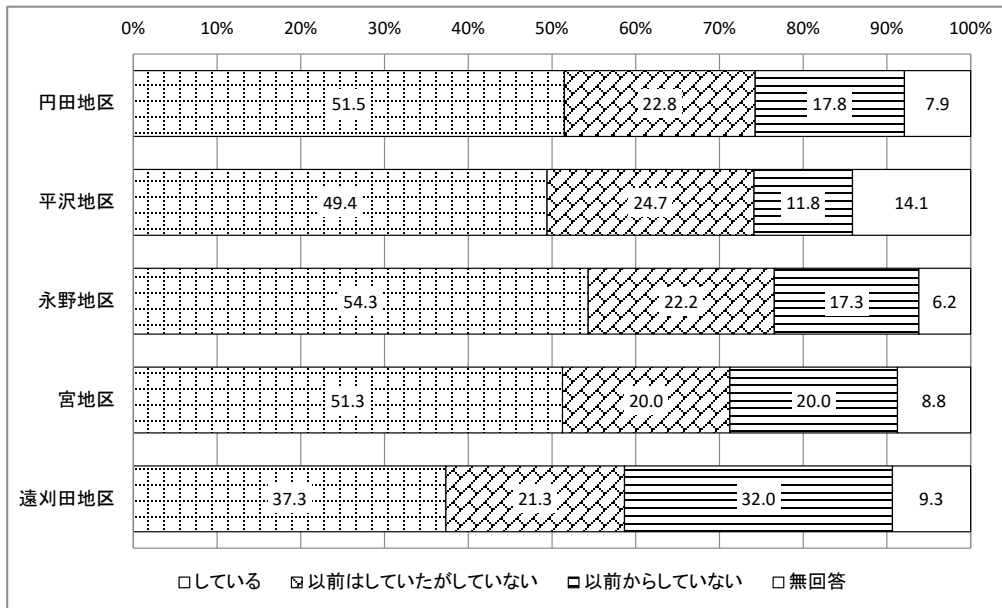
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■町や地区の行事に参加している者（家族構成別）



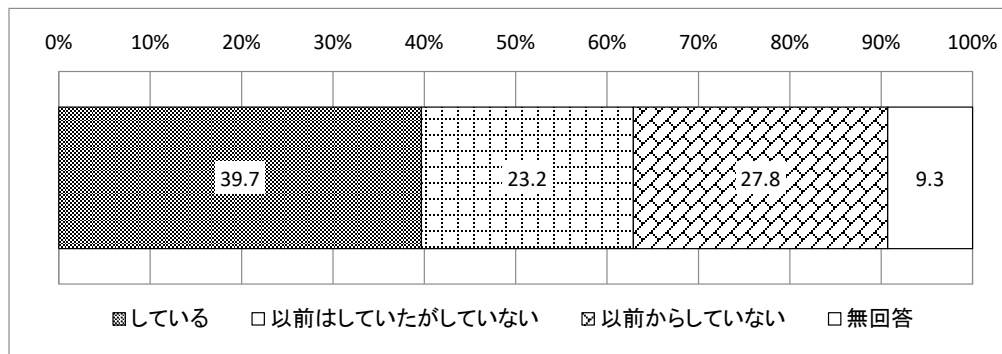
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■町や地区の行事に参加している者（居住地別）



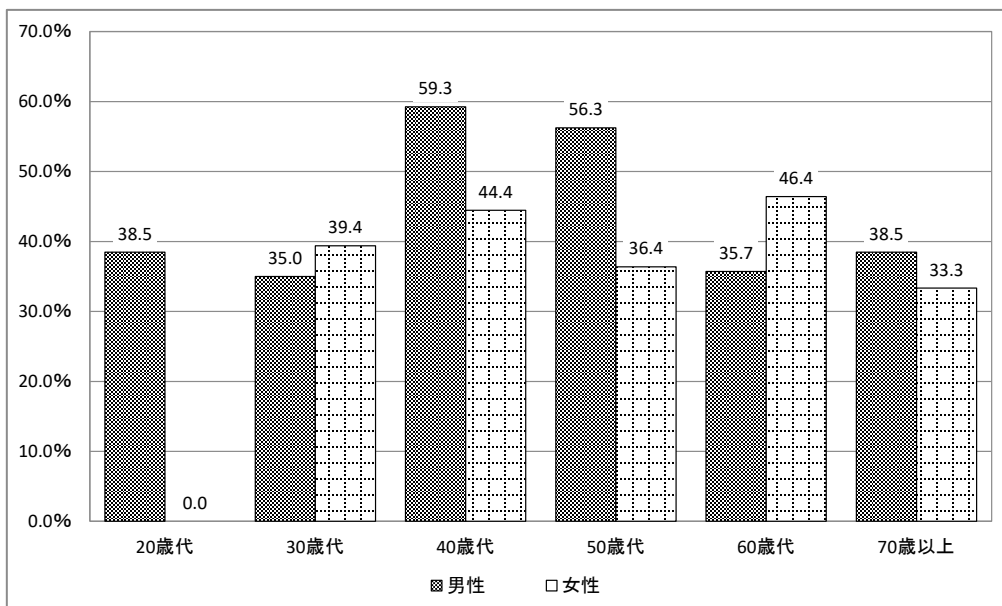
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■地域活動をしている者



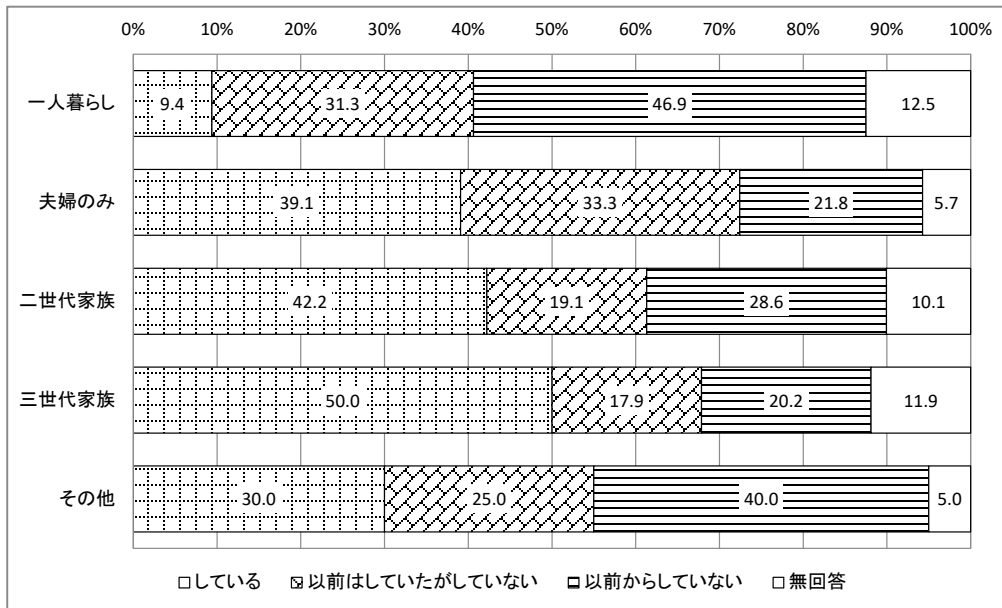
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■地域活動をしている者（年代別）



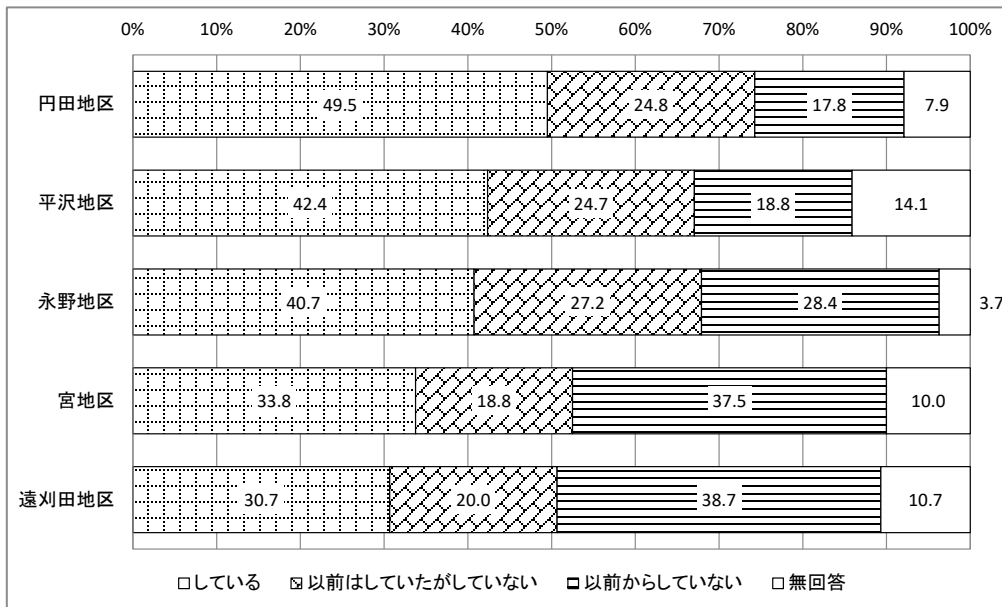
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■地域活動をしている者（家族構成別）



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

■地域活動をしている者（居住地別）



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

## 8-2. 目標指標

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
町や地区の行事に参加する者の増加	20歳以上男性	56.7%	66.0%	当初計画を継承
	20歳以上女性	41.7%	62.0%	当初計画を継承
地域活動をしている者の増加	20歳以上男性	43.3%	45.4%	現状値の5%増で設定
	20歳以上女性	36.8%	55.0%	当初計画を継承

※町や地区の行事への参加率と地域活動への参加率の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より把握しています

## 8-3. 目標達成のための行政・関係機関・団体の取組

	取組内容	行政・関係機関・団体
(1) 地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動やボランティア活動を行っている団体への支援を継続します</li> <li>・町民が講座等を通じて交流が持てるよう、自主活動を支援していきます</li> </ul>	総務課 まちづくり推進課 保健福祉課 子育て支援課
(2) 関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長等の地区役員や民生児童委員、健康推進員等との協力連携体制を整えていきます</li> </ul>	教育総務課・各学校 生涯学習課 スポーツ振興課 社会福祉協議会 各事業所

## 8-4. 地域の役割

- ・日頃から挨拶をし、近隣者の様子が分かるようにしましょう
- ・地区の行事に積極的に参加を呼びかけましょう

## 8-5. 町民に期待する行動

ライフステージ	期待する行動
子育て期 (乳幼児～青年期まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町や地区の行事に親子で参加し、見聞を広めていきましょう</li> <li>・児童生徒は、町や地区の行事に参加し、家族以外の人とふれあう機会を作りましょう</li> <li>・青年期では、自己啓発の機会として参加しましょう</li> </ul>
働き盛り期 (青年期～壮年期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町や地区の行事に積極的に参加し、継承に関わっていきましょう</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町や地区の行事に積極的に参加し、楽しみや生きがいを持ち、健康づくりに役立てましょう</li> </ul>

## 第4章 第3期健康ざおう21プラン等の目標一覧

指標		対象者	現状値	目標値	
健康寿命の延伸		男性	78.09 歳	現状値よりも 延伸	
		女性	84.48 歳		
指標		対象者	現状値	目標値	
(アルコーン含む)の表現	望ましい食生活・食習慣	毎日朝ごはんを食べる者の増加	小学6年生	75.0%	100.0%
			中学2年生	91.9%	
			20歳以上	82.6%	
		適塩量を知っている者の増加	20歳以上	43.2%	44.0%
		1日に必要な野菜の摂取量を知っている者の増加	20歳以上	46.9%	47.0%
		適正飲酒量を知っている者の増加	20歳以上	18.8%	19.0%
	飲酒を経験したことがある 小中学生をなくす	小学生	8.3%	0.0%	
		中学生	5.6%		
	肥満者の割合の減少	小学6年生男子	31.6%	17.8%	
		小学6年生女子	8.1%	8.0%	
		中学2年生男子	21.7%	13.0%	
		中学2年生女子	12.2%	11.2%	
20歳以上男性		32.3%	29.0%		
20歳以上女性		20.2%	19.2%		
活動の増加 運動・身体	運動習慣のある者の増加	町国保加入者	34.7%	45.0%	
	ロコモティブシンドロームの 認知率の増加	20歳以上	29.2%	45.0%	
(第2期蔵王町自死対策計画)	こころの健康づくり	自殺率の減少(人口10万人対)	町民	8.4	減少する
		こころの相談を知っている者の増加	20歳以上	51.0%	53.6%
		相談できる相手がいると答える者の 増加	小学生	83.5%	90.0%
	中学生		84.0%	90.0%	
	ゲートキーパー養成講座受講者の 増加	20歳以上	74.7%	78.4%	
		町民・関係者	延 561 人	延 680 人	
		町職員	延 362 人	延 440 人	
SOSの出し方に関する教育 授業で一度は実施した学校数	町内小中学校 (全8校)	5校	8校		

指標		対象者	現状値	目標値
タバコ対策	喫煙率の減少	20歳以上男性	24.4%	20.0%
		20歳以上女性	12.1%	6.0%
	喫煙者で家庭内分煙している者の増加	20歳以上	88.3%	89.2%
	喫煙を経験したことがある 小中学生をなくす	小学生	0.9%	0.0%
		中学生	0.0%	
	妊婦の喫煙をなくす	妊婦	2.8%	0.0%
COPDの認知率の増加	20歳以上	17.4%	18.3%	
歯科保健対策	一人平均むし歯経験数の減少	3歳6か月児	1.10本	1.00本
		小学6年生	0.89本	1.00本
	フッ化物洗口事業等を実施している教育機関の増加	幼稚園、小中学校 (11施設)	3施設	11施設
	成人歯周病検診受診率の増加	20歳以上	11.9%	15.0%
	自分の歯の本数の増加	70歳	23.9本	23本以上
8020運動の認知度の向上	20歳以上	37.4%	45.0%	
生活習慣病の予防	特定健康診査受診率の増加	町国保加入者	43.4%	45.0%
	特定保健指導の実施率の増加	町国保加入者	60.7%	60.0%
	メタボリックシンドローム該当率の減少	町国保加入者	25.4%	17.0%
	メタボリックシンドローム予備群該当率の減少	町国保加入者	8.5%	8.5%
がん予防	肺がん検診の受診率の増加	40～69歳	26.8%	前年度より増
	大腸がん検診の受診率の増加	40～69歳	25.9%	
	乳がん検診の受診率の増加	40～69歳女性	40.6%	
	子宮がん検診の受診率の増加	20～69歳女性	24.4%	
地域活動の充実	町や地区の行事に参加する者の増加	20歳以上男性	56.7%	66.0%
		20歳以上女性	41.7%	62.0%
	地域活動をしている者の増加	20歳以上男性	43.3%	45.4%
		20歳以上女性	36.8%	55.0%





---

---

第3編 第2期蔵王町食育推進計画

---

---



# 第1章 基本理念

## 1. 基本理念

町民が主役・地域が主体のまちづくりを進める上で大切にする「基本理念」は、第五次長期総合計画の基本理念より、食育推進の基本理念も町民や地域を主体に蔵王町の豊かな自然を生かし、子どもから大人まで様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を学びながら、町民の自主性と創意工夫による町づくりを目指します。

### 基本理念

蔵王の「食」を次世代につなげ、食を選ぶ力と楽しむ心を育てます

## 2. 基本目標

すべての町民が食に関心を持ち、協働することによって食育を推進し、生涯を通じて心身とともに健康でいきいきと暮らしていくために、次の2つを基本目標に掲げます。

1. 食を通じて、町民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目指します
2. 蔵王の豊富な食材の推進と安全・安心な食環境をつくることを目指します

## 3. 重点目標

1. 食を通して健康な身体をつくる食育
2. 豊かな心を育む食育
3. 地産地消の推進と食文化の伝承
4. 多様な機関との連携・協力による食育推進

## 4. 町民運動

『30日は蔵王ごはん<sup>ざおう</sup>で、家族団らんの日』

月に1度は家族いっしょに、蔵王の食材で楽しく食事をする日  
「30（ざおう）日」を設定しました。

## 第2章 第2期蔵王町食育推進計画の目標達成状況

第2期蔵王町食育推進計画の目標値の達成状況は以下のとおりです。  
評価基準は以下の表のとおりです。

区分	改善状況
A	目標達成
B	改善傾向(現行計画策定時の値より±1割以上の改善)
C	ほぼ変化なし(現行計画策定時の値より±1割以上の変化がない)
D	悪化傾向(現行計画策定時の値より±1割以上の悪化)
—	現状値が不明等により、評価不能

### ■第2期蔵王町食育推進計画の目標の達成状況一覧

中間評価による数値目標の達成状況をみると、目標達成となる「A」評価は4項目、改善傾向の「B」評価は10項目、ほぼ変化なしの「C」評価は20項目、悪化傾向の「D」評価は4項目となっています。

指標	対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価
朝食を食べている者の増加	小学5年生	95.5%	100.0%	93.8%	C
	中学2年生	76.1%		91.9%	B
	20歳以上	83.6%		82.6%	C
平日の午後10時より前に就寝する児童の増加	小学生	39.3%	50.0%以上	34.0%	D
平日の午後11時より前に就寝する生徒の増加	中学生	42.1%	45.0%以上	39.2%	C
児童生徒の肥満傾向児の割合の減少	小学5年生(男子)	21.6%	14.7%	22.0%	C
	小学5年生(女子)	11.5%	10.5%	40.9%	D
	中学2年生(男子)	17.2%	13.0%	21.7%	D
	中学2年生(女子)	14.3%	11.2%	12.2%	B
肥満者(BMI)の割合の減少	40歳以上(男性)	32.3%	29.0%	31.7%	C
	40歳以上(女性)	25.1%	23.0%	22.1%	A
甘い飲み物の摂取割合の減少(毎日飲む・2～3日に1回)	小学生	65.1%	50.0%以下	57.8%	B
	中学生	66.0%		55.2%	B
間食(おやつや夜食等)の摂取割合の減少(毎日食べる・2～3日に1回)	小学生	77.0%	50.0%以下	73.4%	C
	中学生	62.6%		64.0%	C
1日に必要な野菜の量を知っている人の割合の増加	20歳以上	42.7%	50.0%	46.9%	C

指標		対象者	計画策定時の値	目標値	現状値	評価
	子どものむし歯の本数の減少	3歳6か月児	1.55本	1.00本	1.10本	B
		小学5年生	1.28本		0.61本	A
		中学1年生	2.52本		0.72本	A
豊かな心を育む食育	夕食を家族そろって食べる割合の増加	幼児	100.0%	100.0%	93.8%	C
		小学生	93.9%		88.1%	C
		中学生	85.1%		88.0%	C
	30日は蔵王ごはんの日を 実践している人の割合の増加	小学生	39.3%	80.0%	62.4%	B
		中学生	38.0%		56.8%	B
		20歳以上	11.9%		29.9%	B
地産地消の推進と食文化の伝承	学校給食における地場産物(野菜・果物)の品目数利用割合の増加	小中学校	15.0%	35.0%	20.2%	B
	農業体験学習を取り組む 小中学校の割合の増加	小学校	5校/5校	5校/5校	5校/5校	A
		中学校	2校/3校	3校/3校	2校/3校	C
	食品表示を確認している割合の増加	中学生	67.4%	75.0%	68.8%	C
	蔵王町の特産品を知っている 割合の増加(梨)	小学生	97.8%	100.0%	93.6%	C
		中学生	96.3%		94.4%	C
		20歳以上	95.6%		94.7%	C
	蔵王町の特産品を知っている 割合の増加(里芋)	小学生	70.2%	100.0%	66.1%	C
		中学生	62.6%		84.0%	B
		20歳以上	77.9%		82.1%	C
	多様な機関との連携・ 協力による食育推進	広報・ホームページによる食育に関する情報発信の増加	町民	年4回	年6回	年4回
食育推進ネットワーク協議会の開催		ネットワーク委員	2回	2回	1回	D
学校・地域等における健康教室での食育推進ボランティアを活用する回数の増加		町民	年7回	年10回	年7回	C

## 第3章 蔵王町の食の現状と課題

### 1. 食を通して健康な身体をつくる食育

#### 1-1. 適正体重の維持

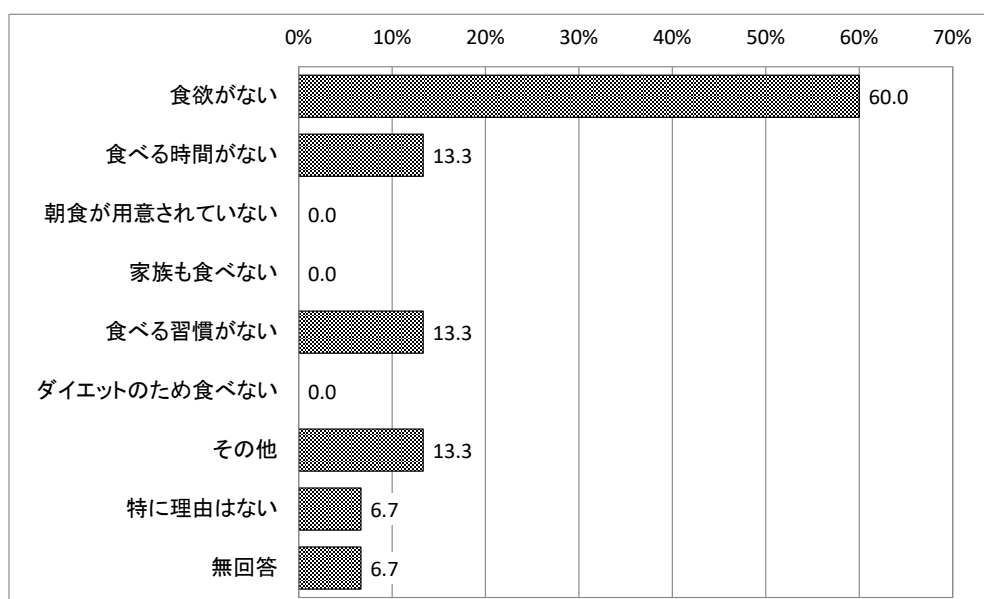
肥満傾向児の割合は、中学2年生女子は減少していますが、小学5年生男子・女子と中学2年生男子は増加しており、特に小学5年生女子は大幅な増加となっています。甘い飲み物の摂取割合は減少しましたが、間食摂取の割合は依然として高い傾向がみられ、これらが肥満傾向児増加の一因となっていることが考えられます。生活習慣病予防のため、引き続き、小中学生から適正体重について継続的な啓発に取り組みます。

#### 1-2. 食習慣

中学生の朝食欠食者の割合は減少傾向にありますが、主な欠食理由は「食欲がない」となっています。小学生の朝食欠食者の欠食理由についても同様の結果でした。食習慣の基礎づくりが大切であるため、引き続き、「はやね・はやおき・あさごはん」の取組を継続します。なかには「食べる習慣がない」と答えた児童生徒もおり、将来的な生活習慣病予防の観点からも3食きちんと食べることの重要性を周知していきます。

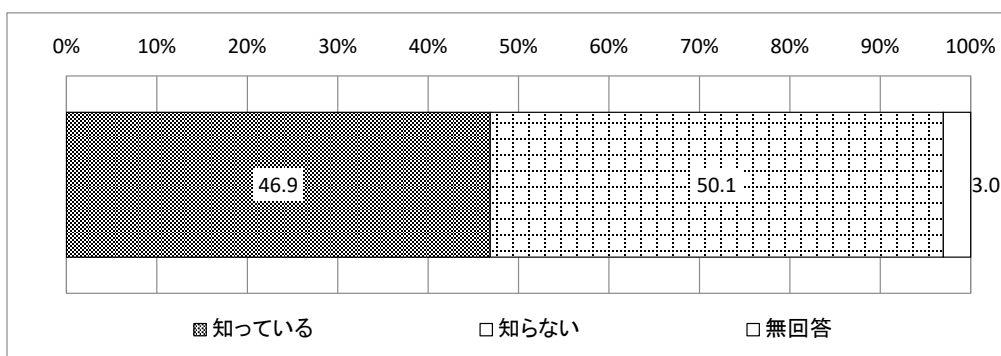
また、20歳以上で日に必要な野菜の量を知っている割合は46.9%と、計画策定時からわずかに増加していますが、目標値の50.0%にはまだ届いていません。食物繊維を含む野菜を適量摂ることは、生活習慣病の予防に効果があることから、今後も引き続き啓発する必要があります。

#### ■ 中学生の朝食欠食理由



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(中学生調査)より

## ■（再掲）成人一人1日あたりの野菜摂取量の認知度

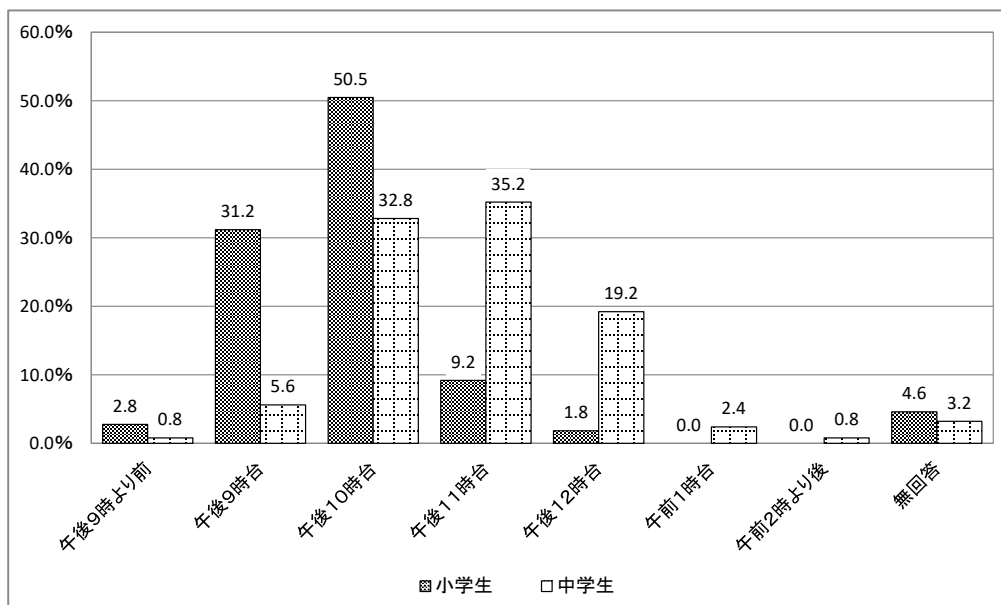


※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20歳以上町民調査)より

## 1-3. 生活リズム

小中学生の平日の就寝時間みると、小学生は「午後10時以降」が61.5%、中学生は「午後11時以降」が57.6%と半数を超えているため、「はやね・はやおき・あさごはん」の取組を継続していきます。

## ■小中学生の平日の就寝時間



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査)より

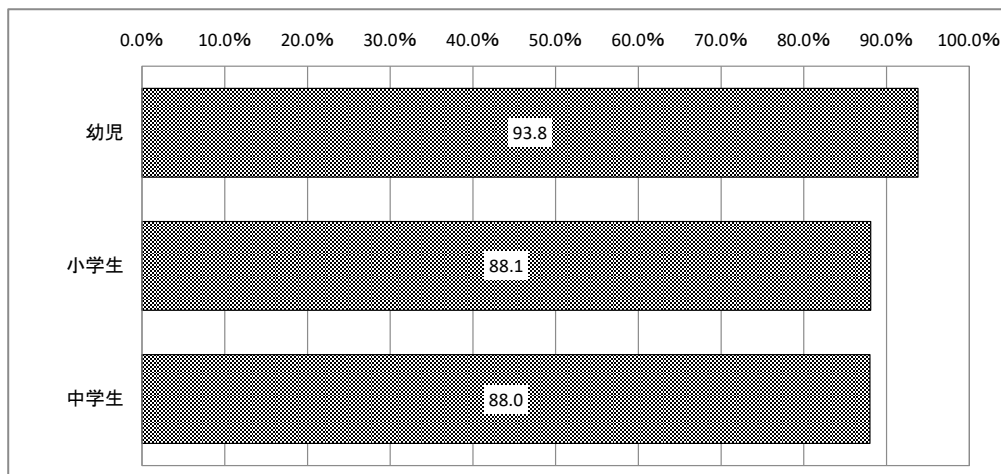


## 2. 豊かな心を育む

### 2-1. 夕食の共食状況

夕食を家族そろって、又は大人の家族の誰かと食べる割合は、幼児が93.8%、小学生が88.1%、中学生が88.0%となっています。幼児・小学生では計画策定時の値から若干の減少がみられました。食を通して子どもの心身を健全に育成していくために、家族で楽しく食卓を囲む時間を積極的に作っていく必要があります。

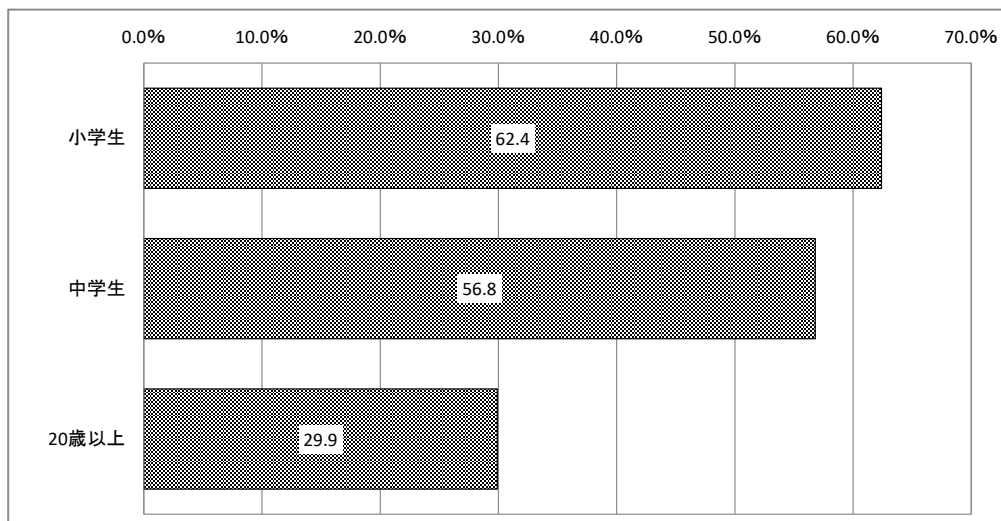
#### ■ 夕食の共食状況



※幼児は3歳6か月児健診アンケートより。小学生と中学生は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査)より、夕食を「家族そろって食べる」と「大人の家族の誰かと食べる」を合わせた割合

### 2-2. 「30日(ざおうび)は蔵王ごはんの日」を実践している人

「30日(ざおうび)は蔵王ごはんの日」を実践している小学生は62.4%、中学生は56.8%、20歳以上は29.9%となっています。月に一度、家族一緒に蔵王の食材で楽しい食事をする日としてより一層認知されるよう、引き続き、周知・啓発に努める必要があります。



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より

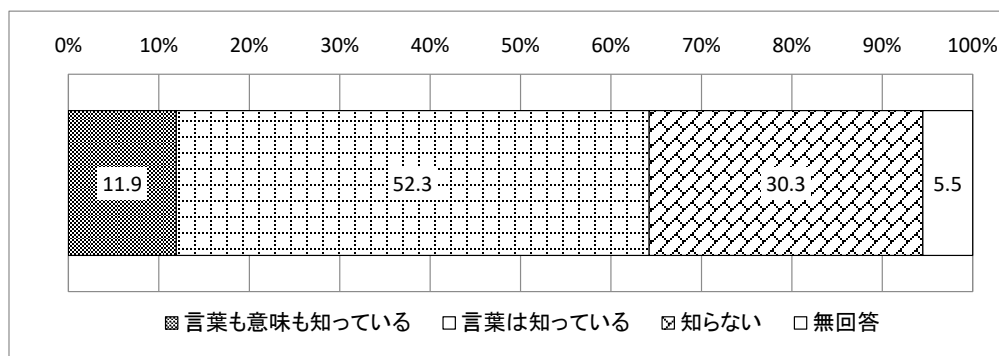
### 2-3. 小中学生の食育への関心

小学生の「食育」という言葉の認知状況は、「言葉も意味も知っている」は 11.9%、「言葉は知っている」が 52.3%でした。中学生の食育への関心をみると、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせた割合は 58.4%で、20 歳以上では 61.3%となっています。小学生は計画策定時よりも認知度が低下しているため、小学生のうちから「食育」により関心を持たせるための更なる情報提供等に取り組みます。

また、行事食の認知状況をみると、小学生は「年越しそば(大晦日)」が 84.4%で最も多くなっており、次いで「節分の福豆(2月)」が 76.1%、「お雑煮(1月)」が 75.2%、「月見だんご(9月)」が 70.6%、「桃の節句のちらし寿司(3月)」が 69.7%、「おせち料理(1月)」が 67.9%で続いています。中学生は「おせち料理(1月)」が 92.8%で最も多く、次いで「年越しそば(大晦日)」が 92.0%、「月見だんご(9月)」が 84.8%、「お雑煮(1月)」が 84.0%、「節分の福豆(2月)」が 77.6%、「端午の節句のかしわもち(5月)」が 70.4%で続いています。

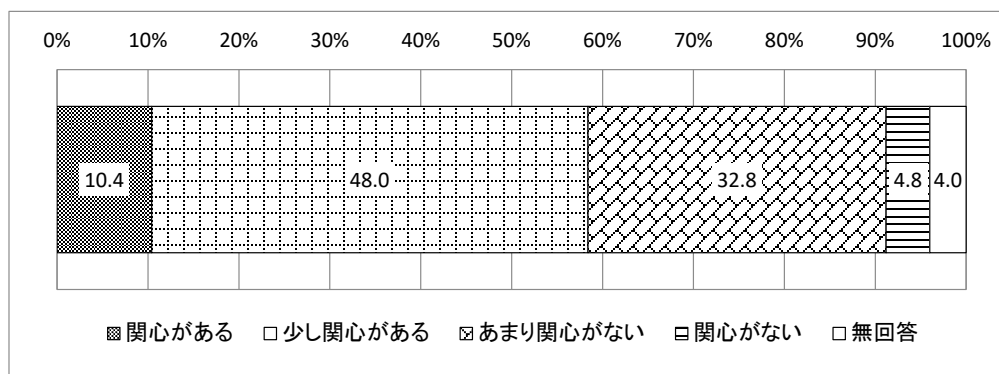
行事食を地域や家庭で伝承していくために、引き続き、身近でふれる機会の創出や関心を醸成する環境づくりに取り組みます。

#### ■小学生の「食育」の認知状況



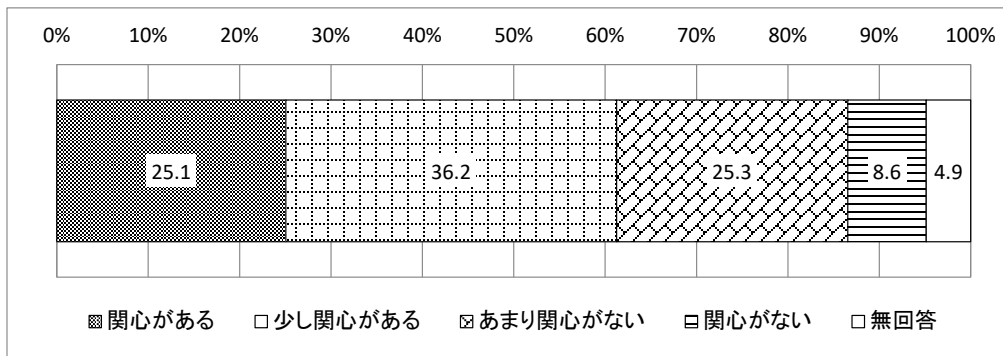
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査)より

#### ■中学生の食育への関心



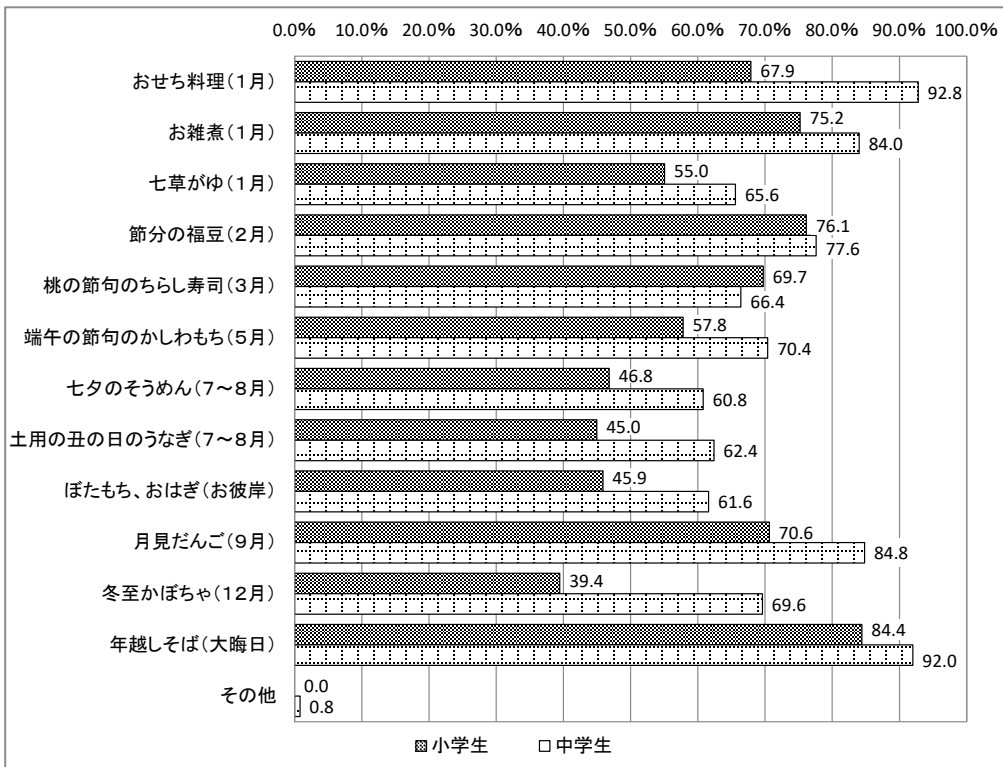
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(中学生調査)より

## ■ 20 歳以上の食育への関心



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(20 歳以上町民調査)より

## ■ 小中学生の行事食の認知状況



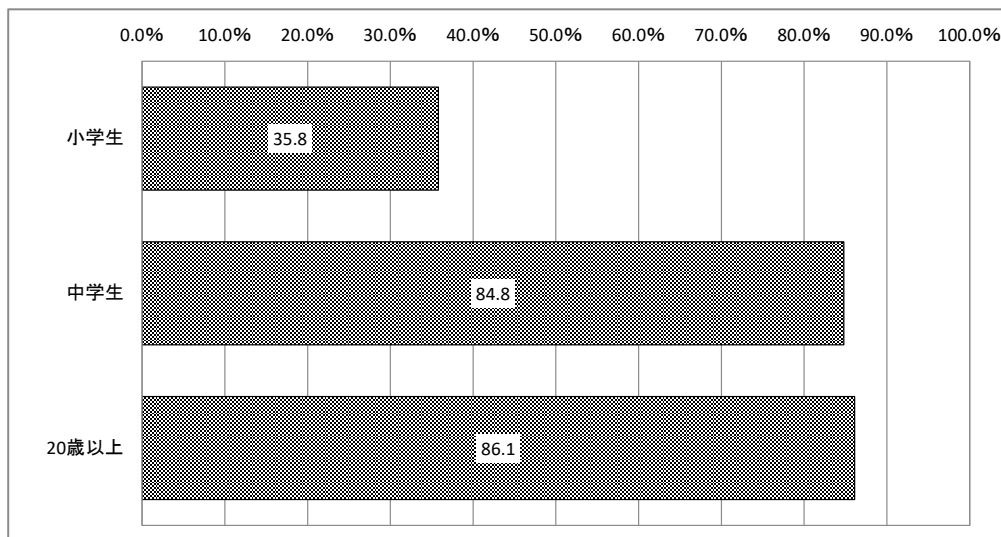
※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査)より

### 3. 地産地消の推進

学校給食における地場産物の使用量は計画策定時から増加していますが、目標値には達していません。「地産地消」という言葉の認知状況をみると、小学生は 35.8%、中学生は 84.8%、20 歳以上では 86.1%となっており、前回調査と比べると小学生は減少していますが、中学生は大きく増加しており、20 歳以上もわずかに増加しています。引き続き、学校給食等に地場産物を活用していきます。

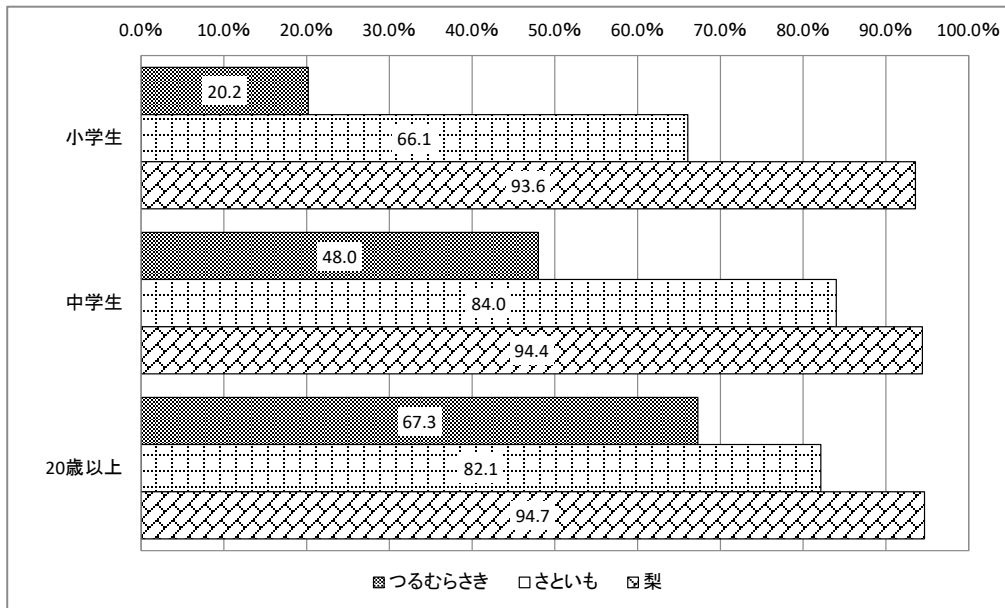
また、蔵王の特産品である梨を知っている小学生は 93.6%、中学生が 94.4%、20 歳以上が 94.7%とほとんどの人が知っている状況ですが、さといもでは6～8割強、つるむらさきでは2～7割弱と小中学生の認知度が低くなっています。引き続き、地域で作られた生産物を身近に感じることができるよう情報を発信し、地域の産業への理解を深めます。

#### ■ 「地産地消」の認知状況



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20 歳以上町民調査)より、地産地消について「言葉も意味も知っている」と「言葉は知っている」を合わせた割合

## ■特産品の認知状況



※「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より

## 4. 連携体制

### ■家族から地域へ食でつながる輪

- ・食育ネットワークの活用や食のボランティア団体、事業者、企業等、関係機関において、町民との協働による食育推進の取組は増加傾向にあります。

## 第4章 第2期蔵王町食育推進計画の目標

食に関する現状と課題を踏まえ、本計画の基本目標の実現を目指して、第1期計画からの4つの視点について総合的・継続的に推進していきます。

### 1. 食を通して健康な身体をつくる食育

#### 1-1. はやね・はやおき・あさごはん推奨運動の展開

朝食の欠食や孤食により、栄養バランスが偏る原因となるだけでなく、集中力の低下や健康に悪影響を及ぼす等の問題があげられています。子どもの基本的な生活リズムの定着を目指し、「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動の展開を継続します。

#### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
朝食を食べている者の増加	小学5年生	93.8%	100.0%	当初計画を継承
	中学2年生	91.9%		当初計画を継承
	20歳以上	82.6%		当初計画を継承
平日の午後10時より前に就寝する児童の増加	小学生	34.0%	50.0%以上	当初計画を継承
平日の午後11時より前に就寝する生徒の増加	中学生	39.2%	45.0%以上	当初計画を継承

※朝食の摂取状況、就寝時間の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より把握しています

## 1-2. 健康さおう21プランの推進

学童期の肥満傾向児の割合は国や県と比べても多い傾向がみられ、将来的な生活習慣病につながる恐れがあることから、肥満防止を目指して、引き続き適切な食生活や運動習慣を身につけるための食生活改善事業に取り組みます。

### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
児童生徒の肥満傾向児の割合の減少	小学5年生(男子)	22.0%	14.7%	当初計画を継承
	小学5年生(女子)	40.9%	10.5%	当初計画を継承
	中学2年生(男子)	21.7%	13.0%	当初計画を継承
	中学2年生(女子)	12.2%	11.2%	当初計画を継承
肥満者(BMI)の割合の減少	40歳以上(男性)	31.7%	29.0%	当初計画を継承
	40歳以上(女性)	22.1%	21.0%	現状値の5%減に設定
甘い飲み物の摂取割合の減少 (毎日飲む・2～3日に1回)	小学生	57.8%	50.0%以下	当初計画を継承
	中学生	55.2%	50.0%以下	当初計画を継承
間食(おやつや夜食等)の摂取割合の減少 (毎日食べる・2～3日に1回)	小学生	73.4%	50.0%以下	当初計画を継承
	中学生	64.0%	50.0%以下	当初計画を継承
1日に必要な野菜の量を知っている人の割合の増加	20歳以上	46.9%	50.0%	当初計画を継承

※肥満傾向児の割合は宮城県学校保健統計・蔵王町学校保健統計より

※肥満者(BMI)の割合と甘い飲み物の摂取割合、間食の摂取割合、1日に必要な野菜量の認知状況の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より把握しています

## 1-3. 乳幼児期・学童期・思春期における歯科保健事業の推進

望ましい食習慣を維持するためには、乳幼児期から歯の健康を保つことが大切です。そのため、よく噛んで食べ、むし歯の少ない子どもの増加を目指し、歯科保健事業に取り組みます。

### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
子どものむし歯の本数の減少	3歳6か月児	1.10本	1.00本	当初計画を継承
	小学5年生	0.61本		
	中学1年生	0.72本		

※むし歯の本数の現状値は3歳6か月児健診結果より

## 2. 豊かな心を育む食育

### 2-1. 家族や友人と一緒に食事をする

家族そろって夕食を囲む割合は決して低くはありませんが、食を通して子どもの心身を健全に育成するため、引き続き、家族で食卓を囲む時間を作るよう努める必要があります。

#### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
夕食を家族そろって食べる割合の増加	幼児	93.8%	100.0%	当初計画を継承
	小学生	88.1%		
	中学生	88.0%		

※幼児の現状値は3歳6か月児健診アンケートより、小学生と中学生の現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査)より把握しています

### 2-2. 「30日は蔵王ごはん、家族団らんの日」の推進

月に1度は家族一緒に、蔵王の食材で楽しく食事をする日として「30(ごおう)日」を設定しています。これを実践している人の割合は小中学生で6割前後、20歳以上は3割弱と計画策定時よりも増加していますが、引き続き周知・啓発に努め、家族の団らんが増えるよう取り組みます。

#### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
30日は蔵王ごはんの日を実践している人の割合の増加	小学生	62.4%	80.0%	当初計画を継承
	中学生	56.8%		
	20歳以上	29.9%		

※現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より把握しています



### 3. 地産地消の推進と食文化の伝承

#### 3-1. 学校給食をはじめとした給食施設での地場産品の使用率向上

地域で生産される食材等をより身近に感じ、地域の自然、食文化、産業等に関する理解を深めることができるよう、引き続き、学校給食等への供給体制を整備するとともに、啓発活動を通じて給食施設における積極的な利用を推進していきます。

##### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
学校給食における 地場産物(野菜・果物)の 品目数利用割合の増加	小中学校	20.2%	35.0%	当初計画を継承

※現状値は学校給食データより把握しています

#### 3-2. 体験学習を通じた食育の推進

農産物の生産過程や環境、食事情等、食に関する多様な側面への関心と理解を深めて豊かな心を育むとともに、食材や産業等への愛着と感謝から「もったいない」の気持ちを育むことで食品ロスの削減につながるよう、生産者と連携して農業体験への取組を支援します。

##### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
農業体験学習を取り組む	小学校	5校/5校	5校/5校	当初計画を継承
小中学校の割合の増加	中学校	2校/3校	3校/3校	当初計画を継承

※現状値は町のデータより把握しています

#### 3-3. 安全安心な食材の供給体制の確保

食の安全安心の確保のため、食品の安全に関する情報を収集し、ホームページや各種媒体を活用した積極的な情報提供を行います。

##### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
食品表示を確認している 割合の増加	中学生	68.8%	75.0%	当初計画を継承

※現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(中学生調査)より把握しています

### 3-4. 給食施設における郷土料理・行事食の提供

地域の食材を知り、それを活用することで地元への愛着心が生まれ、町民が食材に感謝し、安心して地場産品を食べる機会の増加にもつながります。

また、旬の食材や行事食を知らない若い世代が増加していますが、家庭で季節ごと、行事ごとの料理をすることで、行事食の慣わしを学び、旬の食材を知り、地域の食文化への関心が生まれます。

今後も、地域の食文化にふれ、味わい、料理するといった体験できる環境の整備等、伝統的な食文化の伝承に取り組みます。

#### ■ 評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
蔵王町の特産品を知っている割合の増加(梨)	小学生	93.6%	100.0%	当初計画を継承
	中学生	94.4%		
	20歳以上	94.7%		
蔵王町の特産品を知っている割合の増加(里芋)	小学生	66.1%	100.0%	当初計画を継承
	中学生	84.0%		
	20歳以上	82.1%		

※現状値は「蔵王町健康づくりと食に関するアンケート調査」(小学生調査、中学生調査、20歳以上町民調査)より把握しています

## 4. 多様な機関との連携・協力による食育推進

### 4-1. 広報・ホームページによる食育に関する情報の発信

食育を全町的に推進していくため、本計画を周知していくとともに、町民一人ひとりが食育に取り組めるよう、食に関する情報を定期的に発信していきます。また、非常時への備えに関する啓発として、様々な情報発信にも取り組みます。

#### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
広報・ホームページによる食育に関する情報発信の増加	町民	年4回	年6回	当初計画を継承

※現状値は町のデータより把握しています

### 4-2. 各組織や団体との連携強化

食育推進ネットワーク協議会を開催して情報共有を図り、関係機関や企業・団体等が行う食育活動を把握するとともに、連携して食育推進が行えるよう、調整及び環境づくりに取り組みます。

#### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
食育推進ネットワーク協議会の開催	ネットワーク委員	1回	2回	当初計画を継承

※現状値は町のデータより把握しています

### 4-3. 食育推進ボランティアの活用

地域全体で食育に携わる人が増え、主体的な食育活動が活発に行われるよう、食生活改善推進員等の育成を行い、地域での活動の機会を提供していきます。

#### ■評価指標と目標値

指標	対象者	現状値	目標値	目標設定の考え方
学校・地域等における健康教室での食育推進ボランティアを活用する回数の増加	町民	年7回	年10回	当初計画を継承

※現状値は町のデータより把握しています

## 5. 第2期蔵王町食育推進計画の目標一覧

指標		対象者	現状値	目標値
食を通して健康な身体をつくる食育	朝食を食べている者の増加	小学5年生	93.8%	100.0%
		中学2年生	91.9%	
		20歳以上	82.6%	
	平日の午後10時より前に就寝する児童の増加	小学生	34.0%	50.0%以上
	平日の午後11時より前に就寝する生徒の増加	中学生	39.2%	45.0%以上
	児童生徒の肥満傾向児の割合の減少	小学5年生(男子)	22.0%	14.7%
		小学5年生(女子)	40.9%	10.5%
		中学2年生(男子)	21.7%	13.0%
		中学2年生(女子)	12.2%	11.2%
	肥満者(BMI)の割合の減少	40歳以上(男性)	31.7%	29.0%
		40歳以上(女性)	22.1%	21.0%
	甘い飲み物の摂取割合の減少 (毎日飲む・2～3日に1回)	小学生	57.8%	50.0%以下
		中学生	55.2%	50.0%以下
	間食(おやつや夜食等)の摂取割合の減少 (毎日食べる・2～3日に1回)	小学生	73.4%	50.0%以下
		中学生	64.0%	50.0%以下
1日に必要な野菜の量を知っている人の割合の増加	20歳以上	46.9%	50.0%	
子どものむし歯の本数の減少	3歳6か月児	1.10本	1.00本	
	小学5年生	0.61本		
	中学1年生	0.72本		
豊かな心を育む食育	夕食を家族そろって食べる割合の増加	幼児	93.8%	100.0%
		小学生	88.1%	
		中学生	88.0%	
	30日は蔵王ごはんの日を実践している人の割合の増加	小学生	62.4%	80.0%
		中学生	56.8%	
20歳以上		29.9%		

指標		対象者	現状値	目標値
地産地消の推進と食文化の伝承	学校給食における地場産物(野菜・果物)の品目数利用割合の増加	小中学校	20.2%	35.0%
	農業体験学習に取り組む小中学校の割合の増加	小学校	5校/5校	5校/5校
		中学校	2校/3校	3校/3校
	食品表示を確認している割合の増加	中学生	68.8%	75.0%
	蔵王町の特産品を知っている割合の増加(梨)	小学生	93.6%	100.0%
		中学生	94.4%	
		20歳以上	94.7%	
	蔵王町の特産品を知っている割合の増加(里芋)	小学生	66.1%	100.0%
		中学生	84.0%	
20歳以上		82.1%		
多様な機関との連携・協力による食育推進	広報・ホームページによる食育に関する情報発信の増加	町民	年4回	年6回
	食育推進ネットワーク協議会の開催	ネットワーク委員	1回	2回
	学校・地域等における健康教室での食育推進ボランティアを活用する回数の増加	町民	年7回	年10回

※「肥満者の割合の減少」の小学5年生及び中学2年生の目標値は、文部科学省「平成 28 年度学校保健統計」の県の現状値としています

## 第5章 食育の推進

### 1. ライフステージごとの取組

生涯にわたって健康で豊かな生活を送るためには、食に対する正しい知識を身につけ、健全な食生活を実践することが大切です。そのため、子どもの頃からライフステージに応じて、身体的、精神的、社会的特徴を踏まえた食育に取り組みます。

本計画では、ライフステージを以下のように区分し、家庭や学校、地域、関係機関等と連携し、様々な取組を提示し、食育を推進します。

ライフステージ	年齢の目安	食育のテーマ
乳幼児期	おおむね0～5歳	望ましい食習慣の基礎づくり
学童期	おおむね6～12歳	望ましい食習慣の形成と定着
思春期	おおむね13～18歳	望ましい食習慣の定着と 自立に向けた食生活の基礎づくり
青年期	おおむね19～39歳	健全な食生活の実践
壮年期	おおむね40～64歳	生活習慣病予防のための食生活の維持 と健康管理
高齢期	おおむね65歳以上	食を通じた豊かな生活の実現

## 2. 乳幼児期（0～5歳）

### 2-1. 取組の方向性

乳幼児期は、心身の発達が人間の一生で最も著しい時期であり、食生活の基本となる味覚が形成されます。また、乳幼児期の食経験が、食べ物の好き嫌いに影響を与えられ、いろいろな食品や食材にふれ、味覚・嗅覚・視覚等の食に関する五感を磨くとともに、みんなで食べることを通して食事の楽しさを経験することが重要です。

望ましい食習慣の基礎づくりとして、朝食をきちんと食べて、規則正しい生活習慣及び食生活のリズムを身につけることや、家族・友人等と一緒に食事をする楽しさを経験すること、食事の際のマナーを身につけること等に取り組めます。また、保護者に向けて、食事に関する知識（離乳食や栄養バランス等）やむし歯予防に関する知識の啓発を図り、家族で食への関心を高めるよう努めます。

### 2-2. 主な取組

#### 家庭での取組

- ・「はやね・はやおき・あさごはん」を習慣付ける
- ・1日3回の食事（間食）で規則正しい食生活リズムをつくる
- ・家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べ物に感謝する心を伝える
- ・栄養バランスのとれた食事を心掛け、子どもが様々な食べ物を味わえるよう配慮する
- ・健康な歯と口腔を育てるため、歯磨きの習慣を身につける
- ・旬の食材や季節の行事食を取り入れた食事を心掛ける

#### 保育所・幼稚園・認定こども園での取組

- ・「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動に取り組む
- ・友達と楽しくおいしく食べることができる環境をつくる
- ・保育計画や教育計画の中に食育に関する計画を位置付け、改善と充実に努める
- ・児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食や食物アレルギー等へ配慮した給食を提供する
- ・食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する子どもへの対応や保護者への指導を行う
- ・食に関する情報を家庭へ発信し、保護者への相談や助言を行う
- ・野菜等の栽培、収穫等の体験を楽しみ、食への関心を高める
- ・給食に地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる
- ・歯の磨き方の指導や食後の歯磨きを習慣付ける

#### 地域での取組

- ・保育所・幼稚園等における食に関する行事への協力をする
- ・野菜の栽培や収穫体験、販売体験の場や機会を提供する
- ・老人クラブ等による伝承文化の体験を提供する
- ・飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランス、減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

### 3. 学童期（6～12歳）

#### 3-1. 取組の方向性

学童期は、乳幼児期から引き続いて心身が発達するとともに、運動能力も急速に高まります。また、様々な事柄へ関心を示し、自ら選択する能力を身につける大切な時期です。

しかし、近年は家族の生活時間のずれや共働き家庭及び一人親家庭の増加等により、家族そろって食事をする機会の減少等がみられ、保護者が子どもの食生活を十分に把握することが難しくなっています。そのため、朝食の欠食や偏った食生活による肥満やむし歯の増加、生活リズムの乱れ等がみられる時期でもあります。

本町では、国や県に比べて小学生の肥満傾向児の割合が多くなっているため、望ましい食習慣の形成と定着を目指して、規則正しい生活リズムを身につけるとともに、食に関する正しい知識の周知・啓発を図ります。また、体験学習等を通して食事と食べ物の大切さの理解を深め、食に対する意識を高めるよう努めます。

#### 3-2. 主な取組

##### 家庭での取組

- ・一日のエネルギーの源となる朝食をきちんと食べる
- ・家族そろって食卓を囲み、食事のマナーや食べることの楽しさを覚える
- ・健康な歯と口腔を育てるため、歯磨きの習慣を身につける
- ・旬の食材や季節の行事食を取り入れた食事を心掛ける
- ・栄養バランスのとれた食事を心掛け、成長に必要な栄養が摂取できるようにする
- ・簡単な調理や食事の準備、買い物等、食に関わる手伝いを経験させる

##### 小学校での取組

- ・「食に関する指導に係る全体計画」に基づき、学校全体で食育を推進する
- ・「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動に取り組む
- ・各教科等で栄養教諭や地域の生産者を活用し、給食等と連携した指導を行う
- ・肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響等について、必要な知識と実践力を育てる
- ・健康な歯と口腔を育てるため、歯磨き指導やむし歯予防対策を行う
- ・給食に地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる
- ・栽培や収穫等の体験活動を通して、食への興味や感謝する気持ちを育てるとともに、生産者との交流を図る
- ・給食だより等で食に関する情報を家庭へ発信して、保護者からの相談等に対して助言を行う
- ・食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する子どもへの対応や保護者への指導を行う

##### 地域での取組

- ・給食で地元の食材が活用できるよう協力する
- ・学校で行う食育活動や体験学習に協力する
- ・食生活改善推進員による、母と子の料理教室を開催する
- ・飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランス、減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する



## 4. 思春期（13～18歳）

### 4-1. 取組の方向性

思春期は、学校の内外で知識や技術を学びながら、保護者に依存した食生活から徐々に自立していく時期であり、また、生涯にわたる基本的な生活リズムや食習慣を確立していく時期でもあります。

しかし、まだ周囲からの影響を受けやすく、食について自ら選択を行うことは難しい時期であり、学童期と同様に生活リズムや食生活が乱れやすく、本町においては、中学生の肥満や朝食の欠食率等が課題となっています。

朝食の欠食や偏食による肥満、過度のそう身等により、将来の健康に影響が出る可能性も考えられることから、自身の健康に関心を持ち、栄養バランスや適切な食事量等の判断力や選択力を養うとともに、日常的な食事の準備や調理等ができる力を身につけ、食に対する関心をより高めていくよう取り組んでいきます。

### 4-2. 主な取組

家庭での取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・「はやね・はやおき・あさごはん」を習慣付ける</li><li>・規則正しい生活を心掛ける</li><li>・基本的な調理技術と、栄養バランスや適切な食事量等を選択する力を身につける</li><li>・家族そろって食卓を囲み、コミュニケーションの場として食事の時間を楽しむ</li><li>・旬の食材や季節の行事食を取り入れた食事を心掛ける</li><li>・食の安全性や食の健康の関わりを理解し、食品を適切に選択する力を身につける</li></ul>
中学校での取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・「食に関する指導に係る全体計画」に基づき、学校全体で食育を推進する</li><li>・「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動に取り組む</li><li>・各教科等で栄養教諭や地域の生産者を活用し、給食等と連携した指導を行う</li><li>・肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響等について、必要な知識と実践力を育てる</li><li>・給食に地域食材や郷土料理、季節の行事食を取り入れる</li><li>・調理実習や農業体験を通して、食や食を育む自然環境、産業、生産者、食文化等への理解を深める機会を提供する</li><li>・給食だより等で食に関する情報を家庭へ発信して、保護者からの相談等に対して助言を行う</li><li>・食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する子どもへの対応や保護者への指導を行う</li></ul>

### 高等学校での取組

- ・「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動に取り組む
- ・各教科等の特性を生かして、食に関する指導を行う
- ・肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響等について、必要な知識と実践力を育てる
- ・社会人となる準備期間として、栄養、調理、食の安全等に関する知識と技術を習得し、実践できる能力を育てる
- ・食事がコミュニケーションの促進や精神の安定、充実といった役割を果たすことを理解し、自らの食事の場を大切にしようとする意識を育てる
- ・食料の生産や流通と食生活との関係や、環境に配慮した食生活についての関心を高める
- ・食に関する情報を家庭へ発信し、保護者の相談や助言を行う

### 地域での取組

- ・給食で地域食材活用に協力する
- ・学校で行う食育活動や体験学習に協力する
- ・飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランス、減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

## 5. 青年期（19～39 歳）

### 5-1. 取組の方向性

青年期は、これまで身につけてきた生活リズムや食習慣、食に関する知識・技能を使いながら、食生活を自己管理していくことが求められます。その一方で、大学進学や就職、また、結婚や出産、子育て等による生活の変化が多い時期でもあります。そのため、生活リズムが乱れ、朝食を欠食する人や外食の増加等、食生活も乱れやすくなりがちです。

この時期の食生活が壮年期以降の健康に大きな影響を及ぼすことから、食事の栄養バランスや生活リズムを再点検し、自らの健康状態の把握に努めるとともに、食に関する正しい情報を選択する知識を持つことが重要となります。さらに、子育ての期間と重なることも多いため、親の生活習慣や食生活が子どもに大きく影響を与えることを理解し、家庭を含めた地域全体で次世代の食育に取り組むことも求められます。

健全な食生活の実現に向けて、健康的な生活を送るための食生活の点検や、日常的な食事に旬の食材や季節の行事食等を取り入れ、食に関する知識や意識を高めて実践すること、また、家庭において子どもの食育に取り組むこと等の啓発を図ります。

### 5-2. 主な取組

#### 家庭での取組

- ・十分な睡眠や1日3食の食事等、規則正しい生活リズムをつくる
- ・食に関する知識（適正な食事量・栄養バランス・適切な塩分量・適切な野菜の量・食品表示・食の安全・安心等）を身につけ、実践する
- ・自らの食生活を点検し、望ましい食習慣の維持・改善に努め、肥満や生活習慣病を予防する
- ・家族で一緒に食卓を囲み、食について子どもと学ぶ機会を作る
- ・食の大切さや食に関する知識、食事のマナー等を子どもに伝える
- ・栽培や収穫等を通じて農業等への理解や愛着を深める
- ・蔵王の食材や季節の行事食等を食生活に取り入れる
- ・健康診断や歯科検診を定期的に受診し、健康を維持する
- ・食品ロスの削減や非常時の備えを考慮して、食品を計画的に購入する

#### 職場での取組

- ・事業所等の提供する食事の栄養バランス等に配慮し、地域の食材や季節の行事食等を取り入れる。また、健康や栄養・食生活に関する情報を提供する
- ・職場の健診等で栄養・食生活や健康に関する情報提供・保健指導を実施する

#### 地域での取組

- ・食生活改善推進員会等が行う講習会を通して、食に関する正しい情報を提供する
- ・地域の食材や行事食等についての知識を普及する
- ・飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランス、減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

## 6. 壮年期（40～64歳）

### 6-1. 取組の方向性

壮年期は、職場や家庭、地域において中心となって活躍する時期ですが、ストレスがたまりやすい年代でもあり、さらに、多忙なこともあり自身の健康管理がおろそかになる傾向があります。また、身体機能も徐々に低下し、生活習慣病等の疾病にかかりやすくなるため、規則正しい食習慣や生活習慣を守るとともに、健（検）診や保健指導等の積極的な受診等による健康管理に努めることが求められます。特に、本町では肥満の割合が高くなっているため、適正な体重を維持することの啓発等も必要です。

これらに加えて、これまで培ってきた食文化を次世代へ伝えていくことの重要性を理解し、食に関する知識や食事づくりの基本等を、家庭や地域活動の中で子ども達に伝えていく役割が期待されます。

生活習慣病の予防や健康管理の実践に向けて、自身の健康状態を把握することや栄養バランスに配慮した食事等の重要性の啓発に努めます。また、家族や友人と一緒に楽しく食事をする機会を増やすことや、地域に根付いた食文化を次世代へつなげていく機会の創出等の支援に取り組みます。

### 6-2. 主な取組

<b>家庭での取組</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・十分な睡眠や1日3食の食事等、規則正しい生活リズムをつくる</li><li>・食に関する知識（適正な食事量・栄養バランス・適切な塩分量・適切な野菜の量・食品表示・食の安全・安心等）を身につけ、実践する</li><li>・家族や自らの食生活を点検し、望ましい食習慣の維持・改善に努め、肥満や生活習慣病を予防する</li><li>・家族や友人と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感する</li><li>・食の大切さや食に関する知識、食事のマナー等を子どもに伝える</li><li>・栽培や収穫等を通じて農業等への理解や愛着を深める</li><li>・蔵王の食材や季節の行事食等を食生活に取り入れる</li><li>・健康診断や歯科検診を定期的に受診し、健康を維持する</li><li>・季節の行事食等を家族で一緒に作り、食や調理に関する知識と技術を子どもに伝える</li></ul>
<b>職場での取組</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所等の提供する食事の栄養バランス等に配慮し、地域の食材や季節の行事食等を取り入れる。また、健康や栄養・食生活に関する情報を提供する</li><li>・職場の健診等で栄養・食生活や健康に関する情報提供・保健指導を実施する</li></ul>
<b>地域での取組</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動への参加を通して、地域の食材や伝統料理、食文化等についての知識を伝える</li><li>・食生活改善推進員会等が行う講習会を通して、食に関する正しい情報を提供する</li><li>・飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランス、減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する</li></ul>

## 7. 高齢期（65歳以上）

### 7-1. 取組の方向性

高齢期は、退職や子どもの自立等の節目を迎え、社会的、精神的に大きな変化が生じるとともに、身体的には体力の低下が進み、健康への不安を感じることも多くなる時期です。

できるだけ健康を維持していくためには、自身の健康状態の把握に努め、一人ひとりに合った食生活を送ることが重要です。また、家庭内や地域における世代間交流の場等において、食に関する知識や技術、地域に根付いた食文化等を次世代に伝えていく役割が期待されます。

食を通じた豊かな生活の実現に向けて、家族や友人と一緒に楽しく食事をすることや、一人ひとりに合った食生活による健康維持の重要性を啓発するとともに、地域に根付いた食文化を次世代へつなげていく機会の創出等の支援に取り組みます。

### 7-2. 主な取組

家庭での取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・1日3食きちんと食べる</li><li>・栄養バランスや減塩等に配慮し、低栄養を予防する</li><li>・健康状態に合わせ、望ましい食生活を維持する</li><li>・家族や友人と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感する</li><li>・蔵王の食材や季節の行事食等を食生活に取り入れる</li><li>・健康診断や歯科検診を定期的に受診し、健康を維持する</li><li>・食の大切さや食に関する知識、食事のマナー等を子どもや孫に伝える</li></ul>
地域での取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動への参加を通して、地域の食材や伝統料理、食文化等についての知識を伝える</li><li>・地域の高齢者等の健康的な食生活を支える</li><li>・人との交流により、生きがいを持ち、心豊かな暮らしを実現する</li><li>・食に関する情報提供を行う</li><li>・飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランス、減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する</li></ul>

---

---

## 資料編

---

---



# 1. 蔵王町健康づくり推進協議会設置要綱

---

平成28年6月17日  
要綱第22号

(設置)

第1条 この要綱は、町民一人ひとりが主体的に健康づくりの思想を高め、生涯を通じて自らの健康は自分が守るという意欲を喚起し、地域住民に密着した総合的かつ効果的な健康づくり対策を推進するため、蔵王町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)健康づくりに関する計画等の審議に関すること。
- (2)健康づくりに関する総合的な戦略の企画立案に関すること。
- (3)健康づくりに関する知識の啓発、普及に関すること。
- (4)保健活動自主組織活動の育成に関すること。
- (5)その他健康づくりのために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる関係機関・団体等の長又はその長が指名する者20名以内をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1)保健医療関係団体
  - (2)関係行政機関
  - (3)教育関係団体
  - (4)保健福祉関係団体
  - (5)町内事業所
  - (6)住民の代表
  - (7)町関係課等
- 2 町長は、必要に応じ健康づくりの推進に関し学識を有するものを臨時委員として委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ置き、委員の互選によって決める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員を委嘱又は任命後の最初の協議会は、町長が招集する。



- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、説明や意見を聴くことができる。

(謝礼金)

第7条 委員及び前条第4項の委員以外の関係者には、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、蔵王町保健福祉課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(蔵王町健康増進・食育推進会議設置要綱の廃止)

- 2 蔵王町健康増進・食育推進会議設置要綱(平成25年蔵王町要綱第27号)は、廃止する。

## 2. 蔵王町健康づくり推進協議会委員名簿

(任期 令和4年10月1日～令和6年9月30日)

	組織	団体名	所属	役職	氏名
(1)	医療 関係者	白石市医師会	内方医院	院長	佐藤 秀一
		白石歯科医師会	真壁歯科医院	院長	真壁 秀幸
(2)	関係行政 機関	宮城県仙南保健所		技術副参事兼 総括技術次長	我妻 美幸
(3)	教育関係 団体	蔵王町校長会	町立円田中学校	校長	小原 彰
		蔵王町父母教師会連合会	町立円田小学校 父母教師会	会長	佐藤 洋三
(4)	保健福祉 関係団体	蔵王町社会福祉協議会		統括局長	我妻 敦
		蔵王町食生活改善推進員		会長	高子 陽子
(5)	町内 事業所	エコファーム蔵王株式会社		代表取締役	村上 善吉
		蔵王酪農センター		総務課長	齊藤 仁
		宮城蔵王観光株式会社		主任	小川 政則
(6)	住民代表				富田 康弘
					水澤 真伊
(7)	町関係課	まちづくり推進課		課長	佐藤 長也
		町民税務課		課長	大槻 充夫
		子育て支援課		課長	佐藤 敏彦
		教育総務課		課長	福地 実幸
		生涯学習課		課長	我妻 敏
		スポーツ振興課		課長	佐藤 孝志

### 3. 計画の策定経過

実施日	内 容
令和4年8～9月	健康づくりと食に関するアンケート調査実施 対象:町内の小学5・6年生、中学1～3年生、20歳以上の町民
令和4年10～12月	健康づくり・食育・自死対策に関するヒアリング調査実施 対象:健康づくり・食育・自死対策等に携わる組織・団体等
令和4年11月29日	第1回蔵王町健康づくり推進協議会開催 ・委嘱状交付 ・健康ざおう21プラン・食育推進計画・自死対策計画の策定概要について説明 ・健康づくりと食に関するアンケート調査結果について報告
令和5年2月27日～ 3月10日	計画案への町民からの意見募集(パブリックコメント)実施
令和5年3月28日	第2回蔵王町健康づくり推進協議会開催 ・最終計画案の検討

#### 4. 蔵王町における生きる支援関連施策一覧

No.	担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
1	総務課 保健福祉課	職員研修事業	職員対象のゲートキーパー養成研修や新任採用職員研修を実施する	職員対象のゲートキーパー養成研修を行い、全庁的に自死対策に取り組む
2	保健福祉課	こころの健康づくり講演会	こころの健康に関する講演会を実施する	町民が心の健康や、セルフケアの方法、不調時の対応等について理解を深める
3	総務課	総合案内業務	外線電話の取次ぎや、来庁者からの問合せに対し適切な担当課を案内する	相談内容に応じて相談先一覧を渡したり、関係機関につなぐ
4	町民税務課	人権擁護相談	人権の意識を高めるための啓蒙啓発を行う	
5	総務課	広報等による情報発信	行政に関する情報、生活情報の掲載と充実を図り、広報誌等を発行する	自殺対策強化月間や自殺予防週間の時期に集中的に周知したり、毎号に相談機関について掲載し周知を図る
6	まちづくり推進課	地域活動振興事務	自治会等のコミュニティ活動に関する事務を行う	各行政区の特色ある地域活動に参加することにより、人とのつながりを深める
7	建設課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う	低収入等による生活困窮者等、生活面で困難や問題を抱えている方へ、関係機関との連携を行い支援する
8	町民税務課	納税相談	住民から納税相談を受け付ける	
9	町民税務課	子ども医療費助成	子ども医療費の助成を実施する	
10	上下水道課	水道料金徴収事務	料金滞納者の納付相談を行う	
11	保健福祉課	人工透析患者通院交通費助成事業	人工透析療法を受けるための通院にかかるタクシー代又はガソリン代の一部を助成する	
12	保健福祉課	訪問介護利用者負担額減額申請	低所得者がヘルパーを継続的に利用する際に自己負担金の7割を助成する	
13	保健福祉課	養護老人ホームへの措置	65歳以上で経済的理由等により自宅で生活が困難な高齢者の入所手続きを実施する	
14	保健福祉課	在宅福祉給付金	年1回、在宅で重度障がい者を介護している家族を慰労する目的で給付金を支給する	
15	農業委員会	農業経営収入保険制度	自然災害をはじめとした様々な要因による農業所得の減収を補う制度	

No.	担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
16	農林観光課	求人情報をホームページに掲載	町のホームページにハローワークの求人情報を掲載する	求職情報を掲載し就職につながるよう支援を行う
17	農林観光課	消費生活相談	消費者相談、情報提供を行う	高額な買い物等による経済苦等について相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を行い支援する
18	保健福祉課	こころの相談	精神科医や心理職、保健師が不眠やこころの悩みに関する相談を行う	相談内容に応じて、精神科医又は心理職が対応し、相談支援の実施や必要に応じて関係機関と連携し、支援する
19	保健福祉課	早期支援連絡事業	医療機関等が心の不調や症状悪化の方を把握した場合に、保健福祉課へ連絡し、連絡を受けた保健師等が相談対応する	不眠、食欲低下、無気力等精神症状のある方の相談に応じ、受診等を勧めるとともに必要に応じて関係機関を紹介し、支援する
20	保健福祉課 総務課	ゲートキーパー養成研修	町民や教育関係等にゲートキーパー養成研修を実施する	深刻な悩みや精神症状がある方を把握した場合には、適切な相談機関へつなぐとともに、関係機関と連携し切れ目のない支援を行う
21	保健福祉課	なんでも健康相談	管理栄養士が生活習慣病等についての食事相談を行う	
22	保健福祉課	物忘れ相談	精神科医と保健師等が物忘れや認知症ケアに関する相談を行う	
23	保健福祉課	高齢者総合相談	地域包括支援センターが高齢者に関する相談を行う	
24	保健福祉課	基幹相談支援センター業務	障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整、仙南地域自立支援協議会でのネットワーク構築、虐待防止センターの役割を担う	
25	保健福祉課	障害福祉サービス給付に関する事業	居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護、相談支援、就労支援事業等を利用する障がい者の相談や受給手続きを実施する	
26	保健福祉課	障害者相談員による相談業務	障害者相談員が相談業務を行う	
27	保健福祉課	民生児童委員事務	民生児童委員が地域住民の相談・支援等を実施する	
28	保健福祉課	健康推進員研修会	健康づくりに関する情報提供や自死対策に関する研修会を実施する	
29	保健福祉課	食生活改善推進員会活動	地域住民の食生活の改善を図る活動を行う	
30	農業委員会	農地パトロール	委員による農家や農地の見守りを行う	

No.	担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
31	保健福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者等に対して手話通訳者等を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う	相談やサービス受給によって、障がい者本人や家族の負担軽減を図るとともに、関わる支援者が、生活上の困難や問題に気づき、相談機関等へつなぐ役割を果たす
32	保健福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度について理解し、日常生活に必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する	
33	保健福祉課	訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る	
34	保健福祉課	日中一時支援事業	障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を支援する	
35	保健福祉課	自立支援医療給付事業	更生医療、精神通院にかかる受給申請事務を行う	
36	保健福祉課	ゆったりサロン	精神疾患を持つ方のための居場所づくりの場を提供する	精神疾患を持つ方やその家族の生きがい、健康づくりへの支援及び社会参加活動を促進する
37	保健福祉課	精神障害者当事者会	在宅で生活している精神・知的障がい者の仲間づくりの場として支援する	
38	保健福祉課	精神障害者家族会	会員が病気について学び理解し、支えあい、親睦と融和を図る	
39	子育て支援課	子育てほっとサロン(育児相談)	保護者が悩みを語り合い、専門職から助言や情報提供することにより、育児不安や孤立感を軽減する	親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩みを軽減し、孤立化を防ぐとともに、相談に応じて職員等が適切な相談機関へつなぎ、切れ目のない支援を行う
40	子育て支援課	子育て相談	子育てに関する相談に応じ、育児不安や孤立感を軽減する	
41	子育て支援課	子育て支援センターふれあい広場	親子の遊び場の設置。必要に応じて職員が子育ての悩みを聞いたり、保護者同士のつながりのきっかけを作ったりする	
42	生涯学習課	家庭教育支援事業 公民館講座	家庭教育支援講座「ママカフェ」公民館講座を実施する	

No.	担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	
43	子育て支援課	あったか支援金支給申請	12歳から18歳の児童を養育する母子父子世帯へ支援金の支給事務を行う	普段と異なる児童生徒を把握した場合や生活困窮、精神症状が心配な保護者等を把握した場合には、関係機関と連携し、適切な相談機関につなぎ、切れ目のない支援を行う	
44	子育て支援課 教育総務課	保育所・認定こども園・幼稚園の運営	送迎時の保護者への声かけや見守りを行う		
45	教育総務課	奨学金に関する事務	蔵王町育英会。資金面での援助を行うことで、将来への希望を持ってもらう		
46	教育総務課	保幼小中連携事業	保育所・幼稚園・小学校・中学校間で連携し、児童生徒が新しい環境にスムーズに移行できるようサポートする		
47	教育総務課	就学援助費事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品等の必要な費用を一部援助する		
48	子育て支援課 教育総務課	預かり保育	それぞれの家庭状況に応じ、必要な家庭には預かり保育を行うことで、経済的にも支援できる		保護者の負担を軽減し、話を聴く機会と捉え、必要時、適切な相談機関につなぎ、切れ目のない支援を行う
49	子育て支援課	放課後児童クラブ	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学生を、放課後及び長期休業中に児童保育する		
50	子育て支援課	ざおう子育てサポート事業	通院や行事等で子どもを預かってほしい時間に、地域の協力会員が一時預かりの応援をする		
51	生涯学習課	蔵王町子育てサポーターチーム支援事業	「すまいるハート」活動事業を実施する		
52	教育総務課	教育相談(いじめ含む)	教育上や思春期の悩み、心配ごとの相談を教育相談員やスクールカウンセラーが受け付ける。また、仕事の都合上等で来室できない場合には電話相談も行う		
53	教育総務課	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活支援と保護者に対する相談を行う	子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を把握した場合、相談機関につなげるとともに、児童生徒への自死対策に関する教育を行う	
54	教育総務課	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催	不登校対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や教育相談員との連携強化を図る		
55	教育総務課	登校サポートボランティアの活用	スクールソーシャルワーカーや教育相談員等が連携し1日も早い学校への復帰を目指し、個の状況に応じた支援を行う		

No.	担当課	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容
56	教育総務課	長期休業中学習支援	臨床心理士や社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーが積極的に関わることで、学校への復帰を促す	
57	生涯学習課	PTA活動支援・育成に関する事務	PTAや子ども会育成会、母親クラブ等が連携し、セミナーや講演会を実施する	児童生徒への自死対策に関する教育や子どもの自死に関する講演等の実施を検討する
58	生涯学習課	蔵王町子ども会育成会	蔵王町父母教師会連合会を支援し、教育講演会を開催する	
59	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	地域・学校・家庭の連携による土台づくりのため協働教育地域コーディネーターを配置する	子どもの健全育成を目的に活動する各種団体との相互交流や連携を推進し、子どもからのSOSを受け取った際には適切な相談機関につなぎ、切れ目のない支援を行う
60	生涯学習課	ジュニアリーダーの育成事業(ざおうっ子応援団)	地域社会の活性化を図りながら青少年層の支援をしていく	
61	生涯学習課	子ども会育成事業	子ども会大会、インリーダー合宿研修会、ジュニアリーダー初級、総合研修会、子ども会育成会だよりの発行を行う	
62	生涯学習課	生涯学習出前講座	公民館事業として町職員が地域へ出向いて講座を実施する	住民の生きがい、健康づくりへの支援及び社会参加活動を促進する
63	生涯学習課	図書館の管理	生涯学習の場としての読書環境の充実等、教育・文化サービスの提供を図る	
64	スポーツ振興課	B&G海洋センターの管理	運動環境の充実と自主サークル等への支援を実施する	



第3期健康さおう21プラン及び  
第2期蔵王町食育推進計画  
(中間見直し版)  
第2期蔵王町自死対策計画

---

発行：蔵王町

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL 0224-33-2003 (保健福祉課)

